

に依る事と致しました事は要綱で決めて頂きました通りで御座います。併しながら、事業年度の中に、相當規模の事業を合併したり又は譲り受けたり致しましたやうな場合とか、或ひは、開業の年度等に於きましては、その期の益金に對應するやうな平均建設費をとる事と致しました。かくして算定致しました益金割合を乗ずべき出資設備の建設費は、この第一號の建設費と同じものであります。而して還元率につきましては未だ勅令の公布は御座いませぬが、先日御決定願ひました通りの率に依り一應計算致しました。大體以上のやうな方法に依りまして算定せられました第二號の金額と、先に申述べました第一號の金額とを加へまして二分致しましたものが結局の評價格となる譯で御座います。以上を以つて評價算定の概要を申述べました次第であります。何卒本議案につきまして御審議の程を御願ひ致します。

なほ、御参考に申し上げますが、概算額の評價總括表に掲げました現在帳簿價額は、大體會社が現在記帳して居ります價額でありますが、公營事業者中には、公債の償還を以つて減價銷却に代へて居るものが御座います。借方には「オリヂナル・コスト」を掲げて居りますから、公債既償還額、即ち、資金の回收額を考慮に入れたものを帳簿價額の欄に掲げて置きました。又、本日提出致しました十四事業者以外の分につきましては、目下鋭意精確に計算中で御座いまして、次回以後に於きまして御審議を御願ひ致す豫定であります。

右については石渡委員より簡単な質問があつたのみで政府の執れる評價進行上の具體的方法を妥當なりとして異議なくこれは承認した。次いで十四會社の細目に涉る評價額の審議に入り、藤井準備局長は先づ京濱電力について左の如き説明を行つた。

さて、本日御諮り致しますのは京濱電力株式会社外十三會社で御座いますが、先づ京濱電力會社について

説明申し上げます。京濱電力會社につきましては別に申上げる程の事も御座いませぬがこの會社の出資設備は別に御手許に出資電力設備一覽といふのが差上げて御座いますがその六番目にこの會社の出資設備が載つて居ります。これで御分りになるやうに霞澤奈川渡線といふ極く短い十五萬「ボルト」の送電線十七「キロメートル」の出資設備について御座います。なほ變電所も霞澤變電所の七萬二千「キロボルトアンペア」のものが一つ御座います。全般的に一應調査について申上げますればこの(一)の方から申上げます。(二)の第一號の金額といふ中で、發電設備が御座いませぬからこれは空欄になつて居りますが、送電設備は先程の短かい送電線に該當するもので御座いまして、出資設備の建設費といふものは大體會社の報告金額を基に致しまして、種々證據書類で先程申上げましたやうな方法に依りまして、眞實且つ有效なる建設費を其處に掲げまして、それから評價要綱で御決め願ひました銷却率で減價銷却金額を算出しこれを差引いたものが、下段に御座います建設費より減價銷却金額を控除したる金額となつて居ります。變電設備も同様でありまして送電設備總てを合して百四十六萬四千四百三十二圓、それから減價銷却金額を控除しましたものが百八萬一千五百圓と出て居ります。それが(一)の第一號の金額として上つて居ります。第二號の金額は、過去十年間に於ける各事業年度の平均建設費の合計額と申しますのは先程説明申上げましたやうに、種々帳面を調べまして、過去十年間の平均建設費の合計額を此處に掲げました。この修正率と申しますのは先程説明申上げましたやうに、出資設備の建設に對する眞實且つ有效なる投資額を出資設備に對する投資額で割つたものがこの修正率で御座います。この修正率を、前段の過去十年間に於ける各事業年度の平均建設費の合計額に掛けたものがその次の平均建設費の合計額を修正せる額といふ事になつて居るのであります。その次の過去十年間に於ける事業収入の合計額と申しますのは、先程説明申上げましたが、種々の手數を経まして算定しました處の

収入で御座います。それから次は同様の方法に依りまして算定しました處の支出で御座います。過去十年間の益金の合計額と申しますのは、その収入から支出を差引いたものであります。益金の年平均割合と申しますのは、その益金の合計額を平均建設費の合計額を修正せる額で割つたものに二を掛けたもので御座います。これは何故掛けるかと申しますと、半年分のもので御座いますから二を掛けまして一年分にした譯であります。これがその所謂益金の平均割合になるので御座います。それからその次の出資設備の建設費に益金の平均割合を乗じた金額と申しますのは、前の第一號の建設費の合計額に、丁度今申しました益金の年平均割合といふものを、即ち、九・一九九幾許の「パーセンテージ」を掛けたものであります。最後に出て参りましたのは、その金額を七分に還元した、即ち、七分で割つたもので御座います。これが第二號の金額として出て来る譯で御座います。さうして第一號の金額と第二號の金額を加へまして二で割つたものが評價額と相成るので御座います。この京濱電力の場合に於きましては、斯様に「ブック・ヴァリュ」と評價額とを比べますと二十八萬圓ばかり、割合で申しますと二二・九%程の増になつて表はれて居る譯であります。この會社は割合出資部分も尠う御座いますし、又内容的にもさう悪い所は發見致しませぬので特に申上げる事は御座いませぬ。

茲で一事業者宛順次審議すべきや或は提案十四會社につき一括説明を爲すべきやについて各委員懇談の結果更に藤井次長より十四會社の評價について一通り説明することになり、左の如く具體的な説明を行つた。

藤井幹事 それでは一通り十四社について説明申上げます。

鬼怒川水力電気の問題につきましては先程も一寸御尋ねも御座いましたが、これは御覽の通りに帳簿價格よりも百十一萬圓も「アンダー・ヴァリュ」される事になるのであります。その理由は先程も申しまし

たやうに本會社は大正九年の下期頃から十一年の上期頃までに、配當政策のために、已むを得ず評價上げを致しました形跡があるのであります。これは約百三十萬圓程度のものであるかと思ひます。さういふものを第一號の金額に於いて差引かなければならぬのであります。これを言葉を変へて申しますれば、この會社の帳簿價格といふものと建設費といふものと開きがあるといふ事です。この調査で御覽下されれば解ります。が、帳簿價格は一千四十萬圓となつて居りますがそれを(二)の第一號の金額の一番上の欄の合計額一千四十一萬四千四百四十六圓とが殆んど同じになつて居ります事は不合理なので御座います。これが若し相當銷却された堅實なる資産であるとするならば或る程度の開きがなくてはならないと考へられるのであります。隨ひまして今申上げましたやうに帳簿上に明らかに評價上げをしたものと推定し得る場合にはこれを控除して計算しませぬと、眞實且つ有效なものになりませぬからそれを控除したのであります。それから二號の方の修正率は普通の場合に於きましては、一〇〇%以下になるので御座いますが、これは一〇〇%以上になつて居ります。これは經費支辨のものを建設費に入れたからであります。これは丁度一號の方の問題にもなつて参りますが、建設費に入れてよいものを經費に入れたりして居ります。併しそれでは氣の毒だから建設費の方に入れようと、かういふ事を致しましたのであります。そのために會社の帳簿よりも多くなつて来たに率が上つて来たのであります。なほ序に御参考までに申上げて置きますが、先程この帳簿面で評價上げをしたといふ事を申上げましたが、これは先程百三十萬圓と申したのは出資部分に對しての割合でございまして、それを全事業設備について見ますならば、二百五十五萬圓ほどになつて居ります。隨つて二號の計算を致します場合には二百五十五萬圓といふものは當然差引かれなければならぬこととなります關係上これを控除致したので御座います。さういふ譯で、鬼怒川水力電気會社に對しましては眞に氣の毒では御

座いますが事情止むを得ず評換損を招くの結果が出たので御座います。なほ甚だ恐縮で御座いますが、出資設備一覽を對照して御覽願へれば大變好都合と存じます。鬼怒川は其處の八番目で御座います。鬼怒川の出資送電設備、變電設備は割合多く、火力發電設備も二萬三千「キロ」許りのもので御座います。金額と致しましても相當の額に上つて居ります。

次に中央電氣會社の説明を申上ります。調書で御覽願ひますやうに、本會社の出資には變電設備、發電設備は御座いませぬ。送電設備だけで、而も極く單純な線のみでありまして金額と致しましても僅かで御座います。而してこの會社には一號、二號共大きな問題は御座いませぬ。たゞ二號で細かい事で御座いますが御披露申上げて置きたい事は、三十周年記念のために、國防献金とかその他の公共事業に寄附した金が約三十萬圓許り御座います。これは私共の方では臨時損失と見まして収益の計算に影響がないやうに取扱つて居るのであります。これは一例で御座いますが、かういふ細かい所まで相當氣を配つて居るつもりで御座います。なほ中央電氣は、帳簿價格が建設費よりも相當下廻つて居りますが、これはそれだけのものを銷却してあるからであります。

その次は矢作水力會社で御座います。これは次の頁にあります。この矢作水力會社は名古屋に在ります火力發電所と天龍川筋に在ります泰阜といふ水力發電所から名古屋方面に至る送電線と、それにくつ付いて居る變電所を出資するので御座います。出資設備としてはさう大したものではありませんが金額が相當に上つて居ります。これは、火力發電設備を含んで居るからであります。矢作水力會社については一號の方の問題では極めて小さい問題ではあります。御披露申上げれば、十周年記念賞典と致しまして従業員に約一萬七千圓許りのものを分配して居りまして、これを火力發電所の建設費に計上して居りますが、これは建

設費に入れるべき性質のものでは御座いせんので建設費から控除致しました。その他には一號の方では大きな問題は御座いませぬ。二號の方に於きましては、これは天龍川電力を昭和六年十月三十一日に合併致したので御座いますが、十月中の収入支出をそのまゝ、矢作の方に引継ぎましたが、矢作の事業年度の始めは十月一日になつて居るために、承継致しました設備に關する収益はその期の全部を含むと云ふ勘定になりますので、これは期の始めに承継致しましたものとして、平均建設費を見る事として若干の補正を致して居ります。なほ、白山水力といふ會社も同様に合併致しましたが、今申しましたのと同じやうな手續で適當に補正致したので御座います。その外には大して内容に狂ひは御座いませぬ。本會社も、帳簿價格と先程の建設費とを御覽下されば解りますやうに、相當程度に銷却した跡が歴然として居ります。なほその送電線は建設後日も新らしいので御座います。火力發電設備の如きも非常に手入の宜しい保守の行届いた設備で御座います。中味も大變宜しう御座います。随ひまして、評價の上に於きましては八・七%方「オーバ・パリュ」せられる結果になつて居るので御座います。

その次は阪神電氣鐵道で御座います。この會社は御承知のやうに主として大阪、神戸間をつなぐ鐵道とその附近の電氣供給を致して居る會社で御座います。めぼしい送電線、變電所はありません。たゞ火力發電所のみを出資させる事と致しましたので、出資設備としては非常に單純なもので御座います。この方につき一號で申上げる事は、經費で支辨致しました三萬六千圓程度のものを建設費と見ました。これは「タービン」を補強致しますための所謂改良費とも見るべきもの等で御座います。會社は經費支辨と致して居りますが、建設費を構成するものと見まして、建設費の方に加へたので御座います。次の二號の方の修正率に於きまして一〇〇%以上になつて居りますのはその建設費が會社から云つて來て居るものよりも多くなつて來て

居るため御座います。それから二號の方で申上げまする點は、阪神電氣鐵道は土地、建物事業とか食堂事業とか、或いは現在御座いませぬが最近まで自動車事業等の兼業を營んで居つたので御座いますが、これは電氣事業で御座いませぬから、これらの兼業に屬するものは益金計算から除外致しました。なほ御參考の爲に申上げますが、旅客誘致施設とも見るべき沿線の運動場とか遊園地のやうなものは、電氣事業と會計が一緒に整理されて居りまして、一體と見るべきものと存じまして、これは電氣事業の中に包含して計算致したので御座います。

更にこの際附加へて説明申上げたい事は、彼の關西風水害の如き場合の出費を臨時損失として處理致しまして益金の方面には影響がないやうに取計ひました事でありませぬ。これは阪神電氣鐵道許りではなく、關西方面に於きましてはかういふやうな突發的な天災地變に依る處の損害の復舊工事については他社についても同様に取扱つたので御座います。

阪神電氣事業の場合に於きましても、評價額と出資設備の建設費との間に相當な開きが御座いまして、妥當に銷却して居るといふ事が解るかと思ひます。

その次は南海鐵道で御座いますが、これはその次の頁に御座います。これも御承知のやうに電氣鐵道事業とその附近の電氣供給事業を營んで居る會社で御座いまして目ぼしい送電線や變電所は御座いませぬ。主として發電設備のみを出資させるので御座いますが、たゞそれに附けたり若干の送電設備を出資させるので御座います。南海鐵道の方で御披露申上げたい事は、一號の方に於きまして豫備品その他工費等經費支辨のものが約一萬八千圓許り御座いますが、これは建設費と認むべきものと存じまして建設費の方に組入れた點で御座います。第二號の方につきましては、修正率が低くなつて居りますが、これは堺の火力發電所の建設

費中に社債募集に關する費用約十萬三千圓の經費支辨と認められるものがありましたから、これを差引した關係でかやうの結果になつたので御座います。なほ、南海鐵道特有の問題で御座いますが、難波驛の建設工事或いは複複線工事のやうに假勘定を通さず直接本勘定で整理致しましたものにつきましても、收益を生まない處の假勘定中の期間に於ける投資額はこれを建設費から控除致しまして、不利益を生ずる事のないやうに取計らひました。なほ難波驛の問題でありませぬが、現在難波驛の建物の一部を高島屋等に賃貸致して居りますが、その部分の建設費とか、經費の如きものは、毎年度毎に適確に區分する事が困難でありまして、これは便宜鐵道事業中に含ませて計算致したのであります。この點に於きましては事業者もさうあるべきだといふ事を是認して居るやうであります。その他につきましては別に申上げる事は御座いませぬ。大體會社の内容等も堅實なやうに存じて居ります。

その次は今津發電株式會社であります。この會社は宇治川電氣會社と、阪神急行電鐵會社との共同出資になり火力發電のみを目的として居る會社であります。別に取立てて申上げる程のもので御座いませぬが、たゞ御注意願ひたい事は、この會社は非常に——四〇%といふ大幅の割増になつて評價されて居ることでありませぬ。併しこれには又それ相當の理由があるのでありまして、この調書の建設費と帳簿價格とを比較して御覽下されば解りますやうに、建設費の半分以下に帳簿價格がなつて居ります。この事は會社がやり過ぎる位に銷却して居り、隨つて帳簿價格が安過ぎるので御座います。即ち非常に澤山の銷却を致して居るのであります。

次は廣島電氣會社の問題であります。廣島電氣會社の方で御注意願ひたい點は、一號の建設費と現在の帳簿價格との開きの尠いといふ點であります。この事は取りも直さず減價銷却が尠かつたといふ事なので御座います。隨ひまして、一號の方の金額は相當減つて來て居ります。それから全事業の建設費中に、廣島電燈

と廣島吳電力との合併の場合に於ける較差金九百二十六萬圓といふものなどが含まれて居りますが、二號の計算の場合に矢張これが響いて來る譯であります。かやうな譯でこの會社は遺憾ながら若干の「アンダー・ヴァリュエー」せられました、約五十一萬圓程度の評價損が生じます。この會社自体は非常に良い會社の一つになつて居りますので、帳面の方の故ではないのではありまするが、全く先程申上りましたやうに事業合同の場合に於ける較差金が累をなしてかういふ結果となつたのであります。——甚だ申遅れましたが、廣島電氣は今の處から五枚目に御座います。

その次は一枚前の方に還りまして出雲電氣で御座います。出雲電氣の出資設備は御覽の通りに、松江の火力發電所と、極く短い送電線だけで極めて單純なので御座います。帳簿の整理等も良く、その他特に申上げらるやうなこともないやうに存じます。

それから次の伊豫鐵道電氣で御座います。伊豫鐵道電氣はこれは廣島電氣から三つ目の處に御座います。これは今治にあります火力發電設備と、それから高知縣方面に參つて居ります送電線を母體と致しまして若干の線路とを出資するのであります。四國の方面に於ける事業者としては割合澤山のものを出資して居るのであります。本會社につきまして御披露申上げて置きたい點は、一號の方に於きまして約一萬一千圓許りの機械類の購入を経費支辨に致して居りますが、先程も南海鐵道か何處かの場合に申上げましたやうにこれは建設費に組替へるべきものでありますから、左様に整理致しました。二號の中では、この會社の特殊事情で御座いますが、本會社は鐵道事業を營んで居るのであります。その中で高濱線と稱する鐵道は電氣鐵道と蒸氣鐵道と兩者を混用致して居ります。この兩者を區分して呉れといふ事業者の希望もあります。吾々も區分出來るものならば區分すべきものだと思ひまして、區分し得る限り區分いたしました。分割が困難な

るものは走行「キロメートル」に按分致しまして、蒸氣鐵道を控除する事と致しました。その他の問題につきましては特に申上げる事も御座いませぬ。帳簿の方の整理も相當行届いて居り、銷却も或る程度まで出來て居るやうであります。二號の方を御覽下されば解るやうに非常に収益率が高いのであります。益金の年平均割合が一〇・三%にも上つて居るやうな有様で非常に優良な會社であり、随つて、二號の計算では建設費より約二百萬圓も多くなつて參りました。それでこれを一號と噛み合せましたも相當多額の「オーバー・ヴァリュエー」される譯になるのであります。

その次は四國中央電力會社であります。これは伊豫鐵道電氣より丁度一つ前の處にあります。出資設備と致しましては、高知縣方面から新居濱に參ります送電線が主たるものであります。火力發電設備、變電設備等は御座いませぬ。この會社につきましては、特に御披露申上るやうな點は御座いませぬ。この會社は御承知のやうに、住友の傍系會社で御座います。内容も非常にがっちりして居り、随ひまして、帳簿も大體によく整つて、利益も「モデレート」に出して居りまして、典型的な會社と申して宜いかと存じます。評價の方に於きましても殆んど「ブック・ヴァリュエー」に近く百十五萬圓に對して七萬圓許りの「オーヴァー・ヴァリュエー」で、殆んどとんとんと申しても宜しい位のものであります。

その次は四國水力の問題で御座います。参考書では、もう一つ逆戻りの前の方に御座います。これは極く短かい送電線を、——十二「キロメートル」許りの送電線のみを出資するのであります。取立てて申上げる事も御座いませぬ。この調書で御覽願ひまするやうに、出資設備の建設費と帳簿價格とが適當に釣合つて居ります。それから裏の方を御覽下さればお解りになるやうに、益金の平均割合も非常に高く内容も良好な會社で御座います。評價と致しましても僅か九萬圓のものに對して三萬圓と云ふ評價増になつて居ります。

が、これは二號の方で高くなる結果かういふやうになるのであります。

その次は九州水力電気會社であります。これは四國水力から五番目邊で御座います。この會社も出資部は極く僅かの送電設備と變電設備のみでありまして、出資財産と致しましては、極く僅かのもので御座います。本會社については別に取立てて申上げる程の事も御座いませぬ。會社の内容と致しましても、帳簿價額とそれから建設費とを御覽下さればお解りになりますやうに殆んど同じであります。これが殆んど同じなのはどういふ譯かと申しますれば、極く最近出來た設備でありますために減價鎖却の必要が少いためであります。建設費と帳簿價格の殆んど一致して居るといふ事は寧ろ當然なのであります。随つて、かういふやうなものは本來からいへば建設費のまゝで出資せしむべきものでありませうが、法律の建物上、この會社のやうに収益率の高い所に於きましては若干の評價増になる事は已むを得ないのであります。

最後に熊本電氣で御座いますが、これは九州水力の次に調書が御座います。これも出資設備と致しましては送電設備と變電設備の極く僅かのもののみで御座いまして、設備自體についても御披露申上げるやうな問題も御座いませぬのみならず、帳簿の整理と致しましても大體によく出來て居りまして、殆んど査定を加へた點が無いのであります。又會社の利益も非常によく、随ひましてこれ亦九州水力と同じやうに若干の評價増になる結果になつたので御座います。以上で大體本日の十四會社につきまして主なる點を御披露申上げた次第で御座います。なほ、細かい點につきまして御遠慮なしに御尋ね願ひたいと存じます。

藤井次長はなほ實地調査が如何にして行はれたかに關し特に次の如く説明を附加した。

藤井幹事 調査の方法につきまして一應申上げますが、これは出資設備はこれ／＼のものだといふ事を會社の方に知らせてやりまして、會社の方からそれにつきまして、種々の書類を提出致させ、その調書に基き

まして、十一月の終り頃まで掛りまして、各々の専門家を現場に派遣せしめ、出資設備につきましては丹念に現場調査を致しますと同時に、その設備が建設されましたから、今日までの経過の分りますやう凡ゆる證據書類につきまして十分調査を遂げました。而してその際會社の會計なり調度なりの係りの人々の立會を求め出來るだけの手段を盡しました。なほ會社からもその後種々の希望を申出たものもございまして、さういふものについても尤もだと思ふものは出來るだけ取り入れるやうに致しました。又我々と致しましても帳面上どうもおかしいといふものは飽くまで究明して、除くべきものは除き、取入れるべきものは取り入れるといふ事に致したのであります。鬼怒川水力電氣の場合の一例を申上げますれば、その火力發電所に古い設備が一つあるのであります。本來ならば既に撤去して銷却して居なければならぬ筈のもので御座います。會社として豫備等の關係もあつたのでせうが、役所の方面では既に撤去して處分して居るであらうと認めて居つたやうな設備なのであります。それは二十五「サイクル」の火力發電設備なんで御座います。別に「サイクル・チェンジャー」があるので附いて居るのであります。會社としてはそれだけ残されたんぢや困るので、設備が現實にあるのだからかういふものを残さないやうに考へて貰ひたいといふやうな希望がありました。私共と致しましては現場を見まして、空なものを買ふ譯には參りませぬが、事實さういふものがあり、眞實且つ有効でありますならば一考の價値があると存じまして、これを取り入れる事に致しました例も御座います。斯様に出來るだけ獨斷に流れるやうな事は避けて居ります。なほ、先程帳簿上の評價上げの事を申しましたが、これは會社の主腦者からも十分説明のあつた事項なんで御座います。

當日は此等の議案に對して一應決定を見、爾後の出資者の分は更に續開することになつた。

第五回委員會

第五回電力評價審査委員会は昭和十三年十二月七日逓信大臣官邸に於いて開かれた。當日の議題の範圍は九會社、二市、二縣の電氣事業の出資設備に關する評價であつた。先づ藤井準備局長から前回に引續いて左の如き説明があつた。

藤井幹事 それでは前回に引續きまして説明申上げ度いと存じます。本日はたゞ今會長からお話がありましたやうに東信電氣株式会社外十二事業者につきましての評價の概要を申上げ度いと存じます。

さて、東信電氣會社はその電力の大部分を東京電燈に卸賣をして居る會社でございます。主として水利地點に恵まれて居りますのと帳簿の整理その他經營上比較的堅實に經營して居ります關係上、業績は甚だ良好な會社の一つになつて居ります。今回の出資設備は送電線が一つ、變電所が二つでございます。出資財産と致しましては極めて僅少なものでございます。この評價の内容につきまして、先づ第一號の評價について申上げます。この中で上信送電線は吾妻川電力を合併の際に廉く買ひました、五萬七千圓許りの差益を建設費で切捨ててありましたが、これは建設費として戻した方が適當なのでございますから戻すこと、致しました。一面銷却は建設の當時に廻りまして計算したのであります。その他には別に取上げて申す程のこともございません。第二號の評價につきましては全事業設備並びに収入支出共殆ど実績通りを採りました。先程も申上げましたやうに帳簿の整理等が行届いて居りますので、會社に備付けてあります帳簿を信頼して結構かと存じます。その結果と致しまして評價額が二百一十一萬一千九百五十四圓といふことに相成つて居ります。帳簿價額に較べまして八十三萬圓許り「パーセンテージ」と致しましては六四・八%といふ非常な開きを以ちまして評價益が出て參ることになるのでございます。

その次は山陽中央水電會社でございます。この會社は、兵庫縣、岡山縣、廣島縣の三縣下に散在的に供給區域を持つて居りまする一般供給を目的として居る會社でございます。この會社の出資設備は五大電力以外の會社と致しましては比較的澤山出資させることになるのでございまして、この參考書で御覽下さいますやうに、送電線、變電所の外に飾磨にありする相當大きな火力發電所を出資致すのでございます。その關係上出資額は相當多額に上つて居るのであります。この評價につきましては、第一號の出資設備の建設費について舊播磨水力電氣合併の際の較差損金十萬八千二百二十五圓を加算してありますから、これは眞實且つ有效なる建設費と認め難いのでこれを控除すること、致しました。その他經費支辨とすべきものが約二千六百圓程ありましたので控除し、別科目に整理してあります建設利息はこれを加算しました。第二號の評價につきましては、全事業設備について別計理してありました建設利息を延で百七十五萬圓程ありますが、これは建設費に加算してございませぬから、これを各々の設備に割當て、加算すること、致しました。なほ假勘定や不動産から本勘定に組替へた金額も二萬一千圓程あります。かくの如くして算出致しました結果は「ブック・ウェアリユー」に較べまして百四十五萬圓、割合で申しますれば、七・四%といふ相當大きな評價損が出て來る結果となつて居るのでございます。この原因は主として第二號の評價に於きまして益金の平均割合が低いからでございます。それは調書の(ロ)の「第二號の金額」の内譯を御覽下さると分りますやうに、益金の年平均割合が六%許りにしかなつて居りませぬから、二號の方で多くの金額で出て來ない結果でございます。而してこれはどういふ譯でさういふことになるかと申しますると建設費就中水力發電設備が非常に高いがためでございます。いひ換へて申しますれば、建設費が非常に高いのに利益がそれ程上つて居ない、さういふ爲に二號の方での評價が高く出て來ない、その結果この會社にとつて誠に氣の毒であります。百四十五萬圓の評價損が出て來るのでございます。なほ御參考までに申上げて置きますが、この會社は一體

に減價鎖却も少いやうに存ぜられますのでかういふ結果を來すことは己むを得ないかと存じます。

その次は三番目の中國合同電氣でございます。この中國合同電氣會社は岡山縣の大部分と兵庫縣及び廣島縣の一部分を供給區域として居る會社でございます。業績は極めて順調でございます。今回の出資設備は岡山にあります所の三幡の發電所と兵庫縣にあります網干の發電所の二つと、僅か許りの送電線が二つと變電所が一つでございます。而して第一號の出資設備の建設費の方から申しますれば、主なるものは發電設備中に撤去設備に屬するもの等がありましたので、それらに對する金額三萬九千九百圓許りのものを控除することに致したのであります。これは理論上當然のことかと存じます。それから第二號の點について申し上げますが、収入に於きましては、配電盤等の貯藏品の賣却益の一萬二千五百圓ばかりのものがございするが、これは事業外の収入でございますから事業収入中より控除致しました。次に鳥取電燈といふ會社がこの會社の姉妹會社になつて居りますが、その鳥取電燈の送電線の工事を中國合同電氣が請負つてこれを施行したことがございます。この請負収入約五萬三千六百圓といふものも事業収入に入れて居りますが、かくの如きものは事業収入とは認め難いものでございますから、これを控除すること、致しました。それから第三に特別工事寄附金と致しまして受入れたる金額が五萬五千七百圓許りありましたが、これは利益として處分することは妥當ではございませぬから事業収入から控除すること、致しました。又逆に事業外収入に計上してありました電柱廣告料器具賣上益一萬三千二百圓程を事業収入に加算致しました。他面支出について申上げますれば、役員の退職慰勞金十八萬八千圓許りは元來利益金處分として支出す可きものでございすから事業支出の中からはこれを控除すること、致しました。併しながらこの會社は「ブック・ヴァリユー」に較べまして九十七萬圓といふ評價益があるのでございます。これは先程も申しましたやうに業績がよろしい

ために第二號の方に於いて相當の金額が算出された結果でございます。

その次は九州電氣軌道でございます。この會社は御承知でございますが北九州方面を供給區域と致して居りまして電氣鐵道と同時に電氣供給事業を營んで居る會社でございます。過去に於きまして高配當を維持して株價を保たうといふことに専念致しましたために多少の問題を起したこともありますが、元來御承知の通り重工業の中心地でございます北九州一帯で事業を營んで居ります關係上非常にその營業地盤が宜しうございます。随ひまして電氣事業自體としてこれを觀察致しますれば、その内容は必ずしも悪くはないのでございます。又設備そのものを見ましてもこれは調書で御覽願ひますやうに相當金額の出資にはなつて居りますが、その大部分は小倉なり大門にございす火力發電設備なのでございますが、その火力發電設備の保守は非常に宜しうございますし、その運営につきましても非常に氣を配つて居りまして、この點には模範的と迄は申し兼ねますが相當敬意を拂つていいではないかと存じて居ります。而してこれらの評價について申上げますが、第一號の方で申上げますれば、出資設備の建設費中に既に撤去せるために現在存在しないところの設備の金額を控除して居りませぬものが、三十六萬圓餘でございますが、これは當然控除す可きものと考へまして建設費から控除致しました。それかれから經費支辨の致さなければならぬところの社債發行のための諸費用をの他建設に關係のないところの諸費用を建設費に計上したものが約九十七萬程でございますが、これも當然建設費から控除す可きものと考へまして、同様建設費から控除致しました。その他には第一號については特に申上げることがございませぬ。第二號につきまして、電氣事業設備の建設費中から控除致しました主なるものは、本勘定に整理しなければならぬものでなほ假勘定に計上いたしてありましたものを整理しまして本勘定の方に入れました。それから撤去滅失致して居りますところの設備に對してその金額

を控除致して居りませぬものが御座いましたので、これらは當然建設費から控除す可きものと考へまして控除すること、致しました。それからその三と致しまして不動産に組替へなければならぬものを計上して居りましたが、これも適當に補整しこれらを合計致しますると十年間の延で約八百三十萬圓といふものを建設費から控除したこと、でございます。その他損益に對して補整した主なるものを御披露申し上げますと、収入の方面に於きましては假裝収入とも考へられますところの百八十二萬五千圓といふものを減額致しまして、一面事業外の雑収益の中に電気事業収入と認めらるべきものがございまして、この方は二十三萬七千圓許り増額すること、致しました。次の支出につきましては臨時損失に整理して居りますところの燃料費十萬六千圓ばかり、これを發電費に加算致したのでございます。かやうにこの會社に於きましては帳簿上相當の不整備の點を發見致しましたので、正當にこれを組替へまして計算致したのでございます。かやうに致しました結果、本會社の「ブック・ヴァリュウ」と致しましては一千六百八十三萬圓許りのものが評價格と致しましては一千七百六十三萬ばかりに相成りまして、差引八十萬圓といふ評價格が生じて來た譯でございます。以上で一應會社の方面の説明を終わりますが、以上の諸事情につきまして何か御尋でもございませれば一寸この邊で打切りまして御答する方が便宜かと存じます。何卒御腹藏なく御聞かせ願ひたいと思ひます。右の説明に對して、大橋、石渡各委員より「ブック・ヴァリュウ」を中心とした質疑あり、藤井次長より答辯あつて、議事の順序を變更し、開業後十年に満たざる事業者の出資關係についての審議に入つた。提出されたる議案左の如し

西部共同火力發電株式會社の益金割合算定の件

西部共同火力發電株式會社は昭和十二年十二月十六日開業シタルモノナルヲ以テ經過期間僅少ニシテ実績ヲ

基礎トスルニ適セザルモノト認メ今次の出資事業者中當社以外ノ事業者ノ益金割合ノ綜合平均ヲ以テ當社ノ益金割合ト爲スモノトス

なほ參考資料として左の如き表が最附された。

參考資料 開業後十年未滿の事業者一覽表

事業者名	創立年月日	開業年月日	開業後昭和十三年上期迄ノ經過年月	決算期
昭和元、二、二七	昭和五、二、二〇	七ヶ年四ヶ月	四月十月	
關西電力	大正九、九、三〇	昭和六、三、一	七ヶ年四ヶ月	六月一二月
關西共同火力	昭和七、九、二二	昭和八、二、二六	四ヶ年二ヶ月	二月八月
九州送電	大正一三、一、三一	昭和四、五、一	九ヶ年二ヶ月	六月十二月
九州電力	昭和五、二、一七	昭和五、二、一七	七ヶ年四ヶ月	四月一〇月
西部共同火力	昭和一一、五、六	昭和一二、二、一六	三ヶ月	三月九月

右案に關して藤井準備局長は左の如き説明を加へた。

藤井幹事 御手許に廻してあります開業後十年未滿の事業者一覽表といふのを御參考にせられながら御聞取り願ひたいと思ひます。開業後十年に満たざるものにつきましては、評價方法要綱二ノ(五)に依りまして經過事業年度に於ける実績を基礎として益金の平均割合を決定することになつて居りますが、今これに該當する六事業者について見ますならば、最も長い期間のものは九州送電の九年二箇月でありまして、以下昭和電力の七年四箇月、關西電力同じく七年四箇月、九州電力同じく七年四箇月、關西共同火力の四年二箇月、而して西部共同火力の三箇月でございます。西部共同火力は御覽の通りに、現在の所では見るべき實

績がないのでございます。ところがこの西部共同火力以外のものについて見ますならば、最も実績の少い所の關西共同火力ですら、相當の成績を擧げて居るのでございます。これに對して別に他の標準を立てて益金を算定する必要はないのではあるまいかと考へられるのでございます。又法律の精神とか或ひは評價要綱の趣旨に照して見ましても別の標準を立て、これを算定するといふことは妥當ではないやうに存じますから、關西共同火力以上に長い実績期間を持つて居ります五事業者につきましても、実績その儘を取ること、致したら如何かと存じて居ります。併しながら西部共同火力は先程も申しましたやうに、何等徴すべき実績がないのでございますから、評價要綱の但書にあります通り経過期間僅少にして実績を基礎とするに適合するものにして、適當に計算するの外ないと思ふのでございます。而してその計算方法と致しましては、類似事業である所の關西共同火力の実績に依るといふことも、一つの方法かと考へられますが、又會社の使命とか或ひは事業の發展性等に考へまして、違からず關西共同火力と同様の好成績を收むるとも認められまして、この關西共同火力の実績に依るといふことも考へられますが、たつた一つの場合の例にのみ依るといふことも如何かと存ぜられますので、今回の出資事業者中で他の卅二事業者の益金割合平均に依ること、致したならば、寧ろ妥當ではないかと、かやうに存じて居る次第でございます。而してその綜合平均割合は卅二事業全體の評價決定後でなければ適確には一寸お決め願ふことは出来ませんが、大體八%位と存ぜられます。かやうな次第でございますから、どうかその邊を一つ御考へ下さいまして、この議案の御審議をお願いしたいと存じます。なほ附加へて申上げて置きますが、その概算表の上にながら居る數字は一應八%に致しまして計算致した數字でございます。

右に對し石渡、牧田、斯波、植原、津島、大橋、大久保各委員より開業後十年に満たざる會社の出資設備の評

價は、算定の結果不利益を蒙る場合があるのではないか、その結果は少し可哀相な會社もあるし、或ひは少し良過ぎる會社もあると考へられるが、それらの點に關する當局の考へはどうかとの質疑があつた。これに對し藤井準備局長及び大和田準備局長は左の如く説明した。

藤井幹事 御尤うな御尋ねでございます。私共もこの點は非常に氣の毒に思ふのでございますが、たゞ此處に注意して頂きたいことは卒直に申し上げますが、この十年未滿の事業者につきまして、大體を申し上げますならば、かういふやうな赤字が出て来るのには、それ相當な理由があるのでございます。と申し上げますのは、この十年未滿の事業者は揃ひをも揃ひまして親會社の營業政策に支配されて居る會社でございます。一々について申し上げますれば、昭和電力はその資本の殆んど全部と申して宜しうございますが、九七、八%といふものは大同電力が持つて居るのでございます。關西電力は日本電力が殆んど全部掌握して居るのであります。關西共同火力は日本電力、宇治川電氣、それから大同電力、京都電燈の四社のみが株を持つてゐる會社なんでしょう。九州送電は稍複雑のやうでございますが、この株の約半數は九州水力電氣がこれを掌握して居ります。尤も東邦電力も若干の株を持つては居りますが、大體さういふ風に親會社に依つて「コントロール」される會社でございます。それから九州電力といふ會社は熊本電氣と電氣化學工業の兩社が折半して株を持つてゐる會社でございます。西部共同電力は九州水力と九州電氣軌道と九州送電株式會社、九州共同火力發電株式會社と今一つ日本製鐵株式會社、この五社が全部の株を持つて居るのでございます。かやうな風に總てが例外なく完全に親會社に支配されて居る會社でございます。而してこの種の會社の通弊と致しまして、一面營業方面に於いては氣樂な點もございませうが、料金等の決定につきましては、親會社の都合のよいやうにこれを決めて行くといふ傾向があるのでございます。昭和電力に致しまして、關西電力に

致しましても、總ての電力は寧ろ安過ぎると申す程の料金で親會社に買はれて居ります。子會社はかつかつに配當が出来れば宜いといふやうな考をして居りますので、業績が上つて來ないのであります。而してこの六事業者の中で九州電力とか或ひは關西電力のやうなものは、これを今後の何と申しますか、發展性と申しまするか、將來性と申しまするか、さういふものが殆んど乏しいのでございます。かういふ事業に對しては、私共は今後十年、廿年先に續くとも、今日以上の業績が上らないのではないかとはいふ豫想を持つて居ります。たゞ此處で少し氣の毒に思ひまするのは、九州送電會社でございますが、これは九州方面で宮崎方面から北九州方面に至る十一萬「ヴォルト」の九州と致しましては幹線でありますが、その送電線を持ち、同時に宮崎縣方面で水力を開発いたしましたして、これを親會社に供給して居るといふ會社でございますが、この會社の送電線は過去十年に於きましては、これは「フル」に働いてゐない、半分位しか働いてゐない。その爲に過去の業績が餘り良くはなかつたのでございます。ところが最近九州と致しましては最も大きな發電所である、塚原といふ五萬「キロ」ばかりの發電所が出来まして、この電氣を北九州に送るといふことになれば、これは今後もう少し營業成績を見直すであらうといふことは相像出來るのでございまして、多少氣の毒には思ひます。又昭和電力も同様にあの送電線は大半遊んで居ります。昭和電力自身は富山縣方面に相當の水利地點も持つて居りますので、それが全部開發されて、その送電線がもつと「フル」に働いて参りますれば、これも相當の成績を擧ぐるであらうといふことは、想像に難くないのであります。併しそれかといつて、この場合昭和電力と九州送電に限つて何か特別の見方をする方法を講ずることは困難なのでございます。法文の解釋と致しましては一號の方では建設費そのものの出たものを評價しなければならぬ。二號の方は過去の実績といふものに依つて益金を還元するといふことになつて居ります。將來性を買ふといふ

事はどうも出來ないのぢやないかといふ感じが致しますので、私共と致しましては甚だ藝のないやり方であつたかも知れませぬが、かやうに一應実績をとらざるを得ない、かやうに存じてこの原案を作つた譯で御座います。

大和田委員 今説明の通りであります。例へば昭和電力に致しますれば、昭和電力は庄川で水力發電をやりまして、それを大同電力が買上げる。その買値を親子だものですから最少限度で買ふといふ、結局株式たる親會社がよく立ち行くやうにして、子供の方は斯うして行ければよいといふ風にして置くので、計算は結局兩方を寄せたもので行くのですから同じで、これは切りはなされると子供の方だけは氣の毒な形に残るのであります。さればといつてこれを一緒にして評價するといふことも會社が別になつて居るのであります。出來ますまいし、説明もありました様に、將來庄川筋が全部開發せられて、今持つて居ります十五萬四千「ヴォルト」の大送電線路が、「フル」に働く時になれば、さういふ親子關係がありまして、今よりも設備が優れて居るからよいでありませう。併しそれを今から見に行く譯にも参りますまい。なほそれで今見得る最大は送電線の遊びの部分で、これを減價鎖却から行きますと、幾何か「ライフ」を延ばす様な見方が出來はせぬか、さういふ所から現状がつまりそれだけはいいものと見る事が出來るといふ検査の結果認定を與へまして、一號の方の關係を與へて出來るだけの事は考へて居ります。出來得る最大限度であると信ずるまでは努力した積りであります。それ以上は一寸出來まいと思ひます。かういふ計算が出來たのであります。親子會社といふもの、關係が大變面倒なもので、従前の様でありますならばそれで一體をなした計算で、どうにか宜いのでありませうが、かういふ時期に遭遇したために跛行的の經營のやり方が今度の破綻を生むといふ様な事になるといへばなつたのであらうと思ひます。業績が第二號に於ける益金の關係に於いて少し思は

しくない数字が出るといふ事情はさういふ事情であります。

更に植原委員は第七十三議會に於いて最後に十年の利益率といふことに決定した事情を回想すべしと前提し、十年とせるは要するに利益率の公平を期する立法上の趣意に基いたもので、この議案は不景氣の底に於いて營業せる會社の業態のみを、その儘の状態で算出する結果低収益の影響が計算の上に出て来る懸念がある。その點を政府はどう考へるかと質問した。これに對して大和田準備局長官は左の如く説明を與へた。

大和田委員 植原さんのお話の通りで御座いますけれども、十年あるのをちよん切つたら問題ですけれども、幾ら十年とあつても、あの時も十年経たぬのはどうするのだといふ少數の反對の者が、大いにいきり立つて居りましたが、これはどうも仕様がなから、大體精神を汲んで適當にやつたらいいぢやないかといふ修正側の答辯があつた様でした。十年を取るのが一週率、十年一昔で殆んどよい所が来るだらうといふ事が解りますけれども、併し、來るといつても無いものはやり様がないので、何割か十年に近いやつをとるのがいかぬといふんですから、十年に何とか引直さぬかといふ事になりますけれども、一寸その方法がないものから、無いものを全然一年しか経たぬものをどうも実績で行くのはおかしいが、七八年経つて居れば、さうして子會社といふやうな點から考慮して見て、今の様に旨く行く様になつた所で、自由な配當を許さぬといふ様な感じの會社でもありますから、まあ、実績をとつて見て、こゝいらしか動かんのぢやないかといふ感じが實はしたんですかね。

なほこの問題に關しては大橋、斯波、石渡、津島各委員と、永井逕信大臣以下政府側各委員幹事との間に質疑應答が重ねられ、速記を中止して懇談に入り、牧田、大久保、河上、中村各委員の質疑、政府側の答辯があつて、結局これらの問題に關しては次の會議までに更に研究することに決し、次いで公營事業者の評價の問題に入つた。

公營事業者については大阪市より順次藤井準備次長から左の如き説明が爲された。

藤井幹事 大阪市は附屬調書で御覽願ひますやうに、出資設備と致しましては發電所が一つと短い送電線が二つございます。この評價の中で第一號の方を申上げますれば、出資設備の建設費について特に御留意願ひたい點は、建設利息として計上し得べき公債の利息八十七萬圓餘りを建設費に加へたことでございます。それから控除いたしました方の側では、御承知のやうに大阪市は嘗て、大阪電燈を買収したことがございすが、大阪電燈より譲り受けました場合の較差金の中で、發電設備に割當てました額二百四十萬圓は、この設備の建設に對する眞實且つ有效なる投資額でございます。この發電所は、實は大阪電燈を買収いたしました以前に、大阪市自身が建設したものでございまして、全く無關係のものでございます。随ひましてこれは當然建設費の中から除かなければならないものと存じます。又建設中に土地の評價上額が四十九萬七千圓ばかりでございますが、これも眞實且つ有效なる投資額でございます。土地の評價上げといふやうな例は他の事業者には殆んどないのでございます。第二號の計算について申上げますが、全事業の設備から減額いたしました主なものを申上げますれば、大阪電燈から譲受けました場合の較差金の中で、安治川發電所に割當てました額七百六十二萬圓は減額することに致しました。それは安治川發電所は既に全く取壊されたものでございますから、これは控除するのが當り前なのでございます。それから次には配電工事をやります場合の寄附金は他の事業者に於けると同様に、これは控除することと致しまして、その額が十四萬五千圓ばかりでございます。その他貯藏品勘定へ振替へるべきものが五百二十四萬二千圓ばかりございましたが、これも控除いたしました。この次に申上げて置きたいことは、電氣科學館の建設費でございますが、この費額延四百十二萬圓ば

りのものは、電気事業の設備でございせんから、これは大阪市の希望通りに控除いたしました。その他自動車事業のやうなものも同様に電気事業でございせんから、これも建設費から取除くことに致しました。

次に事業収入の大體について申し上げます、電柱の広告料など電気事業外の収入として居つたものが百九萬圓ばかりでございますが、これは電気事業収入として計算致しましたが、他面電気科学館の収入十二萬八千圓ばかりのものがございしますが、これは先程申しましたやうに、電気科学館を電気事業の建設費より控除いたしました關係上、この収入も取除くこと、致しました。

次に支出の方について申し上げます、自動車事業に分擔せしめなければならぬ電力費五萬六千圓ばかりを削減すること、致しました。なほ電気科学館の経費の十六萬八千圓ばかりは、収入同様事業支出から除くことに致したのでございます。かやうに致しました結果が、こゝに現はれましたやうに七百三十五萬五千圓にながしといふことになつて居るのでございます。極く僅かでございますが、「ブック・ウェアリユー」より一萬圓ほど増加になります。なほこの際一寸御披露申上げて置きたいことは、御承知のやうに、大阪市には高速度鐵道がございします。梅田から天王寺へ行つて居る地下鐵道でございしますが、これは是非除外して呉れといふ市の理事者からの注文もございましたが、色々考へました結果、やはりこれは大阪市が營んで居る所の電気事業であることに相違はございせんから、これは電気事業の建設費の方へ入れることに致しました。なほ御参考にこれも申上げて置きたいと思ひますが、大阪市は他の公共團體に比べまして評價差益が割合少いのは、一方に發電所の建設費が安くはない結果でございします。それから他方に先程も申しましたやうに、大阪電燈を買収いたしましたところの買収費が非常に高かつたのでございまして、そのために帳簿面が膨らんで居るといふ結果でございします。これは殆んど二倍以上の値段で買つたのでございまして、三千二百

萬圓餘りのものを六千九百萬圓ばかりで買つた。而もそれに對しまして大部分のものを八分の利附の市債で交付したといふ非常に不利益な條件で買収したことが、主な原因となつて居るのでございます。御了承願ひたいと思ひます。

次は神戸市の問題でございしますが、神戸市は大正六年に神戸電気より電気事業を譲受け、昭和十一年に阪神電気鐵道から灘區域の供給事業を譲り受けまして今日に至つて居るのでございまして、今回出資せしめます設備は、湊川の火力發電所のみでございします。この評價について申し上げます、第一號の出資設備の建設費について控除いたしましたものは、神戸電気から譲受けました場合の較差金など約百三萬圓ばかりのものを、これは眞實且つ有效なる投資額でございせんから、他の例の場合の如く控除いたしました。それから撤去品の中で、帳簿の未整理のものが、十一萬二千圓ばかりございましたが、これは當然控除すべきものでございますから、控除することに致しました。併し他面建設費に加へなければならぬものに、建設利息がございまして、これは約卅萬八千圓ばかりでございますが、建設費に加へることに致しました。又舊合の發電所から湊川の發電所に機械類を移設したものがございしますが、その場合の記帳漏れの二萬圓餘りのものを建設費に入れたのでございします。又會社規定が施行されます際の科目組替に依て生じた端數の切捨が三萬圓ばかりでございますが、これも建設費に入れました。第一號については今申上げた通りでございします。

第二號について申し上げます、電気事業設備の建設費については別に問額はありませぬ。たゞ収入については電柱とか電車内の広告料を事業外の収入として居りましたが、これは他の事例のやうに事業収入の中に加へることに致しました。その結果四十六萬二千圓ばかりのものが加はつたのでございします。かやうにして算定いたしましたのが、この調査にございしますやうに、七百二十六萬四千圓といふ金額になつて居るので

ございました。これは「ブック・ヴァリュウ」から申しますと、三百四十三萬圓、八九%といふ驚くべき評價益になつて居ります。しかしこれは事業の収益力がこの調書でも御覽になります如く、一一・五%といふ、非常に高率である結果でございました。致し方がないと存じます。

それから次に説明申上げますのは、山口縣でございます。山口縣は先年縣下の電氣事業の統合計畫を致しまして、數年間に互りまして、全縣下の電氣事業を買収いたし、現在では殆んどこれを完成致して居ります。その後、業績も比較的良好でございまして、今回の出資は、宇部の發電所に、下關の前田といふ所にある發電所と、送電線が二つ、變電所が二つございまして、この第一號の評價について説明申上げますれば、建設利息と致しまして廿八萬九千圓ばかりのものを、認めるべきであると思ひましたので建設費の中に加へることに致しました。併しながら事業統合の場合に、譲受較差金といふものが相當あるのでございまして、その中、出資設備に割當てました六百廿一萬九千圓ばかりのものは、眞實且つ有效なる投資額ではないのでありますから、他の事業者と同様に、これを控除することと致しました。

それから第二號の評價について申上げますが、その一つは廢止しました設備中不動産勘定へ組替へるべきものが約百三十七萬四千圓ばかりありましたが、これは電氣事業の建設費から控除いたしました。これは木谷川發電所、柳井發電所とか、防府の火力發電所の如きものでございます。それから電鐵設備を廢止いたしましたために、當然建設費から落さなければならぬものが、三十萬七千圓ばかりあつたのでございまして。この電鐵と申しますのは岩國の附近にあつたものでございまして。それからその次に需用家からの配電工事の寄附金といふものがございまして、これは建設費より控除するのが適當でございまして、百五十九萬六千圓ばかりのものを減額いたしました。又撤去品の中で未整理の分が二萬九千圓ばかりでございました。

が、これも當然整理しなければならぬものでございましてから控除いたしました。次に収入について申上げますが、先程他の場合に申上げましたやうに、電柱廣告料は事業収入として一萬九千圓餘りのものを加へ、又需要家よりの發電工事の寄附金十五萬二千圓は、他の場合と同様、削減することに致しました。支出については總係費に計上してありました縣債の發行費約百二十九萬一千餘圓は支出から減ずることに致しました。それから一般會計繰入金は原則として利益處分として經費から除きました。たゞ總係的經費と認められるもの、例へば寄附的の性質を持つて居るやうなものでございしますが、これは四十一萬圓ばかりを支出に見込むことに致しました。なほ利益金處分に立て、居ります退職積立金は他の會社と同様經費支辨に繰替へました。約八萬五百圓ばかりのものとございまして、かやうにして算出いたしました。一號と二號の金額を加へまして、二で割つたものが、一千五百六十八萬六千圓にながしといふことになつて居りまして、これは約三十八萬圓ばかりの評價益になつて現れて居ります。

それから次に高知縣について申上ります。高知縣は土佐電氣の區域を除きまして、現在縣の大分部分を供給區域として居ります事業者でございまして、今回の出資設備は送電線が八、變電所が二で、出資價格としては比較的僅少のものでございまして。随つて申上げるほどのこともございせんが、一、二、例を擧げて申しますれば、第一號の方面に於きまして、やはり山口縣などの場合と同様に、建設利息と認められるものが三萬圓ばかりございまして、建設費の中に加へました。

第二號の方について申上げますが、これは會社事業を買収する際に、譲受較差金が百五十七萬六千圓ばかりございました。これを投資額に加算して居りませんでしたのでこれを加算することと致したのでございまして。かやうにして計算した結果は調書に現はれましたやうに百九萬圓餘りに評價された譯でございまして。

て、二十七萬圓ばかりの評価増になつて居ります。これは全體の金額が少いために「パーセンテージ」と致しましては三二・九%といふ、割合高率なる評価益といふ勘定になつて居ります。

以上で昭和電力外四會社を除きました他の事業者について概略説明を申し上げます。

右に關し石渡委員は、大阪、神戸、山口等の公營事業は所得税、營業收益税、電柱税等を納めてゐないので、益金算定の場合には、この税といふことを考慮に入れて経費に加へ益金を差引かないと益金が非常に膨らんで來る。随つて外のものを買収する場合と均衡が取れない。その點に關する政府の考へはどうかと質した。これに對し藤井準備局長は左の如く答へた。

藤井幹事 或ひは御説のやうな點があるのではないかと存じて居りますが、たゞ此處で、神戸が非常に高率を擧げて居る點を注目せねばならぬと思ひます。と申しますのは、大都市のやうな非常に人口の稠密で繁華なる所を供給區域として居る所はすべて収益率が高くなつて居ります。大阪市は固定資産に水膨れがあるために餘り高率にはなつて居りませんが、土地そのものには非常に収益力があるのであります。神戸市の如きは水膨れが餘りないので、かういふ結果が現はれたのではないかと思つて居ります。高知縣の場合も配電區域そのものは御承知のやうに人口が割合稠密でございます。火力設備などは餘り持つて居ないのであります。水力の餘剰電力は四國中央電力といふ、住友系の會社に全部賣つてしまふといふ工合で非常に収益力が高いといふ結果が現はれて來るのでございます。勿論先程のお話の税金がないといふやうな特典が多少は影響することは想像してよいかと思つて居ります。併し税金は拂ひませんが、報償契約に依る公納金の如きものが、公共團體の収益としてあがるべきものがあがないといふやうな點を考慮せねばなりません。又會社がそこで事業を營んで居つたならば、地方税等の収入等があつたであらうといふものが、なくなつたといふ

やうな點も考慮いたさねばなりません。計算は仲々困難でございますから、兩方相殺して見ますれば、先づ税金の方は、入れなくても差支へあるまいではないかと、かういふ様に考へまして、色々議論した末原案の如くこれを落着けたのでございます。

これらの間額に關聯して大橋、石渡、植原、牧田、館、喜安各委員と、永井逓信大臣、大和準備局長官、藤井準備局長その他幹事との間に質疑應答あり、懇談に入つた結果更に數字その他を參考のために研究して次回に繼續することとして散會した。

第六回委員會

第六回電力評價審査委員會は昭和十三年十二月九日逓信大臣官邸に於て開かれた。當日永井大臣は宮中關係の都合で出席が遅れるため小野逓信次官が臨時に議長席につき挨拶を述べた後、藤井準備局長は前回に引續いて先づ五大電力會社に關する事項より説明に入つた。

藤井幹事 それでは前回の議題に引續きまして、なほ残つて居りますのが六社になつて居りますが、その中で西部共同火力の分は十年未滿の問題が濟みましてから説明申上げること致しまして、今日はその他の東京電燈外四會社、所謂五大電力につきまして説明申上げること致します。五大電力は今回の出資設備に於きまして、非常に出資部分が多いのでありまして、概算表の帳簿價額について御覽願ひまするやうに、少くは三千二百八十二萬圓の東邦電力から多きは東京電燈の一億五千三百九十五萬圓といふものになつて居ります。全體的に見ますれば今回の出資の大半が五大電力の出資になつて居る譯であります。随ひましてこれが評價算定につきましては非常に苦心を拂つたのでございまして、私共が今日迄評價のために拂ひました努力の大半は、殆んどこの五大電力に集中したと申しても過言でないのであります。議案として、後廻しに

致しましたのも實はその内容が複雑ばかりでなく、正確を期するために念には念を入れなければならぬといふ考からであります。仍つて説明申上げるにも少し諄いやうな點もあるかと存じますが、暫く御辛抱願ひたいと思ひます。

先づ東京電燈株式会社から説明申上げますが、東京電燈はどんな會社であるかといふことは、今更私が説明致さなくとも皆様風に御承知の通りでございますから省略致しますが、出資設備自體も先程もさよつと申しましたやうに最も少く、随つて内容もなか／＼複雑でございます。順序として第一號の出資設備の建設費を増額致したものの、減額致しましたものに就いて説明申上げます。

先づ發電設備に對するものでございますが、これは参考書の初めの方に在るかと思ひますが、千住の發電所と鶴見の發電所との二つでございます。その出力は全體で二十五萬六千「キロワット」といふ、火力設備と致しましては、關西共同火力に次いで大きなものであります。これに對して増額致しました主なるものは經費支辨で購入致しましたもの或ひは建設致しましたもので、當該設備に現在存在致し、これを建設費に加へることを妥當とするものに對しては、建設費を増加するが至當と考へまして、これを増加致しその金額は三萬八千五百四十三圓と相成つて居ります。更に建設費から落しましたものには、經費支辨とすべきものを建設費中に計上してありましたものが極く僅かなものでございますが、八百七十九圓ばかりを減額致しました。次に建設當時の會計帳簿その他證據書類がございませぬため、眞實なる建設費の認定が頗る困難でありますのみならず、その内容を見ますと、相當割高と見られるものがございしますが、これは他に類似設備がございしますので、類似設備の建設費を參酌致しまして、一定の標準を立てて減額したものが百二十八萬五千圓ばかりでございます。これは鶴見の火力發電所でございますが、この發電所は當初東京電力會社が建設

したのでございまして、昭和三年に東京電燈に合併されたものでございしますが、合併以前の帳簿がございませぬので、眞實なる建設費を算定することは頗る困難であります。併し幸に丁度その一年程前でございますが、同じ大きな發電所と同じ會社に註文致して作りましたものに東邦の名古屋火力といふのがございします。これを參考と致しまして、一定の査定を加へたのでございします。勿論査定は加へましても、なほ且つ名古屋火力に比べますれば、相當割高のものにはなつては居ります。私共と致しましては他に據り所がございませぬので、名古屋火力を參考と致しまして、若干の査定を加へた譯であります。その次は、設備の使用開始後、當該設備を「フル」に利用して居ないで設備に餘力があるといふことを理由と致しまして、その餘力部分に對して資金の利息を計上して來ましたものが相當ございしますが、これは他の會社の場合と同様に否認致しました。その金額は百二十六萬九千圓ばかりになつて居ります。なほこの際序に御披露申上げたいことは、火力設備につきましては運轉時間が非常に少いといふ場合に於きましては、設備の減損が割合少いのでございます。これは設備を非常に多く運轉して居るものと全く同様な條件で銷却金額を算出するといふことは如何かと考へまして、所謂設備の現状を見ること、致しまして、一定の標準に依りこれを斟酌するを妥當と存じまして、評價要綱の趣旨に従ひ、一定の標準を定めまして、この銷却金額を減らすことに致したのであります。東京電燈の千住火力發電所の如きはその典型的のものでありまして、運轉時間が頗る短く、保守も相當良く出來て居りますので、これは相發現狀を斟酌する餘地が多いと存じ、三五%ばかり銷却を緩めたのであります。これは特に顯著なものでございしますから、この際御披露申上げて置きます。なほこの點につきましては事業者側の方でも一般にさういふやうな要望を持つて居りましたが、事業者の方面の要望は兎も角として、理論としてもその方が尤もだと存じますから、かやうな斟酌を加へたのであります。次は送電設備

に對するものがありますが、送電設備の中で増額致したものの一つは、經費支辨に於いて購入又は建設して居りやすもので當該設備中に現在存在して居り、これを建設費に加へることが妥當であらうと考へられるものが五萬五千圓ばかりでございます。それから減價銷却金の中で、直接その設備の建設費より控除した儘になつて居りますものに對して元に戻し入れ、増額致したものが四十萬圓ばかりでございます。これに反し減額致しましたもの、主なるものを申し上げますれば、撤去部分の建設費から減額洩れのもの及び減額不足と見られるものに對しまして、減額致しましたものが僅かでございますが、二萬六千七百圓ばかりあります。それから設備の使用開始後「フル」に利用して居らない、餘力があるといふことを理由と致して、その餘力部分に對して、資金の利息を計上してゐましたものに對し、送電線の建設費から減額致しましたものが百五十九萬圓ばかりあります。次に變電設備について申し上げますれば、變電設備の中で増額致したものは、經費支辨に依り買入れ又は建設致しましたもので、當該設備の中に現存して居りますものはこれを建設費の中へ加へるのが妥當でありまして、その金額が二千九百圓ばかりでございます。撤去部分の建設費から減額が多過ぎると認められたものにつきましては、これは適當に戻しまして増額致しました。この分が四萬九千圓ばかりでございます。減價銷却金で直接その建設費より落したまゝとなつて居るものがありますが、これを元に戻しまして増額致しましたものが四十七萬九千圓ばかりあります。これに反し變電設備の建設費から減額致しましたものは、撤去部分の建設費からの減額洩れのもの、減額不足と認められるもの等、三萬二千圓ばかりでございます。それから評價上げたものに對して減額したものが七十三萬圓ばかりでございます。これは震災に因る損害を他の設備に分擔せしめたものでありますから、妥當を缺くと存じまして減額致した譯であります。それから設備の使用開始後その設備を「フル」に利用して居ないものに對し、設備に餘力があることを理由と

して、その餘力部分に對して資金の利息を計上してゐましたものを減額致しました。これが五十九萬四千圓ばかりでございます。以上が大體第一號の方の算出上の主なる問題でございます。次に第二號の全事業設備の建設費について申し上げますれば、震災の評價上げを計上して居りました分を除きましたものが延べ金額として全體で約四億一千六百三十一萬六千圓となつて居ります。尤もこれは各年度に計上して行きますから、かういふ金額になつて居りますが、實額そのものと致しましては二千八十一萬五千圓ばかりでございます。それから需用家より徴収して居ります所の配電の工事寄附金も他の場合と同様に延べで三百七十四萬圓ばかり控除致しました。それから静岡電力合併の場合の較差金延べで四千二百二十五萬圓ばかり、實額で二百六十二萬圓ばかりのものでございますが、これは投資額でございますから加算致しました。その他送電設備の假勘定より本勘定に振替へたものが六十二萬三千圓ばかりでございます。次に収入について申し上げます。収入増と致しましては東京電燈が鬼怒川水力及び大井川電力から受電致しまして、その電力を東京市なり鐵道省なりに供給して居りますものを收支相殺して計算してありましたが、收支の適正を期するため、これを兩建として計算しますので、収入は九百八十六萬八千圓ばかり増加したのでございます。又電柱廣告料を電氣事業収入に見込みましたものが約百萬九千八百圓でございます。その次に控除したものと致しましては、從來建設費に計上して居りませぬ所の工費用電力料を今回建設費及び電力収入に計上して來ましたものが九萬九千三百圓ばかりでございます。需用家から徴した工事寄附金を供給雜益としたものが約三百七十四萬一千五百圓、更に不要品の賣却代金、貯藏品棚卸益及び撤去品の評價益を供給雜益として居りますものが、五百十四萬五千圓ばかりでございます。最後に株式名義書換料を供給雜益に計上しました金額は一萬九千圓ばかりでございます。これらはいづれも収入から控除したのでございます。次に支出について申し上げますれば、減價銷却費及び修

繕費を一般の例に倣ひまして補正致しましたが、この外で主なるものは、昭和十一年の上期以前の各費目の修繕費から、今回臨時損失に振替へたる費額の中で経常費と認められるものが二十八萬六千圓ばかりでございます。又水利使用關係の自治團體に對する寄附金を發電費から假拂金に振替へて來ましたものが——これは發電費と致しましたが——十六萬二千圓ばかりでございます。それから水利使用料の計上洩額が二萬七千三百圓ばかり、更に鬼怒川水力及び大井川電力關係の購入電力料を兩建と致しました額が九百八十六萬八千圓ばかりでございます。それから次に送電線に對する修繕費を銷却金に振替へて來ましたものが四萬三千圓ばかりでございます。又業務費及び總係費から支出して居りました寄附金を假拂金に振替へて來ましたものが八萬九千圓ばかりでございます。この外外債に關する電報料その他で總係費に整理してあつたものを支拂利息に振替へて來ましたものが三百四十四萬五千圓ばかりでございます。これらは總て支出に加算致しました。併しながら反對に業務費に計上してありました貯藏品棚卸損二十一萬圓ばかりは支出から控除したのでございます。

以上の如くに計算致しまして一號と二號とを組合せた結果は一億三千六百七十七萬五千二十一圓といふことになつて居りますが、これを最近の會社の帳簿價額と比べますと、約一千七百七十七萬圓といふ相當の巨額のものに評價差損となつて現れて居るのであります。割合と致しましては、一一%ばかりでございますが、かかる評價差損が生じた原因は那邊にあるかと考へて見まするに、東京電燈の建設費は一般に安くはないやうに存ぜられますのみならず、銷却も十分でないやうに存ぜられるのでありまして、所謂建設費そのものよりも東電の記帳價額よりも多少少なかるべきものではないかと、かう考へられるのであります。それからもう一つ評價上げその他の空資産が相當あるやうに存ぜられるのであります。評價上げの問題は先程報告申上げた通りであります。それから經營方面について見ますると、經營費が割合に多いのでございます。隨

ひまして過去に於きましては、經營的に多少放漫ではなかつたかとも見られるのであります。又他面に於きまして、非常に良い供給區域を持つて居るに拘はらず、思つた程の利益を擧げて居ない所以のものは、不況時代に餘剰電力が非常に澤山ありまして、契約上購入電力料に拘束せられた關係も影響して居るのではないかと存ぜられます。東京電燈に關する説明は大體以上のやうなものでございます。

次に大同電力の説明に移りたいと思ひます。大同電力につきましても如何なる會社であるかは皆様に御承知の通りでございます。即ち木曾川筋の水力に大阪方面にありまする火力を混ぜ、大阪なり、東京なり、或ひは京都、名古屋等に於いて卸賣をやつて居る所の所謂卸賣専門と申してもよい會社であります。而して本社の出資設備の評價に於いて第一號の出資設備の建設費から控除致したものを、主なるものを申上げますれば、設備の餘力部分に對して未運轉金利として支拂利息を建設費に計上して居りましたものが、三百五萬三千圓ばかりありましたが、これを他の場合と同様に控除致しました。それから建設利息に致しても多少過度に見積つてありました額が八十五萬六千圓ばかりありますが、これは妥當なるものに直して控除致しました。次に先程申上げるのを忘れましたが、附屬調書を御覽になれば判りますが、四ヶ所の火力發電所に出資して居ります中で春日出第一發電所の一萬二千五百「キロワット」の「タービン」が三臺廢止されたのであります。その廢止の際に於ける控除不足額と、その發電所の煤煙を防止する裝置即ち集塵裝置工事に伴つて節炭機を撤去して居りますに抱はらず、その建設費が控除洩れとなつて居りましたので、これを控除致しました。これは合計百八十二萬九千圓ばかりになつて居ります。それからこの會社は昔大阪送電、木曾電氣興業、日本水力と、この三社が合併して出來上つた會社であります。以上の三社合併の際に於ける較差金の中の出資設備に對して分割計上したものが二十二萬九千圓ばかりあります。それからこの附屬調書を御覽になれば

判るやうに、火力発電所の安治川とそれから春日出第一、第二の各発電所の土地売却の際の控除不足額が五十四萬圓ばかりでございますが、これも控除致しました。その外機械類の撤去に伴ひまして控除洩れのものもございまして、又経費とすべきものを建設費に計上して居るものもございまして、その合計額五十九萬圓ばかりあります。かういふやうなものが控除された主なるものでございます。その他不動産投資への振替も二萬二千圓ばかりになつて居ります。逆に修繕費で設備を改良致しましたために建設費に計上を認められたものも二萬三千圓ばかりでございますが、結局會社の報告致しました金額に比べまして約七百十萬圓ばかりのものを建設費から控除致したのであります。次に第二號の全事業設備の建設費について申し上げます。發送變電設備に於きまして現存してゐない所の設備部分に對する金額を控除致しましたものが延べて二千四百七十一萬三千圓ばかりあります。それから不動産投資に振替を要するものが延べて四十四萬四千圓ばかりあります。これらのものを建設費から控除致しました。その代り、設備完成後に於ける假勘定より本勘定への振替期を繰上げましたものが延べて九千萬圓ばかりでございますが、差引き延べ六千四百八十五萬八千圓ばかりのものを建設費の方に加へたのでございます。次に收支の關係について申し上げます。この會社は先程も申し上げましたやうに卸賣専門の會社でありますから、殆んど之について申上げる程のことではございません。小さいことですが一例を申し上げますれば、最近合併致しました會社に千早川水力といふのがあります。この會社が延暦寺の電氣事業を委託を受けて經營して居りまして、それを承継しましたので受託利益が千三百二十四圓ばかりでございますが、これを収入の方に追加した位のもので、その他この方面に手を加へたものはございません。次に支出については減價銷却費等を一般の例に依つて改算致しました外に、事業支出中から備品の銷却損等の加きものや假拂金的性質のものを控除し、又利益處分及び臨時損失にて計理して居りました退職給與金を

加算する等いたしましたして、差引十年間で二百七十萬圓ばかりを増加したのでございます。その結果一號、二號合しまして、一億二百三十一萬圓何がしとなつて居りますが、これは概算表で御比較願ひますればお判りになるやうに差引五十二萬圓ばかりの増で、僅かではあります。○・五%ばかりの差益が出て來たのであります。こゝで御注意願ひたいことは、第一號の金額は比較的少ないのでございますが、これは唯今報告申上げたやうな査定減と相當古い資産と認められるものが割合多かつた結果でございます。

次は、日本電力について申し上げます。この會社についても、申上げる迄もなく本社は富山縣方面に於ける水力を名古屋、大阪方面に送る一方、東京等にも送つて居りますが、卸賣を主とし、他に大口の小賣を使命として居る會社でございます。第一號の方から申し上げますれば、出資設備の建設費から控除したものの、主なるものは既に設備は撤去してありますが、帳簿の整理が未だ済んで居りませぬために資産に計上してあるものや、撤去設備の無形資産と申しますか、据付費、運搬費のやうなものがその儘資産に残留して居りますものなど彼此合せて約百八萬圓ばかりでございます。それから撤去減失損をその儘資産に計上して居りますものが百十二萬圓ばかりでございます。それから土地の賣却差損を資産に計上したものが三萬七千圓ばかりでございます。以上して、設備の建設利息を工事完了後に於ても計上してありますものが四百一萬圓ばかりでございます。又東京方面の總係費及び交際費として資産に計上してありますもの、内建設に必要であつたとは認め難いものが約十四萬圓ばかりでございます。それから他の工事に當りました建設事務所の費用を出資設備の建設に計上したものが、——これは神戸の變電所に對してでございますが——全額三十四萬圓ばかりでございます。受給契約廢棄を致しましたことに伴ふ賠償金を送電線路の建設費に計上して居つたものもありません。それは五萬圓で、その他のものを合せて合計六百八十四萬圓ばかりのものを控除したことになるのであります。次に概

に設備はありますが、未だ帳簿に掲記してないものが約五十八萬圓ばかりでございます。又貯藏品より振替へた工具類が五萬五千圓ばかりでございます。これらは資産に計上を認めたのでございます。その他出資設備から除外いたしました土地が約七十九萬圓程でございます。第二號の全事業の建設費について申し上げます。全事業設備の建設費から増減致しましたもの、中では、使用認可後約三年分假勘定で整理致してありました設備を本勘定に振替加算致しましたものが延べで一億二千九百二十二萬圓ばかりでございます。それから撤去滅失損の未整理の分を控除致しましたものが延べで千五百十九萬圓ばかりでございます。それから東京汽力線關係の前述の土地を控除致しました金額が延べで千二百七十二萬圓、それから相武電力を合併致しました時の較差金がございますが、これは延べで七百八十二萬圓ばかり加算いたしました。これらを増減致しました結果が延べで一億九百萬圓ばかりを建設費の方に加へたのでございます。次に収入について申し上げます。電球の割戻代金を雑収入より事業収入に振替へたものが十萬圓ばかり、電力料の実績を訂正したものが一萬圓ばかりでございます。これらは収入の増加となつたのでございます。支出につきましては修繕費及び減價銷却費を標準率によりました結果、支出減となりましたものが三十萬圓ばかりあります。それから總係費の減價銷却を控除したものが九萬圓ばかりでございます。かれこれ致しまして二號の金額一億二千九百十四萬圓、第一號の方が七千二百二十萬圓といふことになりまして、双方を噛み合せまして、一億六十七萬二千圓ばかりになつた譯でございます。この會社は概算表で御覽願ひまするやうに、差引一千五十八萬圓餘の多額の評價差益が生じたのでございます。なぜかやうに澤山の評價差益が生じたかといふことを考へて見ますれば、これを資産の方について觀察致しますれば設備が比較的安く出来て居ることと、今一つは銷却が非常によく行つて居ることが分るのでございます。それから經營方面から見まして、設備の利用率がこの會社は特に高いので

ございます。その設備を完全にといつても宜い位に使つて居ります。又他面に經營費が非常に少ないのであります。即ち五大電力の中でも特に収入に對する支出の割合が少ないのでございます。又今一つは外債の負擔が五大電力の中で最も少ないといふことも原因して居ると思ひます。

次に東邦電力について申し上げます。東邦電力は御承知のやうに愛知縣、三重縣の殆んど全部、岐阜縣、和歌山縣、奈良縣の一部分と徳島縣の殆んど全部、それから淡路島、九州に於きまして佐賀縣、長崎縣及び福岡縣の半分ばかりをその營業區域として居るところの、主として小賣をする會社でございます。一號の評價の關係から申し上げますれば、出資設備の建設費の方から控除致しましたものは、建設利息の過當計上額が二萬九千圓ばかりでございますが、これを控除致しました。それから設備撤去に伴ふ建設費の控除洩れ及び經費とすべきものを建設費に計上して居りましたもの等が、四萬八千圓ばかりと、貯藏品より建設費に振替へて來ましたものを又貯藏品に戻し入れました額が五萬三千圓ばかりありましたし、殘存設備の建設費と認むべきものが一千四百圓ばかりございましたので、これらを控除致しました。逆に建設費に加算致しましたものは經費支辨として居りまする備品及び改良工事費三萬一千圓ばかりのものがあります。それから第二號の全事業設備について申し上げますれば、全事業の建設費から減額致しましたものは、不動産投資に振替を要するものが延べで百六萬四千圓ばかりあります。それから需用家から徴收致しました配電工事の寄附金が延べで千五百十四萬八千圓ばかりありますが、これを減額致しました。逆に假勘定で整理して居つたもの延べで千六百五十五萬圓ばかりを本勘定の方に組替へまして増額致しました。又昭和八年の上期に於ける山口縣への讓渡及び昭和十二年上期に於ける合同電氣合併の場合に於いては、それ／＼その期の收支に對應するやうに、適當に建設費を補正したことは申し上げます。それから次に収入について申し上げ

ます。収入の方へ加へました主なるものは事業外収入として居りました電柱廣告料を他の事例の如く事業収入に致しましたものが三十八萬六千圓、事業外支出である所の支拂利息と相殺して居りました電力料を収入の方に加へましたものが約十四萬圓、その他九萬三千圓ばかりでございます。逆に減額致しましたものは、總係費に計上して居りました割戻電力料を収入から減額致しました。これは同時に總係費の方からも減額致しましたが、その額は二十一萬五千圓ばかりでございます。それから事業外損失に計上して居りました電氣料金の調定損を収入から減額致しましたものが七十五萬六千圓ばかりでございます。それから事業収入に計上して居りました需用者の工事寄附金を控除したものが九十二萬六千圓ばかり、その他一萬二千圓ばかりでありませぬ。支出の方について申し上げますれば、減價銷却費及び修繕費を一般の事例に従ひまして補正致しましたもの、外、減額致しましたものは事業外収入となつて居りました電球購入代割戻金額を需用者屋内費から減額致しましたものが百一十一萬八千圓ばかりあります。それから石炭を買ひまする場合に石炭業者が安全を期するためには餘裕を付けて納入致しまする場合に生じて居ります出斤を雜收益に計上して居りました分だけ燃料費を差引き致しました。これは十一萬一千圓ばかりであります。その他火災保險料の割引額を戻入れましたものが六萬三千圓程あります。逆に加算致しましたものは、事業外収入たる受入利息と相殺いたしました購入電力料を事業損失に加算致しましたものが八萬五千圓ばかりあります。それから退職給與に關する規定の變更に依りまして、舊い規定に基いて支拂ひました退職給與金、及び不景氣の際に一時に退職せしめた職員に給與致しました退職給與金を臨時損失として居りましたが、その内本計算に關係ある分は支出に見込みました。これは百十七萬四千圓ばかりでございます。その他社債發行費中の雜費及支拂利息中の委託手数料の中で總係費に計上するのを適當と認めまして計上致しましたものが百四十一萬九千圓ばかり、その他を

かいものが約七萬五千圓ばかりあります。なほこの會社は他の事業者との間に電力の需給が相當澤山ありましたために、受取るべき電力料と支拂ふべき電力料とを相殺して、収入にも支出にも上げて居ない所の額が一千二百五十八萬圓ばかりありますが、これは収入は収入とし支出は支出として適當に補正して計算致しました。かやうに致しまして出來上りました評價は四千六十三萬圓ばかりであります。これは概算表で御覽になりまするやうに評價差益として七百八十一萬圓といふ多額を出す結果となるのであります。これを割合で申しますと、二三%といふ、非常に大きな差益が生じたのであります。この原因はどういふ點にあるかと申しますれば、この會社の建設費が五大電力中の他社に比しまして著しく安い點にあるのではないかと老へられます。それから銷却率は五大電力會社中最高のものであります。この二點が設備の方から見まして多額の評價差益の生じた原因であるかと思ひますが、収入方面から見ましても先程も申上げましたやうに、相當立派な供給區域を持つて居りまして、収益率が比較的大きいといふことにも原因するのではなからうかと思ひます。

次に宇治川電氣のことを申し上げます。宇治川電氣は私が説明申上げる迄もなく、元々琵琶湖の水を利用致しまして、發電したものを大阪に送電致しまして、大口の供給を始めたのが起りでありませぬ。現在では自分の電力より購入する電力が大部分であります。故に他から多量の電力を買つてこれを大阪、神戸方面に或ひは卸賣をし、或ひは動力を供給して居るといふ會社であります。その他滋賀縣、奈良縣方面に若干の配電も營んで居りますが、配電事業と致しましては餘り有利な供給區域を持つて居るとは申せませぬ。第一號の投資設備の建設費に關して申上げますれば、營業費中の業務費又は總係費に於て支辨致しまするを適當とするやうな費用、例へば特別交際費及び寄附金のもの二百六十四萬圓ばかりでございますが、これを控除致

しました。それから建設利息の過當計上額これは木津川発電所でございますが、三十萬圓ばかりあります。機械類の撤去に伴ふ控除洩額が九萬四千圓ばかりでございます。経費であるべきものを建設費に計上致しましたもの、例へば修繕のための運搬費や建物移轉費のやうなものが四萬二千圓ばかりでございます。合計三百七萬六千圓ばかりのものが建設に對する眞實且つ有効の投資額と認められませぬから、これを控除致しました。その他建設費が不明でありまして、帳簿價額著しく割高な設備につきましては類似設備の建設費等を參酌致しまして評定致しましたものが百三十六萬圓ばかりでございます。

かく致しまして合計四百四十四萬六千圓ばかりのものを建設費から控除致したのであります。それから一面に経費支辨で購入して、現に設備化して居ります備品は建設費に追加して計上すること、致しました。その金額は六萬九千圓ばかりでございます。次に第二號の關係で申し上げますれば、全事業設備の建設費については未使用の擴張工事費勘定延べで約三十八萬二千圓のものを控除致しますと共に、使用開始致しました長殿發電所關係の建設費の本勘定への計上洩れが延べ約九百九十二萬三千圓ばかり、又營業設備の用地を事業設備に計上洩れれものが七十萬九千圓ばかりでございますからこれらはいづれも追加補正すること、致しました。收入については電柱廣告料千七百圓ばかりを加へました。支出の方では總係費に計理すべきものを事業外支出の他費目に計上してありますのが八萬六千六百圓ばかりでございます。その他電氣事業支出と認めらるゝ今津發電會社への交付金七十三萬圓ばかり、山陽電氣鐵道への補助金が二十五萬圓ばかりでございます。これらのものを経費に追加致しました。一面事業貸倒損二十一萬一千圓ばかり、その他三萬八千圓ばかりを控除しました程度でございます。かやうにして算定しましたのが、この調書にございますやうに三千五百八十萬圓ばかりのものとございます。これは概算表の方で御覽願ひまするやうに、差引き三百七十九萬圓と

いふ金額としては相當大きなものが評價差損として現はれて來たのでございます。この會社には誠に氣の毒に堪へません。而してこれはどういふ譯であるかといふことを検討致して見まするに、本會社の設備の建設費は一般に高いやうに存せられるのであります。これは一つには減價銷却が著しく少いやうに思はれます。即ちこの會社の設備は非常に古いにも拘はず減價銷却は割合に少いといふことが一つの大きな原因であらうと思はれます。それからもう一つは經營方面から考へまして、その供給區域は必ずしも有利でないのがあります。一般配電以外に大阪方面で動力の供給を致して居りますが、これは大抵大阪市とか、大阪市の郊外に於きましては阪神電鐵とか阪急電鐵とかの如き會社との重複區域になつて居りますので、必ずしも有利と考へられませぬ。又、先程も申し上げました如く、この會社は主として購入電力に依存して居るのであります。この事は經營的に見ましても必ずしも、有利であると思はれぬのであります。さういふことで一號の方に於きましても、二號の方に於きましても都合の悪い結果が現はれて來たのであるとかやうに考へて居ります。五大電力の説明は以上で大體終つた次第であります。

右に關しては政府の提案通り決定を見、次いで前回より懸案になつてゐた公營事業の評價に關し「公營事業者ニ對スル評價試算表」なるものが各委員に配布されたが、内容左の如し。

公營事業者に對する評價試算表

事業者名	原案	試算	原案對		同割合		現在帳簿價額對			
			差額	同割合	増減額	増減割合				
大阪市	七、三〇六 <small>千圓</small>	六、八七二 <small>千圓</small>	△	四三・四 <small>千圓</small>	△	五・九 <small>千圓</small>	△	四二・八 <small>千圓</small>	△	五・八 <small>千圓</small>
神戸市	七、二六五	六、七一七	△	五四八	△	七・五		二、八八七		七五・三

山口縣	一五、六八七	一四、七四五	△	九四二	△	六・〇	△	五六一	△	三・七
高知縣	一、〇九一	一、〇三一	△	六〇	△	五・五		二〇八		二五・二
合計	三一、三四九	二九、三六五	△	一、九八四	△	六・三		二、二〇六		七・七

備考

- 1、本評價試算額ハ所得税及營業收益税相當額ヲ益金ヨリ控除計算シタルモノトス
- 2、所得税及營業收益税相當額ハ出資二十三事業者（公營及十年未滿ノモノヲ含マズ）ノ所得税及營業收益税ノ電氣事業分擔額ヲ控除セザル十年間ニ於ケル益金ニ對スル同税金分擔額ノ割合（九・〇六八二%）ヲ各公營事業ノ十年間ニ於ケル益金ニ乗ジ計算シタルモノトス
- 3、△印ハ減ヲ示ス

この試算表に關して藤井準備局長は左の如く説明した。

藤井幹事 前回の會議に於きまして、公共團體の事業に關する計算について、他の會社事業との均衡上税金に該當する金額を益金中から控除してはどうかといふ御議論がございましたので、種々研究を致して見ましたが、何分にも過去十ヶ年間に互りまして、總ての税金について正確に計算をすることは到底不可能のこととでございます。併しながら私共と致しましては色々攻究の結果試みに公營事業と開業後十年未滿の事業とを除きました出資者二十三事業につきまして、過去十ヶ年間に於ける税金を含めた所の益金總額と、同じく十年間に於ける所得税及び營業收益税の電氣事業分擔額との平均割合を求めて見たのであります。その結果約九・〇七%といふことになつたのであります。この率を公營事業者の益金に乗じました金額を、益金から控除致したもので計算致しましたものが、只今お目に掛けました表でございます。これは、かういふやうなものを作つて一應御覽に入れたといふ程度のものでございます。左様御諒承を願ひたいと存じます。御覽の

通りに一番上に先般御目に掛けました原案を掲げて、その次に唯今説明申上げました税金を引きましたものが試算となつて居る譯でございます。原案に比べまして試算の差額を見ますれば、大阪市が四十三萬四千圓、神戸市が五十四萬八千圓、山口縣が九十四萬貳千圓、高知縣が六萬圓といふ事になりまして割合と致しましては大阪市が五・九%、神戸市が七・五%、山口縣が六%、高知縣が五・五%、平均六・三%の減になります。これを帳簿價額に比較致しますと、大阪市は原案では極く僅かの増加でございます。先づトントン位になつて居りますものが、四十二萬八千圓「ブツク・ヴァリユー」を割る事になるのであります。神戸市の方ではそれでもなほ且つ二百八十八萬七千圓といふものが評價差益となつて表はれます。山口縣は原案では若干の評價益があつたのであります。今度は差損の形になりました。五十六萬一千圓だけ「ブツク・ヴァリユー」より下つて居ります。高知縣は原案よりは極めて僅かの六萬圓許り減りましたが、それでも二十萬八千圓といふ評價差益が出て居る譯でございます。

これに關して吉田、館、石渡、原、加茂の各委員より該試算作成が逓信省のみの調査に基いて作成されたものかどうかといふ點、公共團體の電力料に關する點、所得税、營業收益税及びこれらの附加税並びに電柱税等の税金は一應計算して考へて見る必要があるではないかといふ點、日本發送電株式會社法第九條の益金割合等の解釋を實績と見るべきや否やの點、大阪市に於ける高速度鐵道關係除外に關する點等について質疑並びに意見の開陳あり、大和田準備局長官、藤井同次長よりそれらに應答あつて、結局大阪市の高速度鐵道は計算よりこれを切離すことに決定、他は原案通り決定した。而して該高速度鐵道を除外したる場合の正確なる計算は、これを次回に提出することにした。

次いで前回より引續いて議題となつてゐる十年未滿の事業者に關する評價の問題に入つたが、前回の委員會の

意見に従つて準備局に於て再検討せる案に關し、一應その経過を藤井準備局長より左の如く報告し、具體的の審議は該資料印刷完了の上次回に行ふことにして散會した。

藤井幹事 前回の會議に於きまして問題として殘されました十年未滿の事業について、十年間の實績に不足する期間に於ける益金の推定をどうするかといふ點に關しまして、御話に依りまして一應考へて見た上で五つばかりの案を作つては見ましたが、實はまだ印刷が間に合ひませぬのでお配りは致しませんが、大體経過だけを申し上げ度いと存じます。いづれに致しましても私共としては種々のことを考へては見ましたものの、根本に於きまして過去に於いて全然無かりしことを創作するのでございますから、その事自體に非常に無理があるのでございます。随つて御披露申上げるいづれの案も非常に多くの缺點を持つて居るのであります。のみならず實績のないものならば兎も角と致しまして、多少でも實績のあります以上は、これは法律的に考へましても、相當疑問が残ると存するのであります。私共幹事と致しましては確信を以つて案を提出し兼ねるのであります。一應案の内容骨子を紹介申上げて置きます。第一案でございますが、第一案に各事業者の營業の實績のある期間だけは實績に依り、他は十年未滿の事業を除きました二十三事業者のその期間に於きます所の益金平均割合と同じ割合の利益を收めたものと假定致しまして、益金を算定致し、さうしてこれを實績の益金と綜合致しまして計算致した案であります。これは案と致しましては頗る簡単な案であります。併しながらこれは不公平の結果は關西共同火力を除き、各社とも幾分の救済となるのであります。併しながらこれは公平のものとなるばかりでなく、この方法でやりますと、原案に依りますより關西共同火力の如きは相當の額即ち百八、九十萬圓程の減となるのであります。實績を全然無視された結果になるのであります。これは根本的に全然實績のないものに對して、他の事業者の實績を採用することに依るからであると存じま

す。それは殊に九州電力のやうに今日既に設備を「フル」に働かせて居るか、又は親會社の苛酷な制肘を受けて居るものは、縱令今後十年事業が續きませうとも、今迄以上の實績を挙げようとは想像出來ないのであります。これに反しまして、九州送電とか昭和電力のやうなものは多分に設備の餘裕を持つて居るのでございまして、將來性を約束せられて居るといふことはこれははつきりと想像出來るのであります。却つて割合悪く評價せられるといふことになるのであります。随つてこの案は結果的に見てもよい案だとは考へられませぬ。それから第二案であります。これは關西共同火力と共通の實績期間——四年何ヶ月でございますか——に依る案であります。これは形式的には無難の案のやうであります。實質的には關西共同火力以外のものに以前の實績を見込まないといふ非難を免れませぬ。殊に昭和電力と關西電力とは現在より、より多くの評價差損が出るのでありますから、一層不公平を増すものと思ひまして、これも亦採用することは如何かと存じて居ります。第三案は十年に滿たない期間の建設費については、二十三會社のその期間とその他の期間との割合に依り推定致しまして、該期間の益金割合に對しては他の事業者のその期とその他の期間の益金割合の比率を掛けまして算定した案でありまして、實績のないものとして想定致しました所に非難は免れませぬ。理論的には一應首肯出來るやうに存じますが、たゞ、結果的に見ますれば殆んど救済にならないで、却つてより多くの評價差損が出て來るのであります。それから第四案は建設費を今申述べました第三案と同じやうに見まして益金割合だけは、最初に申上げました第一案と同じやうなもので、他の事業者の二十三會社の益金割合をその儘取つて來て算定した案であります。その案は第一案よりも建設費を考の中に入れる點に多少の進歩はありますが、根本的に同案と同じやうな非難が起るのではないかと思ひます。第五案は曩の四案と同じやうなものであります。十年に滿たない期間の建設費は最初の建設

費と同じやうに見るのであります。この案では建設費を考の外に置いたのでありますが、この建設費といふものはその事業者自身に取りましては最初の建設費でございますからこれを基礎とするといふことは理論的に一應肯定出来るのではないかと存じます。随ひまして第三案と略々同様に観念的に相當の合理性があるやうに思ひますが、實質的には第三案と同様に殆んど救済にならないやうに存じて居ます。かやうなことで目下案そのものは出来て居りますが、各社についてどういふ数字が現はれるかといふことは、印刷が間に合ひませぬので今日お目にかけることが出来ないのは誠に残念でございます。大體右のやうな五つ位の案を拵へて現在進んで居ります。皆さんの方でも私共の参考と致しまするやうな御名案でもございますれば、お聞かせ願ひ度いと存じます。

第七回委員会

第七回電力評価審査委員会は昭和十三年十二月四日逓信大臣官邸に於いて開かれた。先づ前回の決議に従つて大阪市に對する高速度鐵道の建設費及び收支を除外せる調書に關して藤井準備局長より簡單な説明あり、これに依れば原案に比して十四萬二千九百圓程増加することになつたが、委員会は異議なくこの大阪市の出資設備の評価格を決定した。

次いで本日の議題たる開業後十年未滿の事業者に對する評價に關する審議に入つたが、前回の委員會の要望に従つて當局に於いて研究せる諸種の場合に於ける計算の方法につき左の如き書類を各委員に配布し、藤井準備局長次長これが説明に當つた

開業後十年未滿ノ事業者ニ對スル評價試算表一覽表

事業者名	原案	A案	B案	C案	D案	E案	F案
昭和電力	一五、八六六 <small>千円</small>	一六、六一二 <small>千円</small>	一五、四六一 <small>千円</small>	一五、一一六 <small>千円</small>	一四、〇三九 <small>千円</small>	一六、一七五 <small>千円</small>	一七、五五八 <small>千円</small>
關西電力	一、九〇三	一、九六八	一、八五六	一、九六一	一、八五九	一、八九一	一、九五五
九州送電	四、〇九三	四、一七一	四、三八五	四、〇一九	三、九五七	三、九五五	四、〇六八
九州電力	四、五一一	四、六〇六	四、六三〇	四、四五二	四、三三五	四、三三三	四、四一〇
關西共同火力	五七、八五九	五五、九九四	五七、八五九	五五、九三七	五四、二〇六	五五、五四三	五六、四五二
計	八四、二三二	八三、三五一	八四、一九一	八一、四八四	七八、三九六	八一、九一七	八四、四四三

(A案)

開業後十年未滿ノ事業者ニ對スル評價試算表

事業者名	原案	試案	原案對試案		現在帳簿	帳簿價額對試案	
			増減額	増減割合		増減額	増減割合
昭和電力	一五、八六六 <small>千円</small>	一六、六一二 <small>千円</small>	七四六 <small>千円</small>	四・七%	一九、一二四 <small>千円</small>	△二、五一二 <small>千円</small>	一三・一%
關西電力	一、九〇三	一、九六八	六五	三・四%	一、九七八	△一〇	〇
九州送電	四、〇九三	四、一七一	七八	一・九%	四、二八四	△一一三	二・六%
九州電力	四、五一一	四、六〇六	九五	二・一%	四、六三一	△二五	〇・五%
關西共同火力	五七、八五九	五五、九九四	△一、八六五	△三・二%	五〇、九五二	五、〇四三	九・八%
計	八四、二三二	八三、三五一	△八八一	△一・〇%	八〇、九六八	二、三三三	二・九%

備考 1、本評價試算額ハ開業後十年ニ滿タザル期間ニ付夫々他ノ二十三事業者(公營及十年未滿ノモノヲ含マズ)ノ益金ノ平均

割合ヲ求メ之ト実績純益ノ平均割合トニ依リ計算シタルモノトス
2、△印ハ減ヲ示ス

(B) 案
開業後十年未滿ノ事業者ニ對スル評價試算表

事業者名	原案	試算	原案對試算		現在帳簿額	帳簿價額對試算	
			増減額	増減割合		増減額	増減割合
昭和電力	一五、八六六	一五、四六一	△	四〇五	一九、一二四	△三、六六三	一九・一%
關西電力	一、九〇三	一、八五六	△	四七	一、九七八	△一二二	六・一%
九州送電	四、〇九三	四、三八五	△	二九二	四、二八四	△一〇一	二・三%
九州電力	四、五一一	四、六三〇	△	一一九	四、六三一	△	〇
關西共同火力	五七、八五九	五七、八五九	〇	〇	五〇、九五二	六、九〇八	一三・五%
計	八四、二三二	八四、一九一	△	四一	八〇、九六八	三、二二三	三・九%

備考
1、本評價試算額ハ西部共同火力ヲ除キ開業後十年未滿ノ事業者ガ共通ニ実績アル昭和九年以上上期以降ノ実績ニ依リ算出セルモノトス
2、△印ハ減ヲ示ス

(C) 案

開業後十年未滿ノ事業者ニ對スル評價試算表

事業者名	原案	試算	原案對試算		現在帳簿額	帳簿價額對試算	
			増減額	増減割合		増減額	増減割合
昭和電力	一五、八六六	一五、一一六	△	七五〇	一九、一二四	△四、〇〇八	二〇・九%
關西電力	一、九〇三	一、九六一	△	五八	一、九七八	△	〇・八%

備考
1、本評價試算額ハ未開業期間ニ付
(1) 建設費ニ付テハ開業期間ニ於ケル平均建設費ト十年以上事業者平均建設費合計トノ比率ニヨリ未開業相當期間ニ於ケル十年以上事業者建設費実績ヨリ算出シタル額ヲ平均建設費トシ
(2) 益金ニ付テハ未開業相當期間ニ於ケル十年以上事業者ノ実績益金割合ニ依リ算出シタルモノトス
2、△印ハ減トス

(D) 案

開業後十年未滿ノ事業者ニ對スル評價試算表

事業者名	原案	試算	原案對試算		現在帳簿額	帳簿價額對試算	
			増減額	増減割合		増減額	増減割合
昭和電力	一五、八六六	一四、〇三九	△	一、八二七	一九、一二四	△五、〇八五	二六・五%
關西電力	一、九〇三	一、八五九	△	四四	一、九七八	△一九	六・〇%
九州送電	四、〇九三	三、九五七	△	一三六	四、二八四	△三二七	七・六%
九州電力	四、五一一	四、三三五	△	一七六	四、六三一	△二九六	六・三%
關西共同火力	五七、八五九	五四、二〇六	△	三、六五三	五〇、九五二	三、二五五	六・三%
計	八四、二三二	七八、三九六	△	五、八三六	八〇、九六八	△二、五七二	三・一%

備考
 1、本評價試算額ハ未開業期間ニ付
 (1) 建設費ニ付テハC案ニ依リ
 (2) 益金ニ付テハ開業後ニ於ケル益金割合ヲ十年以上事業者ノ未開業相當期間ト開業相當期間ニ於ケル平均益金ノ割合ニ依リ修正セル益金割合ニ依リ
 算出シタルモノトス
 2、△印ハ減トス

(E) 案

開業後十年未滿ノ事業者ニ對スル評價試算表

事業者名	原案	試算	原案對試算		現在帳簿額	帳簿價額對試算	
			増減額	増減割合		増減額	増減割合
昭和電力	一五、八六六	一六、一七五	三〇九	一・九%	一九、一二四	△二、九四九	一五・四%
關西電力	一、九〇三	一、八九一	△一二	〇・六%	一、九七八	△八七	四・三%
九州送電	四、〇九三	三、九五五	△一三八	三・三%	四、二八四	△三二九	七・六%
九州電力	四、五一一	四、三三三	△一七八	三・五%	四、六三一	△二七八	六・〇%
關西共同火力	五七、八五九	五五、五四三	△二、三一六	四・〇%	五〇、九五二	四、五九二	九・〇%
計	八四、二三二	八一、九一七	△二、三一五	二・七%	八〇、九六八	九四九	一・一%

備考
 1、本評價試算額ハ未開業期間ニ付
 (1) 建設費ニ付テハ開業後第一期末ノ建設費ヲ毎期末建設費トシ
 (2) 益金ニ付テハD案ノ益金割合ニ依リ
 算出シタルモノトス
 2、△印ハ減トス

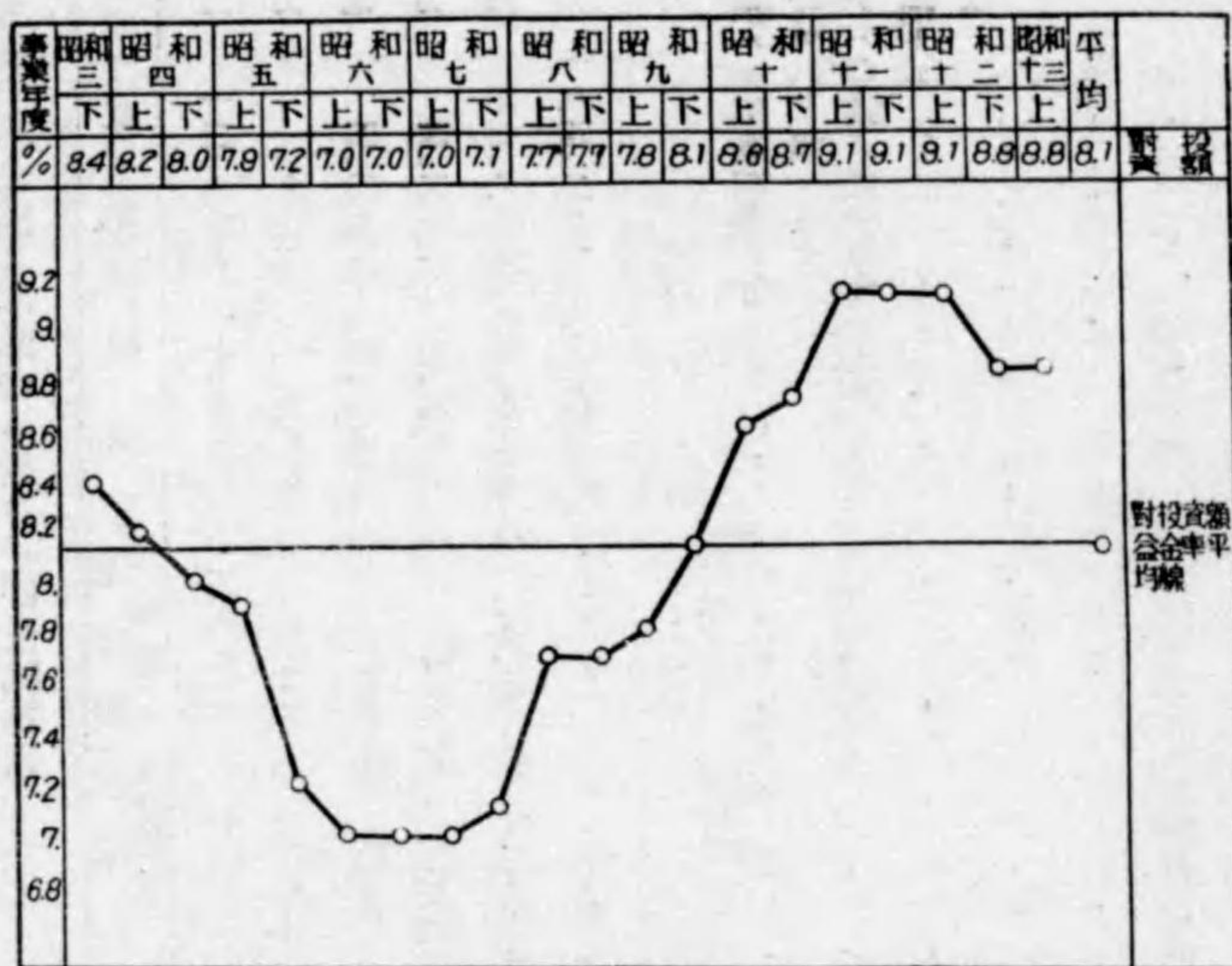
(F) 案

開業後十年未滿ノ事業者ニ對スル評價試算表

事業者名	原案	試算	原案對試算		現在帳簿額	帳簿價額對試算	
			増減額	増減割合		増減額	増減割合
昭和電力	一五、八六六	一七、五五八	一、六九二	一〇・六%	一九、一二四	△一、五六六	八・一%
關西電力	一、九〇三	一、九五五	五二	〇・二%	一、九七八	△二二	一・一%
九州送電	四、〇九三	四、〇六八	△二五	〇・六%	四、二八四	△二一六	五・〇%
九州電力	四、五一一	四、四一〇	△一〇一	二・二%	四、六三一	△二二二	四・七%
關西共同火力	五七、八五九	五六、四五二	△一、四〇七	二・四%	五〇、九五二	五、五〇一	一〇・七%
計	八四、二三二	八四、四四三	△二一一	〇・二%	八〇、九六八	三、四七五	四・二%

備考
 1、本評價試算額ハ未開業期間ニ付
 (1) 建設費ニ付テハE案ニ依リ
 (2) 益金ニ付テハC案ノ益金割合ニ依リ
 算出シタル額トス
 2、△印ハ減トス

(除ヲ者業事ノ満末年十及替公) 合割金益ルス對ニ費設建
(ル依ニ績實ノ者業事三十二タ)



藤井幹事 たゞ今お手許に配布してございます十年未滿の事業者に對する評價の試算表について説明を申し上げます。A案からF案まで、六案ございます。その外に評價試算一覽表といふのがございますから、その評價試算一覽表と合せて別に益金割合を線表に致してお配りしてある筈でございますから、それも合せて御覽願ひながらお聞き取りを願ひたいと存じます。前々回の委員會の席上に於きまして、十年未滿の事業者の十年に足りない期間に對しまして、他の事業者のその期間に於ける益金割合を參酌致して、計算を試みるやうにとのお話ございました。而してその案の概要は前回の席上に於きまして一應御披露は致して置きましたが、本日これらの試算に關する調査を御覽に入れまして、簡単に説明致したいと存じます。先づA案は十年に滿たない期間につきまして、他の二十三事業者の益金の割合を求めまして——二十三事業者と申しますのは、公共團體と十年未滿の事業者との十事業者を除きました今回の他の出資事業者であります——これと実績の益金割合とを年數に應じ平均致しました所の益金割合に依りまして計算した案であります。これに依りますれば關西共同火力以外の四事業者は原案と申しますか——この前最初にお目に掛けました所の実績のみに依る案でございます——原案に比べますると若干の増加になつて居りますが關西共同火力のみは御覽の通り百八十萬圓ばかりの減少になつて居ります。B案は十年未滿の事業者が共通に有して居りまする実績期間、即ち關西共同火力と同様に昭和九上期以後の実績のみによつて計算した案であります。この案に依りますれば、昭和電力、關西電力等は原案に比へまして減少になつて居ります。C案は稍々複雑になつて居りますが、十年に滿たない期間に於ける建設費は、十年以上の実績を有する他の二十三事業者の建設費累計額につきまして、十年未滿の事業者の開業相當期間と未開業相當期間との比率を求めまして、この比率を十年未滿の事業者の実績期間に於ける所の建設費累計額に掛けまして算出したものであります。又その益金につきまし

ては、未開業相當期間に於ける十年以上の事業者の実績の益金割合に依りまして計算した案であります。この案に依りますれば關西電力を除く他の四事業者全部原案に比べて減少する結果になるのであります。D案は建設費につきましてはC案と同様の方法に依り、未開業期間に於ける所の益金につきましては、開業後に於ける益金割合に對しまして十年以上の実績ある事業者の未開業相當期間と開業相當期間に於ける益金の割合を掛けまして、想定しました益金割合によつて計算した案であります。この案に依りますれば五社とも全部原案に比べて減少することになつて居ります。次はE案でございます。これは建設費につきましては開業後第一期末の建設費、即ち開業當初の建設費を未開業期間の毎期末の建設費と假定致しまして、益金につきましては前のD案と同様の方法に依りまして計算した案であります。この案に依りますれば昭和電力を除きましたる他の四事業者は、原案に比べて若干の減少になつて居ります。F案は建設費はE案と同様でありませんが、益金はC案と同じやうに十年以上の事業者の未開業相當期間に於ける実績益金割合に依りて計算した案であります。この案に依りますれば昭和電力と關西電力以外の三事業者は、總て原案よりも減少致して居ります。かやうに致しますとこれらの試案を通觀致しまするに一覽表について御覽の通りに、A案では關西共同火力が実績に依ります原案よりも百八十萬圓ばかりの減少となり、B案に依りますれば昭和電力は關西電力と共に原案より減少になり、C案に依りましては關西電力を除いた總てが原案よりは減ることになります。D案に依りますれば各社共全部減少し、E案では昭和電力以外のものは皆減少になり、F案では昭和電力及び關西電力以外はいづれも原案より減少となるのであります。随つてこれらのいづれを取りましても妥當でない結果を生ずるのであります。随ひましてこれらの事業者につきましては、原案通り実績を基礎として算定することが理論と致しましても、又結果を見ましても妥當ではないかと存じて居る次第であります。

ります。以上一應お目に掛けました六案につきましての概略を説明申上げました。

之に對して原委員、津島委員、植原委員等より夫々意見の開陳があつたが、結局原案を以つて最良のものであるといふことに意見一致した。それで西部共同火力についても同様に実績のみで算定することになり、次いで藤井準備局長は、各社別に計算せる内容につき左の如く説明した。

藤井幹事 各社別に私共が計算致しました内容を十年未滿の事業者につきまして説明を致して居りませんので、この機會に一應お聞き取りを願ひたいと思ひます。

昭和電力から申し上げます。この會社は御承知のやうに大同電力の傍系會社でありまして、富山縣の電力を大阪に送電致し、その發生電力を全部大同電力に卸賣をして居る會社であります。同社は建設費が割高であるに加へまして送電設備も負荷が餘り良好でないために、業績も從つて思つた程よくないのであります。今回出資致しまする設備は北陸送電線と笹津送電線並びにこれに附屬して居ります變電所が二つございます。第一號の出資設備建設費につきましては出資設備に關係のない水利調査費や假勘定に屬すべき所の未活動資産はこれを除き、逆に修繕費にて支出せる送電設備の鐵塔及び碍子の如きものや、變電設備中の一部を直接銷却せる金額を建設費に戻し、差引百八十五萬六千圓を控除致したのでございます。それから第二號につきましては収入は実績通りに致しまして、支出につきましては御承知の庄川の問題といふのがありますが、飛州木材株式會社との流木争議の際の費用四十五萬二千九百圓ばかりのものを臨時損失と致しまして控除致しました。それから先般の關西風水害の際に於ける復舊費三十七萬二千九百圓ばかりは臨時損失としてこれも控除致しました。その他につきましては別に申上げることはございません。

その次は關西電力であります。この會社は岐阜縣にあります發電所の發生電力を全部日本電力に供給す

る所の日本電力の傍系会社であります。今回の出資設備として指定されましたものは北方幹線中この会社の施設に係る約八十軒ばかりの送電線であります。第一號の建設費につきましては帳簿の上で未だ整理してゐない金額を増減致しました結果四千八百圓ばかりを減少すること、致しました外には別段査定を致して居りませぬ。それから全事業設備並びにその收支につきましては大體実績の通りでありまして、唯本年の上期に於きまして決算期を變更して居りますために十ヶ月分を計上しましたものを、これを六ヶ月分に補正致しまして他の会社との権衡を圖るやうに致しました。なほ帳簿額に比較して減少となりましたのは第二號の収益率が低いためでありまして、これも先刻申しましたやうに親会社との關係上その電力料金が安いといふことに原因して居るのであります。

その次は九州送電株式会社であります。九州送電株式会社は、その供給區域と致しましては宮崎、大分、福岡、佐賀、長崎、熊本、の六縣に涉つて居りますが、實際に於きましては東邦電力と九州水力電気、それから延岡電氣の三つの電氣事業者と旭ベンベルグ会社の延岡工場に特殊の供給を致して居るだけの事業者でございます。この会社の事業開始は昭和四年でありますから、開業後の經過年数は十年に満たないのであります。出資設備につきましては、残存設備部分の建設費と認むべきものを計上してありました額一萬五千六百圓ばかりを控除致しました。その他撤去部分の總係費の控除洩れれものが七千二百萬圓ございました。その外には別段申上げる程のことはありませぬ。それから第二號の全事業設備の方について申上げます。その建設費については開業第一期の月数は二ヶ月でありますから、この期の平均建設費は開業當初の建設費と同期未の建設費との平均の三分の一の額に査定致しました。又第二期につきましては同期中に新に落成した設備の建設費が著しく多額に上り、而もこれらは期末に於いて落成したものでありまして、設備の使用日数も十

日に満たないものでありますから、これをその期の平均建設費に算定することは適當でないと思ひまして除外致しました。收支につきましては殆んど申上げることはございませぬ。

次に九州電力について申上げます。この会社は昭和五年の十二月に創立せられたものでありまして、熊本電氣と電氣化學工業會社の出資に係つて居り、大淀川水力、熊本電氣、珠磨川電氣とこの九州電力の四社間に「プール」契約といふものを締結致しまして、主にこれに基きまして電力の特定供給をして居る会社でありまして、今回の出資は全資産を出すことになつたのであります。第一號の出資設備の建設費の中で補正致しました主なものは建設利息中に配當補足金が四萬圓ばかりございましたが、これを控除致しました。所得税及び營業収益税を建設費に計上致しましたものが九千五百圓ばかりありましたが、これも控除致しました。創業費及び財團設定費約五千圓餘りを建設費に加へて居りましたがこれも控除致しました。用地の賣却損を建設費に計上致しましたものが二萬三千九百圓ばかりありましたが、これも控除致しました。次に加へた方を申上げますれば、獨立電話線の改修費を經費支辨と致したものが約一萬圓程あります。これは資本的支出と考へまするので、この方は建設費の方に加へることに致しました。次に収入につきましては大體実績通りでございます。支出につきましては若干補正致しました。その中經費として増加しなければならぬと考へましたものは、前にも述べました所得税及び營業収益税の建設費計上額中電氣事業に分擔せしむべき額八千六百圓ばかりあります。それから創業費及び財團設定費五千圓ばかりが建設費となつて居りますが、これは當然經費と認むべきものでありますから、經費の中に入れてあります。次に經費の方から落しましたものが先程申しました獨立電話線の改修費を修繕費支辨と致しましたものが約一萬圓ばかりありますが、これは經費の方から落しました。それから利益處分とすべき役員賞與を經費支辨として居りますものが四萬五

千圓ばかりありますが、これを経費から除くことに致しまして、なほ御参考に申し上げますがこの会社は先程も申しましたやうに昭和五年の十二月十日に創立致しまして、第一期及び第二期は大淀川、八代間の送電線路に依りまして、大淀川の発電所の発生電力の輸送を爲すに止まつて居りましたが、全設備によつて營業を開始致しましたのは昭和七年一月十七日でございます。随ひまして開業第一期と全設備に依る營業開始の第三期に於きましては適當に建設費を補正致したのであります。

次に關西共同火力發電株式會社について申し上げます。此の會社は日本電力、大同電力、宇治川電氣、京都電燈の四社の共同出資に係る會社であります。其の發生電力は此の四社の供給して居るのであります。今回は全資産を出資することになつたものであります。第一號の出資設備の建設費中から控除致しました主なものには建設利息の中で未開業中の預金利息と相殺しなければならぬと認められるものが八千三百圓ばかりありますが、これを控除致しました。それから總係費中創業費と認められる第一回株金拂込登録税一萬二千五百圓ばかりのものが建設費から控除されたのであります。第二號の方につきましては特に申上げる程のものはありません。

西部共同火力につきましては先程申上げました以外に特に評價上申上げる重要なことはございませぬ。これも創立後間もなく内容も大體に立派になつて居ります。たゞちよつと補正した點がございますから、これを御参考に申し上げます。第一號の出資設備の建設費につきましては、開業後に屬する建設利息を約八萬圓ばかりを控除致しました。それから取換へました「ミルポール」といふのがありますが、この代金を建設費に計上して居りました金額が四千八百圓ばかりございましたのを控除致しました。その他には格別申上げることはございませぬ。先程御覽願ひました調書の通りでございます。

これらの議案は異議なく決定した。即ち十年間の実績なき事業者に對する評價は昭和電力、關西電力、九州送電、九州電力、關西共同火力等は原案通り、西部共同火力は本日の修正案通りに決定を見た。これを以つて全部の事業者に對する評價の審議を終つたので、本委員會に於ける議決の結果を逓信大臣に報告する案の審議に入つた。決定した委員會議決書並びに報告書左の如し。

昭和十三年十二月十四日

電力評價審査委員會會長

永 井 柳 太 郎

逓信大臣 永 井 柳 太 郎 殿

日本發送電株式會社法第四條ノ規定ニ依リ日本發送電株式會社設立ノ際同會社ニ對シ出資セシムベキ東京電燈株式會社外三十二事業者ノ電力設備及附屬設備ノ價格算定ニ關スル日本發送電株式會社法第九條第一項ノ建設費減價銷却金額及益金ヲ別冊ノ通議定致候

議 決 書

日本發送電株式會社法第四條ノ規定ニ依リ日本發送電株式會社設立ノ際同會社ニ對シ出資セシムベキ東京電燈株式會社外三十二事業者ノ電力設備及附屬設備ノ價格算定ニ關スル日本發送電株式會社法第九條第一項ノ建設費、減價銷却金額及益金ヲ別冊ノ通議決ス

昭和十三年十二月十四日

電力評價審査委員會會長

電力評價審査委員會委員

永 井 柳 太 郎 印
伊 藤 文 吉 印
石 渡 莊 太 郎 印
原 邦 造 印

(別冊) 事業者名 京濱電力株式会社

(一) 評 價 格

評 價 格
第一號ノ金額
第二號ノ金額

(二) 内 譯

(4) 第一號ノ金額

設備別	出資設備ノ建設費	減價銷却金額	建設費ヨリ減價銷却金額ヲ控除シタル金額
發電設備	五七七、九五〇	一六八、三六九	四〇九、五八一
送電設備	八八六、四八二	二一四、五六三	六七一、九一九
變電設備	一、四六四、四三二	三八二、九三二	一、〇八一、五〇〇
合計			

(4) 第二號ノ金額

電氣事業ニ屬スル設備	過去十年間ニ於ケル各事業年度ノ平均建設費ノ合計額	修正率
	三三六、三四四、八〇〇	九九・二〇四〇九四八九〇八%

吉	大	小	樋	斯	喜	牧	植	上	中	津	館	田	加	河	大	太	大
	和	野	貝	波	安	田	原	野	村	島	中	中	茂	上	久	田	橋
田	田		詮	孝	健	悅	道	幸	壽	哲	武	正	弘	保	哲	八	
梯			四	次	二												
茂	二	猛	三	郎	郎	環	郎	輔	助	一	二	雄	雄	一	立	三	郎
印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印

ノ建設費	電氣事業ニ於ケル益金及益金割合		平均建設費ノ合計額ヲ修正セル額
	過去十年間ニ於ケル事業支出並總係の經費及税金分擔額ノ合計額	過去十年間ニ於ケル益金ノ合計額	
三三三、六六七、八一五 ^円	一一、五六五、九四七	六、二一八、八〇六	
一一、五三七、一四一	九・一九九〇五三八五五四〇%	一三四、七一三、八八八	
一、九二四、四八四	益金ノ年平均割合	九・一九九〇五三八五五四〇%	
	出資設備ノ建設費ニ益金ノ平均割合ヲ乗ジタル金額	一、九二四、四八四	
	前欄ノ金額ヲ年七分ノ利率ヲ以テ還元シタル金額		
	還元シタル金額		
	金 額		

事業者名 京濱電力株式会社

出資設備ニ對スル第一號ノ建設費及減價銷却金額譯内表

設備名	建設費	減價銷却金額	備考
送電設備			
霞澤線	二〇五、五四六 ^円	五〇、四九〇 ^円	
奈川渡線	三七二、四〇四	一一七、八七九	
小計	五七七、九五〇	一六八、三六九	

事業者名	價 額		事業名
	第一號ノ金額	第二號ノ金額	
鬼怒川水力電氣株式会社	九、二八九、三六七・五 ^円	一三、二八九、三五二 ^円	變電設備
	五、二八九、三八三 ^円		霞澤變電所
			合 計
			八八六、四八二 ^円
			一、四六四、四三二 ^円
			二一四、五六三 ^円
			三八二、九三二 ^円

設備別	第一號ノ金額		建設費ヨリ減價銷却金額ヲ控除シタル金額
	出資設備ノ廻設費	減價銷却金額	
發電設備	五、二二五、〇七三 ^円	二、四三四、七八七 ^円	二、七九〇、二八六 ^円
送電設備	二、七五三、九二九	一、三九五、八〇七	一、三五八、一一二
變電設備	二、四三五、四四四	一、二九四、四六九	一、一四〇、九七五
合 計	一〇、四一四、四四六	五、一二五、〇六三	五、二八九、三八三

(b) 第二號ノ金額

電氣事業ニ 屬スル設備 ノ建設費	修 正 率	電氣事業ニ 於ケル益金 及益金割合				還元シタル 金額
		過去十年間ニ於ケル事業収入ノ合計額	過去十年間ニ於ケル事業支出並總係の經費及税金分擔額ノ合計額	過去十年間ニ於ケル益金ノ合計額	益金ノ平均割合	
過去十年間ニ於ケル各事業年度ノ平均建設費ノ合計額	六九七、七三二、〇七八 ^四					
平均建設費ノ合計額ヲ修正セル額	一〇〇・四九三四七一八七〇八%					
	七〇一、一七五、一九〇 ^四					
	四九、四六六、七三四					
	一八、一五一、〇二八					
	三一、三一五、七〇六					
	八・九三三三四八五六一八四%					
	九三〇、二五四・六一八 ^四					
前欄ノ金額ヲ年七分ノ利率ヲ以テ還元シタル金額	一三、二八九、三五二					

事業者名 鬼怒川水力電氣株式會社

出資設備ニ對スル第一號ノ建設費及減價銷却金額内譯表

設備名・建設費	減價銷却金額	備考
發電設備 隅田發電所 五、二二五、〇七三 ^四	二、四三四、七八七 ^四	
送電設備 本線 二、五五一、四九八	一、三四四、八一七	
中岩連絡支線 一二、二四四	三、九一一	
火力線 三〇、七九八	一一、六二九	
京成線 一四九、二五五	三四、三一五	
鬼怒川、小沼線A 一〇、一三四	一、一三五	
鬼怒川、小沼線 二、七五三、九二九	一、三九五、八〇七	
變電設備 小計 一、八三九、九五七	八一九、九三六	
東京變電所 五九五、四八七	四七四、五三三	
尾久變電所 二、四三五、四四四	一、二九四、四六九	
小計 一〇、四一四、四四六	五、一二五、〇六三	
合計		

事業者名 中央電気株式会社

(一) 評 價 格

評 價 格	第一號ノ金額	第二號ノ金額
	一、二二七、一五八 ^円	八九二、〇六三
		一、五六二、二五三

(二) 内 譯

(1) 第一號ノ金額

設 備 別	出資設備ノ建設費	減價銷却金額	建設費ヨリ減價銷却額ヲ控除シタル金額
發 電 設 備	一、三〇七、〇〇七 ^円	四一四、九四四 ^円	八九二、〇六三 ^円
送 電 設 備	一、三〇七、〇〇七 ^円	四一四、九四四 ^円	八九二、〇六三 ^円
變 電 設 備	一、三〇七、〇〇七 ^円	四一四、九四四 ^円	八九二、〇六三 ^円
合 計	一、三〇七、〇〇七 ^円	四一四、九四四 ^円	八九二、〇六三 ^円

(2) 第二號ノ金額

電氣事業ニ 關スル設備 ノ建設費	電氣事業ニ 於ケル益金 及益金割合	過去十年間ニ於ケル事業支出並總係の經費及税金分擔額ノ合計額	過去十年間ニ於ケル事業收入ノ合計額	平均建設費ノ合計額ヲ修正セル額	修 正 率	過去十年間ニ於ケル各事業年度ノ平均建設費ノ合計額	還元シタル 金額
		一八、九〇四、九一〇	四二、七三一、一〇三	五六九、五二五、三六六 ^円	一〇〇%	五六九、五二五、三六六 ^円	
		二三、八二六、一九三	八・三六七〇三四八七八四%				一〇九、三五七・七三二 ^円
							一、五六二、二五三

事業者名 中央電気株式会社

出資設備ニ對スル第一號ノ建設費及減價銷却金額内譯表

設備名	建設費	減價額却金額	備考	事業者名 矢作水力株式会社		評
				(一) 評	價格	
送電設備 鹽尻線(一部) 及出川分岐線	一、三〇七、〇〇七 一、三〇七、〇〇七	四一四、九四四 四一四、九四四		第一號ノ金額	第一號ノ金額	第一號ノ金額
合計	一、三〇七、〇〇七	四一四、九四四		第二號ノ金額	第二號ノ金額	第二號ノ金額
(一) 内 譯						
(1) 第一號ノ金額						
設備別	出資設備ノ建設費	減價銷却金額	建設費ヨリ減價銷却金額 ヲ控除シタル金額			
發電設備	二、四六三、〇三〇 _円	六一三、三七五 _円	一、八四九、六五五 _円			
送電設備	三、三〇五、三〇九	二二九、一四四	三、〇六六、一六五			
變電設備	二、〇〇六、〇二六	一一五、一五四	一、八九〇、八七二			
合計	七、七七四、三六五	九六七、六七三	六、八〇六、六九二			

電氣事業ニ 屬スル設備 ノ建設費	電氣事業ニ 於ケル益金 及益金割合	還元シタル 金額	(1) 第二號ノ金額	
			修正率	平均建設費ノ合計額ヲ修正セル額
過去十年間ニ於ケル各事業年度ノ平均建設費ノ合計額			八九七、〇六七、一三四 _円	
修正率			九九・〇四五五八一二五〇七%	
平均建設費ノ合計額ヲ修正セル額			八八八、五〇五、三五七	
過去十年間ニ於ケル事業収入ノ合計額			五六、四五九、〇八六	
過去十年間ニ於ケル事業支出並總係の経費及税金分擔額ノ合計額			二〇、九〇〇、三六八	
過去十年間ニ於ケル益金ノ合計額			三五、五五八、七一八	
益金ノ平均割合			八・〇〇四一六五一三三四%	
出資設備ノ建設費ニ益金ノ平均割合ヲ乗ジタル金額			六二二、二七三、〇一三 _円	
前欄ノ金額ヲ年七分ノ利率ヲ以テ還元シタル金額			八、八八九、六一四	

事業者名 矢作水力株式會社

出資設備ニ對スル第一號ノ建設費及減價銷却金額内譯表

設備名	建設費	減價銷却金額	備名
發電設備 名古屋火力發電所	二、四六三、〇三〇 ^四	六一三、三七五 ^四	火力附屬變電所ヲ含ム
送電設備 秦阜、日進線	二、七四七、五七八	二〇五、一七四	
豐支線	一六、五九二	九五〇	
日進火力線	四九七、八二七	三〇、六五九	
鳴海日進線	四三、三一二	二、三六一	
小計	三、三〇五、三〇九	二三九、一四四	
變電設備 日進變電所	二、〇〇六、〇二六	一一五、一五四	
合計	七、七七四、三六五	九六七、六七三	

事業者名 阪神電氣鐵道株式會社

(一) 評 價 格

評 價 格	第一號ノ金額	第二號ノ金額
	五、二七〇、一七五・五 ^四	三、五七三、三三四
		六、九六七、〇一七

(二) 内 譯

(1) 第一號ノ金額

設備別	出資設備ノ建設費	減價銷却金額	建設費ヨリ減價銷却金額ヲ控除シタル金額
發電設備	五、七六五、三三二 ^四	二、一九一、九九八 ^四	三、五七三、三三四 ^四
送電設備			
變電設備		二、一九一、九九八	三、五七三、三三四
合計	五、七六五、三三二	二、一九一、九九八	三、五七三、三三四

(ロ) 第二號ノ金額

電氣事業ニ 屬スル設備 ノ建設費	修 正 率	電氣事業ニ 於ケル益金 及益金割合			還元シタル 金額
		過去十年間ニ於ケル事業支出並總係の經費及税金分擔額 ノ合計額	過去十年間ニ於ケル事業收入ノ合計額	平均建設費ノ合計額ヲ修正セル額	
過去十年間ニ於ケル各事業年度ノ平均建設費ノ合計額	一、一〇八、八三九、二五〇 ^円	益金ノ平均割合	八、四五九、〇三一〇・三四〇三%	前欄ノ金額ヲ年七分ノ利率ヲ以テ還元シタル金額	六、九六七、〇一七
平均建設費ノ合計額ヲ修正セル額	一〇〇・六三二・七八九・三一九一%	出資設備ノ建設費ニ益金ノ平均割合ヲ乗ジタル金額	四八七、六九一、二二三 ^円		
過去十年間ニ於ケル事業収入ノ合計額	一、一一五、八五五、八六六 ^円	過去十年間ニ於ケル益金ノ合計額	四七、一九五、二九七		
過去十年間ニ於ケル事業支出並總係の經費及税金分擔額 ノ合計額	一二六、六七二、九三五				

事業者名 阪神電氣鐵道株式會社

出資設備ニ對スル第一號ノ建設費及減價銷却金額内譯表

設備名	建設費	減價銷却金額	備考
發電設備 東濱發電所	五、七六五、三三三 ^円	二、一九一、九九八	
送電設備 阪神連絡線	五、七六五、三三三	二、一九一、九九八	東濱發電所ニ含ム
合計			

事業者名 南海鐵道株式會社

(イ) 評價格

評價格	第一號ノ金額	第二號ノ金額
	五、六四八、二三三・五 ^円	七、四四〇、六三八
	三、八五五、八二九	

(二) 内 譯

(イ) 第一號ノ金額

設備別	(イ) 第一號ノ金額		電氣事業ニ 屬スル設備 ノ建設費	電氣事業ニ 於ケル益金
	出資設備ノ建設費	減價銷却金額		
發電設備	五、四三五、九一五 ^円	一、八七七、二二九 ^円	過去十年間ニ於ケル各事業年度ノ平均建設費ノ合計額	一、三七八、五五〇、三八七 ^円
送電設備	三五五、六五三	五八、五一〇	修正	九八、五五四六八四四〇二三%
變電設備			平均建設費ノ合計額ヲ修正セル額	一、三五八、六二五、九八三 ^円
合計	五、七九一、五六八	一、九三五、七三九	過去十年間ニ於ケル事業收入ノ合計額	一五三、三九四、四〇七
			過去十年間ニ於ケル事業支出並總係の經費及税金分擔額ノ合計額	九二、三〇二、七四三
			過去十年間ニ於ケル益金ノ合計額	六一、〇九一、六六四

(ロ) 第二號ノ金額

及益金割合	益金ノ平均割合	及益金割合
八・九九三一五四〇七八三七%	八・九九三一五四〇七八三七%	及益金割合
五二〇、八四四・六三四 ^円	出資設備ノ建設費ニ益金ノ平均割合ヲ乗ジタル金額	還元シタル金額
七、四四〇、六三八	前欄ノ金額ヲ年七分ノ利率ヲ以テ還元シタル金額	金額

事業者名 南海鐵道株式會社

出資設備ニ對スル第一號ノ建設費及減價銷却金額内譯表

設備名	建設費	減價銷却金額	備考
發電設備	五、四三五、九一五 ^円	一、八七七、二二九 ^円	
擧發電所			
送電設備	一二八、八五六	二六、一七八	
神石線	二二六、七九七	三三、三三二	
宇電受電線	三五五、六五三	五八、五一〇	
小計	五、七九一、五六八	一、九三五、七三九	
合計			

事業者名 今津發電株式会社

(一) 評價格

評 價 格	四、六八〇、九九四 ^円 ・五
第一號ノ金額	二、五〇九、九三一
第二號ノ金額	六、八五二、〇五八

(二) 内 譯

(イ) 第一號ノ金額

設 備 別	出資設備ノ建設費	減價銷却金額	建設費ヨリ減價銷却金額 ヲ控除シタル金額
發 電 設 備	六、八六〇、五九九 ^円	四、三五〇、六六八 ^円	二、五〇九、九三一 ^円
送 電 設 備			
變 電 設 備			
合 計	六、八六〇、五九九	四、三五〇、六六八	二、五〇九、九三一
(ロ) 第二號ノ金額			
過去十年間ニ於ケル各事業年度ノ平均建設費ノ合計額		一三八、二三九、三一六 ^円	
電氣事業ニ 屬スル設備		修正 率 九九・二〇〇八四六七四九%	

事業者名 今津發電株式会社

出資設備ニ對スル第一號ノ建設費及減價銷却金額内譯表

ノ建設費	平均建設費ノ合計額ヲ修正セル額	一三六、九九六、三三三 ^円
	過去十年間ニ於ケル事業收入ノ合計額	一五、〇一一、九六五
電氣事業ニ 於ケル益金 及益金割合	過去十年間ニ於ケル事業支出並總係の経費及税金分擔額 ノ合計額	一〇、二二二、七九三
	過去十年間ニ於ケル益金ノ合計額	四、七八八、九〇二
還元シタル 金額	益 金 ノ 年 平 均 割 合	六・九九二二八四九四一九一%
	出資設備ノ建設費ニ益金ノ平均割合ヲ乗ジタル金額	四七九、六四四・〇二五 ^円
前欄ノ金額ヲ年七分ノ利率ヲ以テ還元シタル金額		六、八五二、〇五八

設 備 名	建 設 費	減 價 銷 却 金 額	備 考
發 電 設 備			
今津發電所	六、八六〇、五九九 ^円	四、三五〇、六六八 ^円	
合 計	六、八六〇、五九九	四、三五〇、六六八	

事業者名 廣島電氣株式會社

(一) 評 價 格

評 價 格	
第一號ノ金額	一六、五九五、三二五 ^四 一三、一八八、八六九
第二號ノ金額	二〇、〇〇一、七八二

(二) 内 譯

(イ) 第一號ノ金額

設 備 別	出資設備ノ建設費	減價銷却金額	建設費ヨリ減價銷却金額ヲ控除シタル金額
發 電 設 備	一〇、八七八、一八四 ^四	三、七七七、四〇八 ^四	七、一〇〇、七七六 ^四
送 電 設 備	四、四八一、七三七	八〇七、九一八	三、六七三、八一九
變 電 設 備	三、一四、六〇九	七〇〇、三三五	二、四一四、二七四
合 計	一八、四七四、五三〇	五、二八五、六六一	一三、一八八、八六九

(ロ) 第二號ノ金額

電氣事業ニ 屬スル設備 ノ建設費	過去十年間ニ於ケル各事業年度ノ平均建設費ノ合計額	一、七二〇、六〇一、五六五 ^四
電氣事業ニ 於ケル益金 及益金割合	平均建設費ノ合計額ヲ修正セル額	一〇〇、三三八〇八九五七九三%
還元シタル 金額	過去十年間ニ於ケル事業収入ノ合計額	一、七二〇、六〇一、五六五 ^四
	過去十年間ニ於ケル事業支出並總係の經費及税金擔額ノ合計額	一、三四、七六六、二八五
	過去十年間ニ於ケル益金ノ合計額	六九、七二六、六五九
	益 金 ノ 年 平 均 割 合	六五、〇三九、六二六
	出資設備ノ建設費ニ益金ノ平均割合ヲ乗ジタル金額	七、五七八六七五九一四四%
	前欄ノ金額ヲ年七分ノ利率ヲ以テ還元シタル金額	一、四〇〇、一二四、七六二 ^四
		二〇、〇〇一、七八二

事業者名 廣島電気株式会社

出資設備ニ對スル第一號ノ建設費及減價銷却金額内譯表

設備名	建設費	減價銷却金額	備考
發電設備			
尾道發電所	二,三九九,一九九	一,二四〇,六〇九	
坂發電所	八,四七八,九八五	二,五三六,七九九	
小計	一〇,八七八,一八四	三,七七七,四〇八	
送電設備			
瀧山川線	七三,二四三	七,八八〇	
太田川線	二二二,四五六	五四,六四七	
太田川東線	二五九,〇五一	二五,〇八四	
東西幹線	一,五一四,三四四	三二七,六九三	
尾道分岐線	四二,〇四四	四,二四七	
陰陽線	七七六,八二五	三九,〇六八	
掛屋線	七二,五三八	二,〇五四	
江川線	一,三三一,五〇〇	二六〇,七〇九	
三次線	八三,二三七	二四,二五一	
吳線(一部)	一七二,三七七	三五,六四一	
全送電設備ノ備品ヲ含ム			

事業者名 出雲電気株式会社

(一) 評 價 格

評 價 格	評 價 格
第一號ノ金額	二,〇四一,七七六・五 ^四
第二號ノ金額	一,九一〇,三六二
	二,一七三,一九一

設備名	建設費	減價銷却金額
坂波線	七一,〇五三 ^四	一四,四四七 ^四
山波線	六三,〇六九	一二,一九七
小計	四,四八一,七三七	八〇七,九一八
變電設備		
廣島變電所	一,六四一,二一一	四三七,八六七
尾道變電所	二八五,七一五	三二,六八〇
三津變電所	二二〇,七一一	六二,七九六
福山變電所	六〇九,五四三	七八,一二五
熊見變電所	三五七,四二七	八八,八六七
內小計	三,一四,六〇九	七〇〇,三三五
合計	一八,四七四,五三〇	五,二八五,六六一

(一) 内訳

(1) 第一號ノ金額

設備別	出資設備ノ建設費	減價銷却金額	建設費ヨリ減價銷却金額ヲ控除シタル金額
發電設備	一、九一四、一七一 ^円	九五、二三〇 ^円	一、八一八、九四一 ^円
送電設備	九三、三六二	一、九四一	九一、四二一
變電設備			
合計	二、〇〇七、五三三	九七、一七一	一、九一〇、三六二

(2) 第二號ノ金額

電氣事業ニ屬スル設備ノ建設費	修正率	過去十年間ニ於ケル各事業年度ノ平均建設費ノ合計額	過去十年間ニ於ケル事業収入ノ合計額	過去十年間ニ於ケル事業支出並總保の經費及税金分擔額ノ合計額	過去十年間ニ於ケル益金ノ合計額
修	正				
平均建設費ノ合計額ヲ修正セル額	率				
過去十年間ニ於ケル事業収入ノ合計額		三六五、八八四、九八五 ^円	九九・八四七一〇八四七六%	三六五、三二五、五八七 ^円	三三、一五五、〇七二 ^円
過去十年間ニ於ケル益金ノ合計額				一八、三一三、五六八	一三、八四一、五〇四

及益金割合 還元シタル 金額	益金ノ年平均割合	出資設備ノ建設費ニ益金ノ平均割合ヲ乗ジタル金額	前欄ノ金額ヲ年七分ノ利率ヲ以テ還元シタル金額
		七・五七七六二六三六五三八%	二、一七三、一九一
		一五二、一二三、三五〇 ^円	

事業者名 出雲電氣株式会社

出資設備ニ對スル第一號ノ建設費及減價銷却金額内訳表

設備名	建設費	減價銷却金額	備考
發電設備 松江發電所	一、九一四、一七一 ^円	九五、二三〇 ^円	
送電設備 掛屋新線	九三、三六二	一、九四一	
合計	二、〇〇七、五三三	九七、一七一	

事業者名 伊豫鐵道電氣株式會社

(一) 評價 價格

評價	價格
第一號ノ金額	五、七三六、七八五 ^円
第二號ノ金額	三、九八三、二四八
	七、四九〇、三二三

(二) 内 譯

(1) 第一號ノ金額

設備名	出資設備ノ建設費	減價銷却金額	建設費ヨリ減價銷却金額ヲ控除シタル金額
發電設備	三、〇二九、〇〇七 ^円	七九二、二八一 ^円	二、二三六、七二六 ^円
送電設備	一、二二七、〇一八	二一八、七〇三	一、〇〇八、三一五
變電設備	八二六、九〇一	八八、六九四	七三八、二〇七
合計	五、〇八二、九二六	一、〇九九、六七八	三、九八三、二四八

(2) 第二號ノ金額

電氣事業ニ屬スル設備	過去十年間ニ於ケル各事業年度ノ平均建設費ノ合計額	六二六、二二八、四一〇 ^円
修 正 率		一〇〇・二〇七八九〇五三五〇%

事業者名 伊豫鐵道電氣株式會社
出資設備ニ對スル第一號ノ建設費及減價銷却金額内譯表

ノ建設費	平均建設費ノ合計額ヲ修正セル額	六二七、四三〇、〇七二 ^円
	過去十年間ニ於ケル事業收入ノ合計額	六八、七八〇、五六九
電氣事業ニ於ケル益金及益金割合	過去十年間ニ於ケル事業支出並總係の經費及税金分擔額ノ合計額	三六、四一九、七〇二
	過去十年間ニ於ケル益金ノ合計額	三二、三六〇、八六七
還元シタル金額	益金ノ平均割合	一〇・三一五三七〇〇九二七四%
	出資設備ノ建設費ニ益金ノ平均割合ヲ乗ジタル金額	五二四、三三二、六二八 ^円
金額	前欄ノ金額ヲ年七分ノ利率ヲ以テ還元シタル金額	七、四九〇、三二三

設備名	建設費	減價銷却金額	備考
發電設備 今治發電所	三、〇二九、〇〇七 ^円	七九二、二八一 ^円	
送電設備 丹原線	五七六、一七八	一三三、八二五	

事業者名		四國中央電力株式會社	
評	價	格	格
第一號ノ金額	第二號ノ金額	第一號ノ金額	第二號ノ金額
伊豫鐵土佐電連絡線	二、四四八 ^円	五、三八一	一、二一九、六四〇・五 ^円
面河連絡線	六八、九二四	五、三八一	一、一〇七、六一五
第二新居濱線	一六三、三七六	一六、六五八	一、三三一、六六六
三島線	一六〇、九四八	二七、五七六	
第二伊豫鐵連絡線	一一、六九八	一、一一一	
阿豫連絡線	四三、八三四	七四八	
第二今治線	一六六、三〇四	二六、八三二	
今治火力線	三三、三〇八	六、五二〇	
小計	一、二二七、〇一八	二二八、七〇三	
變電設備			
丹原變電所	五五五、〇三二	六二、八一五	
内面河變電所	二七一、八六九	二五、八七九	
小計	八二六、九〇一	八八、六九四	
合計	五、〇八二、九二六	一、〇九九、六七八	

(二) 内 譯

(イ) 第一號ノ金額		(ロ) 第二號ノ金額	
設備別	出資設備ノ建設費	減價銷却金額	建設費ヨリ減價銷却金額ヲ控除シタル金額
發電設備	一、一〇七、六一五 ^円	一、一〇七、六一五 ^円	一、一〇七、六一五 ^円
送電設備	一、一〇七、六一五 ^円	一、一〇七、六一五 ^円	一、一〇七、六一五 ^円
變電設備	一、一〇七、六一五 ^円	一、一〇七、六一五 ^円	一、一〇七、六一五 ^円
合計	一、一〇七、六一五 ^円	一、一〇七、六一五 ^円	一、一〇七、六一五 ^円

電氣事業ニ屬スル設備ノ建設費		電氣事業ニ於ケル益金	
修 正 率	過去十年間ニ於ケル各事業年度ノ平均建設費ノ合計額	過去十年間ニ於ケル事業支出並總係の経費及税金分擔額ノ合計額	過去十年間ニ於ケル益金ノ合計額
正 率	一五九、三二四、五九九 ^円	七、八九八、九二五	六、三八六、一四七
	一五九、三二四、五九九 ^円	一四、二八五、〇七二	
	一五九、三二四、五九九 ^円	七、八九八、九二五	
	一五九、三二四、五九九 ^円	六、三八六、一四七	

及益金割合 還元シタル 金額	益金ノ年平均割合	
	出資設備ノ建設費ニ益金ノ平均割合ヲ乗ジタル金額	前欄ノ金額ヲ年七分ノ利率ヲ以テ還元シタル金額
	八〇・一七〇二六七三三九%	
	九三、二一六・六一六 ^円	
		一、三三一、六六六

事業者名 四國中央電力株式會社

出資設備ニ對スル第一號ノ建設費及減價銷却金額内譯表

設備名	建設費	減價銷却金額	備考
送電設備			
四水連絡線	二一六、七六三 ^円	二六、七三一 ^円	
四水連絡金子支線	九四五、九七〇	二八、三八七	
第二伊豫鐵連絡線	一、一六二、七三三	五五、一一八	
佐賀新居濱線	一、一六二、七三三	五五、一一八	
合計	一、一六二、七三三	五五、一一八	

事業者名 四國水力電氣株式會社

(一) 評價價格

評價價格	第一號ノ金額	第二號ノ金額
	一一九、四〇〇 ^円	一五二、三四九
	八六、四五一	

(二) 内譯

(イ) 第一號ノ金額

設備別	出資設備ノ建設費	減價銷却金額	建設費ヨリ減價銷却金額ヲ控除シタル金額
發電設備	九九、九二〇 ^円	一三、四六九 ^円	八六、四五一 ^円
送電設備	九九、九二〇	一三、四六九	八六、四五一
變電設備	九九、九二〇	一三、四六九	八六、四五一
合計	九九、九二〇	一三、四六九	八六、四五一

(ロ) 第二號ノ金額

電氣事業ニ 屬スル設備 ノ建設費	修 正 率	過去十年間ニ於ケル各事業年度ノ平均建設費ノ合計額	電氣事業ニ 於ケル益金 及益金割合		還元シタル	金 額
			過去十年間ニ於ケル事業收入ノ合計額	過去十年間ニ於ケル事業支出並總係の経費及税金分擔額ノ合計額	益 金 ノ 平 均 割 合	
平均建設費ノ合計額ヲ修正セル額	三三八、九九一、六九六 ^四	一〇〇%	過去十年間ニ於ケル事業收入ノ合計額	三六、三〇五、三八〇	過去十年間ニ於ケル事業支出並總係の経費及税金分擔額ノ合計額	一八、二一五、一三六
			過去十年間ニ於ケル益金ノ合計額	一八、〇九〇、二四四	過去十年間ニ於ケル益金ノ合計額	一〇、六七二、九七一七六五〇六%
			益 金 ノ 平 均 割 合	一〇、六七二、九七一七六五〇六%	還元シタル	一〇、六六四、四三三 ^四
			前欄ノ金額ヲ年七分ノ利率ヲ以テ還元シタル金額	一五二、三四九		

事業者名 四國水力電氣株式會社
出資設備ニ對スル第一號ノ建設費及減價銷却金額内譯表

設備名	建設費	減價銷却金額	備考	評 價 格	
				第一號ノ金額	第二號ノ金額
送電設備					
阿豫連絡線	九九、九二〇 ^四	一三、四六九		一、三三三、四一〇・五 ^四	一、二四五、五六四
合計	九九、九二〇	一三、四六九		一、三三三、四一〇・五 ^四	一、六二一、二五七

(一) 評
價
格

事業者名 九洲水力電氣株式會社

(二) 内 譯

(イ) 第一號ノ金額

設備別	出資設備ノ建設費	減價銷却金額	建設費ヨリ減價銷却金額ヲ控除シタル金額
發電設備	七六五、六三六	二四、四四四	七四一、一九二
送電設備	四三〇、三二四	二五、九五二	四〇四、三七二
變電設備	一、一九五、九六〇	五〇、三九六	一、一四五、五六四
合計			

(ロ) 第二號ノ金額

電氣事業ニ屬スル設備ノ建設費	電氣事業ニ於ケル益金	過去十年間ニ於ケル各事業年度ノ平均建設費ノ合計額		平均建設費ノ合計額ヲ修正セル率	過去十年間ニ於ケル事業収入ノ合計額	過去十年間ニ於ケル事業支出並總務的經費及税金分擔額ノ合計額	過去十年間ニ於ケル益金ノ合計額
		正	率				
		一、六三六、六六八	一、四四四	九九・九一五二八六三〇四%			一、六三六、六六八、一四四
		一、六三五、二八一	一、六六三				一、六三一、一七二、〇〇五
							一六一、一七二、〇〇五
							八三、五八三、七六八
							七七、五八八、二三七

事業者名 九州水力電氣株式會社
出資設備ニ對スル第一號ノ建設費及減價銷却金額内譯表

設備名	建設費	減價銷却金額	備考	及益金割合	
				益金ノ年平均割合	還元シタル金額
送電設備					
中原西谷線	六九四、九七五	二二、三六三			
西部中原線	六九、五七四	一、八一六			
戸畑特高線	一、〇八七	二六五			
小計	七六五、六三六	二四、四四四			
變電設備					
中原變電所	二三二、四八五	六、一五四			
日明變電所内設備	一九七、八三九	一九、七九八			
小計	四三〇、三二四	二五、九五二			
合計	一、一九五、九六〇	五〇、三九六			

事業者名 熊本電気株式会社

評	價	格
第一號ノ金額		
第二號ノ金額		

(一) 評 價 格

(二) 内 譯
(イ) 第一號ノ金額

設 備 名	出資設備ノ建設費	減價銷却金額	建設費ヨリ減價銷却金額ヲ控除シタル金額
發電設備	二一六、三〇〇	二九、〇一六	一八七、二八四
送電設備	一四八、五八〇	三三、九〇〇	一一五、六八〇
變電設備	三六四、八八〇	六一、九一六	三〇二、九六四
合計			

(ロ) 第二號ノ金額

電氣事業ニ 屬スル設備 ノ建設費	修 正 率	電氣事業ニ 於ケル益金 及益金割合				還元シタル 金額
		過去十年間ニ於ケル事業収入ノ合計額	過去十年間ニ於ケル事業支出並總係の経費及税金分擔額ノ合計額	過去十年間ニ於ケル益金ノ合計額	益 金 ノ 年 平 均 割 合	
過去十年間ニ於ケル各事業年度ノ平均建設費ノ合計額	正 率	七〇二、〇三三、三四四 ^円	七二、一六六、六二一	三九、五六九、七四八	三三、五九六、八七三	四八二、六四八
平均建設費ノ合計額ヲ修正セル額		一〇〇、二九二、七三一、一九五八 [%]			九、二五九、三二四、一七七 [%]	
過去十年間ニ於ケル事業収入ノ合計額		七〇四、〇八八、四一五 ^円			三三、七八五、三七九 ^円	
過去十年間ニ於ケル事業支出並總係の経費及税金分擔額ノ合計額						
過去十年間ニ於ケル益金ノ合計額						
益 金 ノ 年 平 均 割 合						
出資設備ノ建設費ニ益金ノ平均割合ヲ乗ジタル金額						
前欄ノ金額ヲ年七分ノ利率ヲ以テ還元シタル金額						

事業者名 熊本電気株式会社

出資設備ニ對スル第一號ノ建設費及減價銷却金額内譯表

設備名	建設費	減價銷却金額	備考
送電設備 大牟田一、二號線	二〇八、四三二	二八、四八五	
新開線	七、八七八	五三一	
三川線	二二六、三〇〇	二九、〇一六	
港線	一四八、五八〇	三三、九〇〇	
小計	三六四、八八〇	六一、九一六	
變電設備 弓削變電所	一四八、五八〇	三三、九〇〇	
合計	三六四、八八〇	六一、九一六	

事業者名 東信電気株式会社

(一) 評 價 格

評 價 格	第一號ノ金額	第二號ノ金額
第一號ノ金額	二、一一一、九五四	一、五二五、三三五
第二號ノ金額	二、六九八、五七三	

(二) 内 譯

(1) 第一號ノ金額

設備名	出資設備ノ建設費	減價銷却金額	建設費ヨリ減價銷却金額ヲ控除シタル金額
發電設備	七一七、〇五〇	一〇六、三五三	六一〇、六九七
送電設備	一、一二二、二八七	二〇七、六四九	九一四、六三八
變電設備	一、八三九、三三七	三二四、〇〇二	一、五二五、三三五
合計			

(2) 第二號ノ金額

電氣事業ニ屬スル設備ノ建設費	電氣事業ニ於ケル利益	過去十年間ニ於ケル各事業年度ノ平均建設費ノ合計額	修正率	過去十年間ニ於ケル事業支出並總係の経費及税金分擔額ノ合計額	過去十年間ニ於ケル利益金ノ合計額
電氣事業ニ屬スル設備ノ建設費	電氣事業ニ於ケル利益	過去十年間ニ於ケル各事業年度ノ平均建設費ノ合計額	修正率	過去十年間ニ於ケル事業支出並總係の経費及税金分擔額ノ合計額	過去十年間ニ於ケル利益金ノ合計額
		一、四七三、二四二、四二三	一〇二・七三五六八六四六%	二四、三六九、四〇六	七七、七〇三、九二四
		一、五一三、二一九、八一二		一〇二、〇七三、三三〇	
		平均建設費ノ合計額ヲ修正セル額		過去十年間ニ於ケル利益金ノ合計額	

及益金割合 還元シタル 金額	益金ノ年平均割合	
	出資設備ノ建設費ニ益金ノ平均割合ヲ乗ジタル金額	前欄ノ金額ヲ年七分ノ利率ヲ以テ還元シタル金額
	一〇・二七〇〇—一四・五二九%	
	一八八、九〇〇・二二一	
		二、六九八、五七三

事業者名 東信電気株式会社

出資設備ニ對スル第一號ノ建設費及減價銷却金額内譯表

設備名	建設費	減價銷却金額	備考
送電設備			
上信線	六九五、三六三	一〇四、一二七	
西窪支線	一四、七五八	一、五四四	
島河原連絡線	六、九二九	六八二	
小計	七一七、〇五〇	一〇六、三三三	
變電設備			
島河原變電所	一、〇二四、一七八	一六四、二四五	
笹平變電所	九八、一〇九	四三、四〇四	
小計	一、一二二、二八七	二〇七、六四九	
合計	一、八三九、三三七	三二四、〇〇二	

事業者名 山陽中央水電株式会社

(一) 評 價 格

評 價 格	第一號ノ金額	第二號ノ金額
	一八、〇〇一、七六三・五	一五、六一三、四六六
		二〇、三九〇、〇六一

(二) 内 譯

(1) 第一號ノ金額

設備別	出資設備ノ建設費	減價銷却金額	建設費ヨリ減價銷却金額ヲ控除シタル金額
發電設備	二〇、四六四、五一九	七、四二七、六一六	一三、〇三六、九〇三
送電設備	二、八一五、七六一	六三三、八七九	二、一八一、八八二
變電設備	五〇二、二九四	一〇七、六一三	三九四、六八一
合計	二三、七八二、五七四	八、一六九、一〇八	一五、六一三、四六六

(ロ) 第二號ノ金額

電氣事業ニ 屬スル設備 ノ建設費	電氣事業ニ 於ケル益金 及益金割合	電氣事業ニ 於ケル益金 ノ合計額	過去十年間ニ於ケル事業支出並總係の經費及税金分擔額	過去十年間ニ於ケル事業收入ノ合計額	平均建設費ノ合計額ヲ修正セル額	修正率	過去十年間ニ於ケル各事業年度ノ平均建設費ノ合計額
							一、〇三四、五六五、七六三 ^四
							九九・四二七〇六四四二八八%
							一、〇二八、六三八、三六八 ^四
							七二、九三五、六六七
							四二、〇六八、九五〇
							三〇、八六六、七一七
							六・〇〇一四七一〇六三二五%
							一、四二七、三〇四・二九七 ^四
還元シタル 金額							二〇、三九〇、〇六一
前欄ノ金額ヲ年七分ノ利率ヲ以テ還元シタル金額							

事業者名 山陽中央水電株式會社

出資設備ニ對スル第一號ノ建設費及減價銷却金額内譯表

設備名	建設費	減價銷却金額	備考
發電設備			
飾磨發電所	七、一二八、三七九 ^四	四、二六五、〇〇五	
飾磨第三發電所	一三、二八七、五四二	三、一四九、四三三	
中國合同網干 發電所内設備計	四八、五九八	一三、一七八	
小計	二〇、四六四、五一九	七、四二七、六一六	
送電設備			
火力連絡線	一三、九八七	二、〇七一	
岡山山線	一、二七八、一〇五	三四六、二二三	
網干連絡線	八、〇八九	一、五〇六	
赤穂線	五二、三九八	一一、五三七	
伊部線	一、二八八	二四一	
三幡線	二〇、四六五	三七〇	
西脇線(一部)	二二〇、四五二	五三、〇五一	
荒井線	三七、七四五	七、〇五四	
明石線	四五〇、三三三	一〇一、五五一	
六甲線	六〇〇、三六一	八〇、〇七三	

事業者名		價格	
中國合同電氣株式會社		價格	
阪急線	七〇、六一六 ^円	二〇、七九八 ^円	
明石線	七一、九二二	九、四〇四	
小計	二、八一五、七六一	六三三、八七九	
變電設備			
明石變電所	一七六、四五九	三三、八〇七	
六甲變電所	二八四、六五三	五九、二二二	
伊部變電所	四一、一八三	一四、六八四	
小計	五〇二、二九四	一〇七、六一三	
合計	二、三、七八二、五七四	八、一六九、一〇八	

設備名	價格		建設費ヨリ減價銷却金額ヲ控除シタル金額
	第一號ノ金額	第二號ノ金額	
發電設備	二、四七七、三六五 ^円	二、五四〇、八二二 ^円	九、九三六、五四三 ^円
設備	出資設備ノ建設費	減價銷却金額	
	二、四七七、三六五 ^円	二、五四〇、八二二 ^円	
			建設費ヨリ減價銷却金額ヲ控除シタル金額
			九、九三六、五四三 ^円

送電設備	變電設備	合計
二八、五五四	三八、四二六	一一、五四四、三四五
一、八七五	四、九三七	一一、五四七、六三四
二六、六七九	三三、四八九	九、九九六、七一

(ロ) 第二號ノ金額

電氣事業ニ屬スル設備ノ建設費	修 正 率	電氣事業ニ於ケル益金及益金割合				還元シタル金額
		過去十年間ニ於ケル事業収入ノ合計額	過去十年間ニ於ケル事業支出並總係の經費及税金分擔額ノ合計額	過去十年間ニ於ケル益金ノ合計額	益金ノ平均割合	
過去十年間ニ於ケル各事業年度ノ平均建設費ノ合計額	正	一、〇八五、〇一七、四九五 ^円	一〇一、一五八、〇八三	四四、二六一、三五四	八・五三六八二二九〇九〇二%	一、〇七〇、八八八、五一八 ^円
平均建設費ノ合計額ヲ修正セル額	率	九五・五七〇二〇一八〇〇%	一〇一、一五八、〇八三	四四、二六一、三五四	八・五三六八二二九〇九〇二%	一、〇七〇、八八八、五一八 ^円
過去十年間ニ於ケル事業収入ノ合計額		一、〇三六、九五一、四三九 ^円	一〇一、一五八、〇八三	四四、二六一、三五四	八・五三六八二二九〇九〇二%	一、〇七〇、八八八、五一八 ^円
過去十年間ニ於ケル事業支出並總係の經費及税金分擔額ノ合計額		一〇一、一五八、〇八三	一〇一、一五八、〇八三	四四、二六一、三五四	八・五三六八二二九〇九〇二%	一、〇七〇、八八八、五一八 ^円
過去十年間ニ於ケル益金ノ合計額		四四、二六一、三五四	一〇一、一五八、〇八三	四四、二六一、三五四	八・五三六八二二九〇九〇二%	一、〇七〇、八八八、五一八 ^円
益金ノ平均割合		八・五三六八二二九〇九〇二%	一〇一、一五八、〇八三	四四、二六一、三五四	八・五三六八二二九〇九〇二%	一、〇七〇、八八八、五一八 ^円
出資設備ノ建設費ニ益金ノ平均割合ヲ乗ジタル金額		一、〇七〇、八八八、五一八 ^円	一〇一、一五八、〇八三	四四、二六一、三五四	八・五三六八二二九〇九〇二%	一、〇七〇、八八八、五一八 ^円
前欄ノ金額ヲ年七分ノ利率ヲ以テ還元シタル金額		一五、二九八、四〇七	一〇一、一五八、〇八三	四四、二六一、三五四	八・五三六八二二九〇九〇二%	一、〇七〇、八八八、五一八 ^円

事業者名 中國合同電氣株式會社

出資設備ニ對スル第一號ノ建設費及減價銷却金額内譯表

設備名	建設費	減價銷却金額	備考
發電設備			
網干發電所	四、五九七、三四一	一、七七三、四七三	
三幡發電所	七、八八〇、〇二四	七六七、三四九	
小計	一二、四七七、三六五	二、五四〇、八二二	
送電設備			
網干連絡線	八、〇八九	一、五〇六	
三幡線	二〇、四六五	三六九	
小計	二八、五五四	一、八七五	
變電設備			
伊部變電所	三八、四二六	四、九三七	
小計	三八、四二六	四、九三七	
合計	二二、五四四、三四五	二、五四七、六三四	

事業者名 九州電氣軌道株式會社

(一) 評 價 格

評 價 格	第一號ノ金額	第二號ノ金額
	一七、六三一、一三五・五 ^円	二四、五四二、五三七
	一〇、七一九、七三四	

(二) 内 譯

(1) 第一號ノ金額

設備名	出資設備ノ建設費	減價銷却金額	建設費ヨリ減價銷却金額ヲ控除シタル金額
發電設備	一六、四四九、五六三 ^円	七、二七八、八六三 ^円	九、一七〇、七〇〇 ^円
送電設備	一、一六三、三一一	二四六、〇三八	九一七、二七五
變電設備	一、〇四六、五七一	四一四、八一二	六三一、七五九
合計	一八、六五九、四四七	七、九三九、七一三	一〇、七一九、七三四

(四) 第二號ノ金額

電氣事業ニ 屬スル設備 ノ建設費	修 正 率	電氣事業ニ 於ケル益金 及益金割合		過去十年間ニ於ケル事業 収入ノ合計額	過去十年間ニ於ケル事業 支出並總係の經費及税金分擔額 ノ合計額	還元シタル 金額
		益 金 ノ 年 平 均 割 合	前 欄 ノ 金 額 ヲ 年 七 分 ノ 利 率 ヲ 以 テ 還 元 シ タル 金 額			
過去十年間ニ於ケル各事業年度ノ平均建設費ノ合計額	八二二、三三八、三二三					
平均建設費ノ合計額ヲ修正セル額	九五、〇六六、〇九九一八%					
過去十年間ニ於ケル事業収入ノ合計額	七七二、二六二、五〇五					
過去十年間ニ於ケル事業支出並總係の經費及税金分擔額ノ合計額	八七、七九三、九二五					
過去十年間ニ於ケル益金ノ合計額	五二、二四二、七七三					
益金ノ平均割合	三五、五五一、一五二					
還元シタル金額	九、二〇七、〇二二、二八三%					
前欄ノ金額ヲ年七分ノ利率ヲ以テ還元シタル金額	一、七一七、九七七、五八五					
	二四、五四二、五三七					

事業者名 九州電氣軌道株式會社

出資設備ニ對スル第一號ノ建設費及減價銷却金額内譯表

設備名	建設費	減價銷却金額	備考
發電設備			
大門發電所	八、六九二、四九二	五、〇六六、六三四	
小倉發電所	七、七五七、〇七一	二、二二二、二二九	
小計	一六、四四九、五六三	七、二七八、八六三	
送電設備			
筑豊特高線	七五六、〇三一	一八〇、〇六七	
上津役分岐線	三一、六二四	六、四九六	
上津役連絡線	二九一	一九	
八幡分岐線	四一、四一四	四、七四九	
香月支線	三四、〇七七	九、三九九	
日明特高線	五一、六六七	三、七二八	
第二地中線	八六、五六六	二〇、六四三	
九號地中線	一六、一〇六	五、八六八	
戸畑特高線	一一二、七一七	二、八三〇	
受電一號乃至六號地中線	二二、八二〇	一一、二二九	

小計	一、一六三、三三三 ^円	二四六、〇三八 ^円	
變電設備			
日明變電所	五九二、三九八	一八〇、七四一	
大門變電所	四五四、一七三	二三四、〇七一	
小計	一、〇四六、五七一	四一四、八二二	
合計	一八、六五九、四四七	七、九三九、七二三	

事業者名 大阪市
 (一) 評 價 格

第一號ノ金額	七、四四八、六七八 ^円
第二號ノ金額	五、〇五五、二六八
合計	九、八四二、〇八九

(二) 内 譯
 (1) 第一號ノ金額

發 電 設 備	九、六五一、一四〇 ^円	四、六三六、〇九一 ^円	五、〇一五、〇四九 ^円
設 備 別	出資設備ノ建設費	減價銷却金額	建設費ヨリ減價銷却金額ヲ控除シタル金額

送 電 設 備	一一三、八九〇 ^円	八三、六七一 ^円	四〇、二一九 ^円
變 電 設 備	九、七七五、〇三〇	四、七一九、七六二	五、〇五五、二六八
合 計			

(2) 第二號ノ金額

電氣事業ニ屬スル設備ノ建設費	修正率	一〇四・〇三三〇五三七八〇六%
電氣事業ニ於ケル益金及益金割合	平均建設費ノ合計額ヲ修正セル額	二、一九三、六三一、九四七 ^円
還元シタル金額	過去十年間ニ於ケル事業収入ノ合計額	四三三、四九四、五七〇
	過去十年間ニ於ケル事業支出並總係の経費及税金分擔額ノ合計額	二七七、八八六、九一六
	過去十年間ニ於ケル益金ノ合計額	一五四、六〇七、六五四
	益金ノ年平均割合	七・〇四八〇二一六二五一一%
	出資設備ノ建設費ニ益金ノ平均割合ヲ乗ジタル金額	六八八、九四六・二二八 ^円
	前欄ノ金額ヲ年七分ノ利率ヲ以テ還元シタル金額	九、八四二、〇八九

事業者名 大 阪 市
出資設備ニ對スル第一號ノ建設費及減價銷却金額内譯表

設備名	建設費	減價銷却金額	備考
發電設備	九、六五一、一四〇	四、六三六、〇九一	
送電設備	二一、六〇一	一四、四六八	
百濟線甲線及乙線	一〇二、二八九	六九、二〇三	
春日出第一	一二三、八九〇	八三、六七一	
安治川間地中線	九、七七五、〇三〇	四、七一九、七六一	
合計			

事業者名 神 戸 市
評 價 格

評 價 格	第一號ノ金額	第二號ノ金額
第一號ノ金額	七、二六四、七三四	二、四五九、一〇八
第二號ノ金額	一一、〇七〇、三六〇	

(二) 内 譯
(イ) 第一號ノ金額

設備別	出資設備ノ建設費	減價銷却金額	建設費ヨリ減價銷却金額ヲ控除シタル金額
發電設備	七、二九五、四五三	四、八三六、三四五	二、四五九、一〇八
送電設備			
變電設備	七、二九五、四五三	四、八三六、三四五	二、四五九、一〇八
合計			

(ロ) 第二號ノ金額

電氣事業ニ屬スル設備ノ建設費	電氣事業ニ於ケル益金及益金割合	還元シタル金額
過去十年間ニ於ケル各事業年度ノ平均建設費ノ合計額	修正率	五九六、四五九、九二二
平均建設費ノ合計額ヲ修正セル額		八七、三七八、七九四、一五四%
過去十年間ニ於ケル事業收入ノ合計額		五二一、一七九、四八七
過去十年間ニ於ケル事業支出並總係の經費及税金分擔額ノ合計額		一七四、八六〇、一七八
過去十年間ニ於ケル益金ノ合計額		一一四、四九九、六一二
過去十年間ニ於ケル平均割合		六〇、三六〇、五六六
益金ノ平均割合		一一、五八一、五三一、四二〇%
出資設備ノ建設費ニ益金ノ平均割合ヲ乗ジタル金額		八四四、九二五、一八一
前欄ノ金額ヲ年七分ノ利率ヲ以テ還元シタル金額		一一、〇七〇、三六〇

事業者名 神戸市
出資設備ニ對スル第一號ノ建設費及減價銷却金額内譯表

設備名	建設費	減價銷却金額	備考	事業者名 山口縣	
				(一) 評	格
發電設備				第一號ノ金額	第一號ノ金額
湊川發電所	七、二九五、四三三	四、八三六、三四五			
合計	七、二九五、四三三	四、八三六、三四五			
設備別	出資設備ノ建設費	減價銷却金額	建設費ヨリ減價銷却金額ヲ控除シタル金額		
發電設備	一二、七二五、八一八 _円	四、三七一、二〇五 _円	八、三四四、六一三 _円		

(二) 第二號ノ金額

送電設備	變電設備	合計	電氣事業ニ屬スル設備ノ建設費		平均建設費ノ合計額ヲ修正セル率	過去十年間ニ於ケル各事業年度ノ平均建設費ノ合計額
			修	正		
			一、三四六、〇一九	一二七、一七五		五二四、一〇九、〇一八 _円
			一、一八七、六〇四	一五二、二九六		一、〇三五、三〇八
			一五、二四九、四四一	四、六五〇、六七六		一〇、五九八、七六五
						八四、〇八〇、七三三、二〇〇%
						四四〇、六七四、七三二 _円
						七七、七七七、七五二
						三五、七五四、一〇二
						四二、〇二三、六五〇
						九、五三六、二〇五、九四七、〇二%
						一、四五四、二一八、一〇〇 _円
						二〇、七七四、五四四

事業者名 山口 縣

出資設備ニ對スル第一號ノ建設費及減價銷却金額内譯表

設備名	建設費	減價銷却金額	備考
發電設備			
宇部第二發電所	六、九四一、二七三	一、七一〇、八五八	
前田發電所	五、七七四、五四五	二、六六〇、三四七	
小計	一二、七一五、八一八	四、三七一、二〇五	
送電設備			
宇部徳山線	九六七、四八七	七一、二六七	
宇部第二線	三七八、五三二	五五、九〇八	
小計	一、三四六、〇一九	一二七、一七五	
變電設備			
宇部變電所	六二九、八七〇	八九、八八九	
徳山變電所	五五七、七三四	六二、四〇七	
小計	一、一八七、六〇四	一五二、二九六	
合計	一五、二四九、四四一	四、六五〇、六七六	

事業者名 高 知 縣

(一) 評 價 格

評 價 格	第一號ノ金額	第二號ノ金額
	一、〇九〇、五七二	一、三二七、五一八
	八六三、六二六	

(二) 内 譯

(1) 第一號ノ金額

設備別	出資設備ノ建設費	減價銷却金額	建設費ヨリ減價銷却金額ヲ控除シタル金額
發電設備	八九六、八五七	一八七、七六〇	七〇九、〇九七
送電設備	二〇四、一八六	四九、六五七	一五四、五二九
變電設備			
合計	一、一〇一、〇四三	二三七、四一七	八六三、六二六

(四) 第二號ノ金額

電氣事業ニ 屬スル設備 ノ建設費	過去十年間ニ於ケル各事業年度ノ平均建設費ノ合計額	修正率	平均建設費ノ合計額ヲ修正セル額	過去十年間ニ於ケル事業収入ノ合計額	過去十年間ニ於ケル事業支出並總係の經費及税金分擔額ノ合計額	過去十年間ニ於ケル益金ノ合計額	及益金割合		還元シタル 金額
							益金ノ年	平均割合	
	九七、三二九、七七三 ^四		一〇二・八二三〇八八六二五一%						
			一〇〇、〇七七、四七九 ^四						
				一四、二〇〇、九一七					
					五、八一八、一六五				
					八、三八二、七五二				
					八・三七六二六二一五五八四%				
					九二、二二六、二四八 ^四				
					一、三二七、五一八				

事業者名 高 知 縣

出資設備ニ對スル第一號ノ建設費及減價銷却金額内譯表

設備名	建設費	減價銷却金額	備考
送電設備			
縣營東邦連絡線	六二、〇八二	七、五六九	
仁淀川線	四五三、五六七	五三、六〇七	
伊野線	六、五八四	三二八	
縣營土電連絡線	四九、六六二	五、八六七	
東豐永甲線	一一九、七七五	三八、三二二	
東豐永乙線	九〇、七八五	二〇、五六〇	
江ノ口甲線	五七、七〇七	三三、三五九	
江ノ口乙線	五六、六九五	二八、一四八	
小計	八九六、八五七	一八七、七六〇	
變電設備			
江ノ口變電所	一〇八、八八六	二二、一六三	
東豐永發電所内 變電設備	九五、三〇〇	二七、四九四	
小計	二〇四、一八六	四九、六五七	
合計	一、一〇一、〇四三	一三三、四一七	

事業者名 東京電燈株式会社

(一) 評 價 格

評 價 格
第一號ノ金額
第二號ノ金額

(二) 内 譯
(1) 第一號ノ金額

設 備 別	出資設備ノ建設費	減價銷却金額	建設費ヨリ減價銷却金額ヲ控除シタル金額
發 電 設 備	四三、〇九六、八六六 ^円	一一、四〇六、八九一 ^円	三一、六八九、九七五 ^円
送 電 設 備	七三、三五一、二〇八	二二、九〇一、九八八	五〇、四四九、二二〇
變 電 設 備	三七、六七二、一四一	一五、三三一、〇六〇	二二、三五一、〇八一
合 計	一五四、二二〇、二一五	四九、六二九、九三九	一〇四、四九〇、二七六

(ロ) 第二號ノ金額

電氣事業ニ 屬スル設備 ノ建設費	電氣事業ニ 於ケル益金 及益金割合	還元シタル 金額	修 正	率
			平均建設費ノ合計額ヲ修正セル額	過去十年間ニ於ケル各事業年度ノ平均建設費ノ合計額
過去十年間ニ於ケル事業収入ノ合計額	過去十年間ニ於ケル事業支出並總係の經費及税金分擔額ノ合計額	過去十年間ニ於ケル益金ノ合計額	益 金 ノ 年 平 均 割 合	出資設備ノ建設費ニ益金ノ平均割合ヲ乗ジタル金額
一、二六〇、八七五、〇八五	七二三、一九六、六八九	五三七、六七八、三九六	七・六七八五四〇八二四六五%	一一、八三四、一八三、六二八 ^円
一四、〇〇四、七〇二、四一一 ^円	九七・一九六七二二四八二八%	一六九、〇五九、七六六		

事業者名 東京電燈株式會社

出資設備ニ對スル第一號ノ建設費及減價銷却金額内譯表

設備名	建設費	減價銷却金額	備考
發電設備			
千住發電所	一六、二三八、〇七三	五、八四三、七五六	
鶴見發電所	二六、八五八、七九三	五、五六三、一三五	
小計	四三、〇九六、八六六	一一、四〇六、八九一	
送電設備			
阿賀野川線	一、九六八、三一〇	四三九、〇二三	
豐實支線	二〇、七八三、三七八	二、九九三、七〇四	
猪苗代新線	四八一、七〇四	九、七七〇	
漆澤支線	二、七九八、二六七	六四〇、一五八	新郷連絡線ヲ含ム
南葛支線	一〇六、九一二	二二、八二九	網島連絡線ヲ含ム
南葛支線	六、八七一、九二五	一、九九五、一六三	
片山代線	二、三九九、七二六	七四二、四九八	
高瀬川線			

甲信線	一一、七四一、一七二	四、一一八、六九九
釜無川支線	一、三五一、五七二	三三七、四二四
旭支線	一五、五〇六、一四五	五、〇九二、四九三
上越支線	五、〇八八、六九七	一、九七七、六六〇
穴藤支線	一、三〇九、八四八	二九九、〇九〇
小松支線	四、五四八、九四八	一、七二二、二九三
佐久支線	七五五、一九八	一〇一、二七六
花畑支線	七四一、八四二	一二三、二九四
猪苗代舊線	一、〇五〇、一二七	二九五、一四三
上毛線	一〇七、一八五	五九、九八七
幡谷支線	二三一、五一五	二五、三五八
伏田支線		
群馬馬線		
福島島線		
鶴見火力線		
八ヶ岳線		
釜無川連絡線		
小武川支線		
市場線		
日電線		

長岡線
湯澤線
清水南線
千住線
吾妻線
松谷支線
原町支線
碓米支線
丸山支線
熊川線
北佐久線
小諸支線(一部)
東信線
穗積支線(一部)
海瀬支線(一部)
南佐久線
小諸支線(一部)
穗積支線(一部)
小諸支線(一部)
鹿沼連絡支線

六七四、〇八二
四九一、六九五
一三一、八〇四
二一九、八六〇
一、六二五、七五一
二三、八六三
二九〇、七八三
二三八、五五〇
四七五、八〇八
九三七、一四四
二七五、五三八
一一、〇七〇
二六六、九〇四
一七一、六六八
二一、八〇一
五五、三八六
五二九、八八〇
六九五
一一五、九〇九
一一五、七八〇
一二八、八五八
三八九、三四四
七二、七三三
二〇五

大 同 線
北越水力線
輕井澤線
高瀬川連絡線
清水北線
小 計
變電設備
鹿瀬變電所
鳩ヶ谷變電所
東小山變電所
田端變電所
川崎第一變電所
高瀬川變電所
釜無川變電所
橋本變電所
旭變電所
戸塚變電所
臺ヶ原變電所
小武川變電所

三九、八二三
四、九九六
二三、一七〇
三三、七〇四
一一、一二六
七三、三五二、二〇八
九四三、三三二
三、七七一、九四二
三八二、七二〇
一、八九七、三二五
三、八二〇、四四二
九三六、六一〇
一、一五六、〇四五
一、一六〇、八八〇
三、七二八、七六九
四、二〇五、四三九
八二、八三一
一〇〇、三三九
六、〇〇〇
二、〇九〇
一〇、六五六
一六、四七四
一、七四三
二二二、九〇一、九八八
三一四、三一五
一、三三二、九二七
一五六、三七〇
一、一五九、〇一八
一、三六〇、六九〇
四三五、二六七
四五二、六九九
五一九、九九一
一、四〇〇、七五九
二、〇二三、四四一
三一、四七三
三七、六一六

事業者名 大同電力株式会社

(一) 評 價 格

合 小	計	計
荻村變電所	一、六一四、二二六	七六六、一七二
小松變電所	一、五一七、一七三	六九一、三六〇
佐久變電所	一、二〇八、三八五	三七四、三三三
花畑變電所	四、〇三七、三六四	一、四〇〇、一四九
小松川變電所	一、九五〇、九七三	六八一、七五三
龜戸變電所	三、八七三、一七二	一、六八〇、五七八
長岡變電所	二〇九、七九七	八九、二九八
十日町變電所	八〇、八七七	三二、七七五
吾妻川變電所	三六一、一六八	一一八、六一六
輕井澤變電所	二二八、五三一	八六、八六二
小諸變電所	一五八、八九四	五五、九五二
海潮變電所	一一一、四七五	六四、五三七
穂積變電所	一三三、四四二	五四、一〇九
小 計	三七、六七二、一四一	一五、三三一、〇六〇
合 計	一五四、二〇、二一五	四九、六二九、九三九

評 價 格	第一號ノ金額	第二號ノ金額
一〇二、三一五、七三七・五	七一、六三二、六二六	一三二、九九八、八四九

(二) 内 譯

(1) 第一號ノ金額

設 備 別	出資設備ノ建設費	減價銷却金額	建設費ヨリ減價銷却金額ヲ控除シタル金額
發電設備	三三、一二六、三五二	一五、四八四、一八四	一六、六四二、一六八
送電設備	四五、二三六、八二六	一一、二〇一、五六六	三三、〇三五、二六〇
變電設備	三三、七二七、二二四	一一、七七一、九二六	二一、九五五、一九八
合 計	一一一、〇九〇、三〇二	三九、四五七、六七六	七一、六三二、六二六

(二) 第二號ノ金額

金額	還元シタル	及益金割合	電氣事業ニ於ケル益金	電氣事業ニ屬スル設備ノ建設費	
				修正	率
前欄ノ金額ヲ年七分ノ利率ヲ以テ還元シタル金額	出資設備ノ建設費ニ益金ノ平均割合ヲ乘ジタル金額	益金ノ平均割合	過去十年間ニ於ケル事業支出並總係の經費及税金分擔額ノ合計額	過去十年間ニ於ケル事業収入ノ合計額	平均建設費ノ合計額ヲ修正セル額
一三三、九九八、八四九	九、三〇九、九一九 ^甲 ・四〇九	八・三八〇四九六九八四三九%	一五九、五三六、七九五	二一九、七四〇、一七二	三七九、二七六、九六七
					三、八〇七、三三四、九四二 ^甲
					九六・一四八九二〇二五〇%
					三、九五九、八三一、五三八 ^甲

事業者名 大同電力株式會社

出資設備ニ對スル第一號ノ建設費及減價銷却金額内譯表

設備名	建設費	減價銷却金額	備考
發電設備			
毛馬汽力發電所	三、三〇三、四九三	一、七七八、一三六	
安治川汽力發電所	四、八九四、二四二	二、九六〇、七二九	
春日出第一汽力發電所	八、九一二、二八五	三、八四七、四六三	
春日出第二汽力發電所	一五、〇一六、三三二	六、八九七、八五六	
小計	三二、一二六、三五二	一五、四八四、一八四	
送電設備			
東京送電線	七、七五一、三四五	一、〇三二、二七四	
松島鹽尻間線	六〇四、八二七	一三二、四九五	
須原松島間線	二、二二八、二六八	六四、九二四	
大阪送電東幹線	四、三三三、九七二	一、五一九、六二五	清州須原間送電線
大井分岐線	八、六四七、一九八	三、二九九、六二四	大阪送電線
笠置犬山線	九七五、二四八	四八、六〇二	
大阪第二線	四、三三九、六八五	七二二、一一九	

平 穩 線
 鹽尻送電線
 桃山須原連絡線
 大同白山連絡線
 須原大桑線
 大 桑 線
 神屋勝川線(一部)
 勝川六郷線
 廣 母 線
 神屋勝川線(一部)
 土岐津分岐線
 伊奈川分岐線
 落合分岐線
 申 原 線
 天白瑞穂線
 時瀬分岐線
 笹戸分岐線
 日進分岐線
 神屋犬山線
 勝川清洲線

三八六、六二三
 一、一八六、六五六
 七二〇、八九六
 二、五〇八、四七三
 一、一九〇、一四九
 七、〇七九
 七五、三二八
 九九九、一六八
 六五、〇八一
 六〇、四八三
 一九、三二八
 一一七、二八四
 二八八、二六四
 一一一、六八三
 三九三、九二六
 二四〇、六〇三
 九三八、六七九
 五九五、四五七
 一、五三二
 二五、一二三
 三九八、四三三
 二六、三一
 四、三四一
 一、六〇五
 三八、八六三
 一一二、四六五

釜井連絡線ヲ含ム

勝川天白連絡線
 觀 音 町 線
 北 大 阪 線
 神崎川分岐線
 新淀川古川橋線
 大阪佐野間線
 意岐部分岐線
 巽 分 岐 線
 八尾分岐線
 我孫子分岐線
 石津川分岐線
 大阪寝屋川線
 春日出第二新淀川間
 第二地中線
 阪 神 線
 共 同 線
 橋波古川橋間線
 大阪京都間線
 京都第二線
 毛馬橋波間地中線
 春日出第一新淀川間
 地中線

二三八、一五二
 二、三六〇
 六九四、一〇三
 一五八、四三七
 九三二、三一一
 一、八一二、二一六
 五三、三一八
 二七六、九三八
 一〇七、二四四
 五八、六一〇
 一〇一、二五三
 五三四、六四二
 一〇一、六〇〇
 八七、六七八
 五三一、三九四
 五一〇、七九四
 三六二、六六八
 五二〇、三七四
 九〇、〇八五
 九二
 四六、六一六
 三七、五九八
 一七八、七七一
 六〇一、七七〇
 一七、二二四
 五七、九一七
 三二、〇六九
 九、五一五
 二一、八〇五
 一四、〇二三
 八、九七四
 三二、七一三
 一九三、七〇九
 五一、〇七九
 一八八、八八四
 二四七、四二九

春日出第二新淀川間 地中線	五八五、三二六	二〇八、九四六
春日出第一第二間地 中線	二八、三一七	一五、一二一
毛馬都島間地中線	二九七、一四四	一三二、一三七
神足線	四五、一二二	一、九三九
百濟線甲線及乙線	二一、二七一	九、二〇四
意岐部玉川線	二三、五九二	五、八二四
京橋線	二〇五、一四四	三〇、三二九
春日出第一安治川間 地中線	五五、五九一	二六、三六八
春日出第二安治川間 地中線	一六〇、七八四	八一、七二四
安治川宇治電間地中 線	一四、五四五	七、六九六
安治川新淀川間地中 線	二三〇、五四三	一四三、三二一
小計	四五、二三六、八二六	一一、二〇一、五六六
變電設備		
鹽尻變電所	一、九八二、六二〇	八七〇、七八四
東京變電所	三、九九九、三七〇	四三六、八四九
桃山發電所內變電設 備	一、七二三、二二六	七六七、三一四
六郷變電所	一、五〇八、四四六	七六五、三七五
瑞穂變電所	五三三、〇六五	二六三、〇一七
土岐津變電所	二四七、七九九	六九、六一五

須原變電所	二、一五四、七六九	七九九、六五一
大山變電所	一、七一九、二二八	五五九、八七〇
大阪變電所	九、七八四、一〇八	三、九六九、八五五
八尾變電所	二、三九六、三一五	五八二、一二五
松岡變電所	五四六、八二一	五二、四五二
新淀川變電所	一、四七九、〇三〇	五一六、五八〇
橋波變電所	四九四、二五七	二一七、七四九
岸和田第二變電所	二〇六、八六一	五一、二〇五
意岐部變電所	一、一五七、三七二	三七七、一一一
巽變電所	一、七〇一、三九九	七二〇、〇八六
我孫子變電所	一、八四一、二七八	七三〇、八〇七
淀變電所	二五一、一五〇	二一、四八二
小計	三三、七二七、二二四	一一、七七一、九二六
合計	一一一、〇九〇、三〇二	三九、四五七、六七六

事業者名 日本電力株式会社

(一) 評 価 格

評 価 格	第一號ノ金額	100,672,284.5 ^円
	第二號ノ金額	72,204,404
		129,140,165

(二) 内 譯

(1) 第一號ノ金額

設 備 別	出資設備ノ建設費	減價銷却金額	建設費ヨリ減價銷却金額ヲ控除シタル金額
發 電 設 備	36,891,848 ^円	14,355,760 ^円	22,536,088 ^円
送 電 設 備	47,751,975	11,613,590	36,138,385
變 電 設 備	20,026,521	6,496,590	13,529,931
合 計	104,670,344	32,465,940	72,204,404

(2) 第二號ノ金額

電氣事業ニ 屬スル設備 ノ建設費	修 正 率	過去十年間ニ於ケル各事業年度ノ平均建設費ノ合計額	過去十年間ニ於ケル事業収入ノ合計額
		95,071,364.42%	3,734,329,647 ^円
電氣事業ニ 於ケル益金 及益金割合	平均建設費ノ合計額ヲ修正セル額	3,550,278,193 ^円	326,201,998
	過去十年間ニ於ケル事業支出並總係の経費及税金分擔額ノ合計額	172,892,834	172,892,834
	過去十年間ニ於ケル益金ノ合計額	153,309,164	153,309,164
還元シタル 金額	益 金 ノ 年 平 均 割 合	8.63645921056%	8.63645921056%
	出資設備ノ建設費ニ益金ノ平均割合ヲ乗ジタル金額	9,039,811.565 ^円	9,039,811.565
	前欄ノ金額ヲ年七分ノ利率ヲ以テ還元シタル金額	129,140,165	129,140,165

事業者名 日本電力株式会社

出資設備ニ對スル第一號ノ建設費及減價銷却金額内譯表

設備名	建設費	減價銷却金額	備考
發電設備			
東京發電所	一、四四三、一六二	三、三一四、四八五	
尼崎發電所	二五、四四八、六八六	一、〇四一、二七五	
小計	三六、二九一、八四八	一四、三五五、七六〇	
送電設備			
黑部幹線	一五、二一八、一七五	三、六四四、一八四	
東京幹線	一〇四、一〇二	一一、九七三	
立川引込線	七八、二八六	一、八七五	
島河原連絡線	一、六一九、五五一	三一六、三九一	
姫川受電線	三三四、九六二	一六、三〇二	
京北線	一九二、二九六	八、九三〇	
黑部川第一線	一、六二九、七八〇	四五〇、一九七	
笹津幹線			

庄川幹線	六八二、七〇六	一四一、一三五
昭和連絡線	四六、〇七七	二、一一二
東海幹線	一四、九六〇、五七九	五、三六四、一八一
蟹寺支線	二二八、五一二	七六、七七三
小坂支線	七五、三三八	一六一、八四八
岐阜支線	二、九三三、八八八	二〇五、二三四
名古屋幹線	九七四、二〇五	三〇〇、五七三
熱田線	七七七、二一一	一四七、三一七
起日電岐阜線一部	一九三、六二〇	一四、三八七
起日電岐阜線間線	一、四九八、七五八	二一〇、四〇九
熱田線	七八四、五〇四	一九〇、八五七
高槻支線	二、一三五、五七六	七八、六一〇
高都支線	二七、四五七	一八、〇〇五
西島線	八一八、七八〇	九、六一八

事業者名 東邦電力株式会社

(一) 評 價 格

評 價 格	第一號ノ金額	第二號ノ金額
四〇、六三〇、二五八・五 _四	二六、〇七七、二七二	五五、一八三、二四五

(二) 内 譯

(1) 第一號ノ金額

設備別	出資設備ノ建設費	減價銷却金額	建設費ヨリ減價銷却金額ヲ控除シタル金額
發電設備	二六、六六〇、〇四五 _四	一〇、〇八〇、五六六 _四	一六、五七九、四七九 _四
送電設備	七、九九五、五九三	一、六六〇、七五八	六、三三四、八三五
變電設備	三、九〇一、八五七	七三八、八九九	三、一六二、九五八
合計	三八、五五七、四九五	一二、四八〇、二二三	一六、〇七七、二七二

設備別	金額	金額
神戸加古川線	四四八、一七〇 _四	八七、七八七 _四
汽力連絡線	一、一五三、四四四	一四八、一三一
潮田線	一八、四〇四	二、三〇四
東電草加連絡線	三一、四八二	三、六六六
中濱線	二、一七二	七九一
阪神連絡線	四七、六五一、九七五	一一、六一三、五九〇
小計		
變電設備		
東京變電所	二、六四九、四二〇	六四三、八七六
京北變電所	二、〇四三、六二七	五一四、三九九
立川變電所	三五六、〇七五	六九、九三八
笹津變電所	一、四一九、七七二	五四二、六六九
岐阜變電所	一、六〇一、九一七	六六六、六五五
名古屋屋變電所	二、六五七、八〇八	六九五、一六四
大阪變電所	六、八一〇、〇〇七	二、六七〇、五七七
熱田變電所	一、三一七、九一三	五二二、四八〇
神戶變電所	一、一六九、九八二	一七〇、八三二
小計	二〇、〇二六、五二一	六、四九六、五九〇
合計	一〇四、六七〇、三四四	三二、四六五、九四〇

(ロ) 第二號ノ金額

電氣事業ニ 屬スル設備 ノ建設費	電氣事業ニ 於ケル益金 及益金割合	還元シタル 金額	電氣事業ニ 於ケル各事業年度ノ平均建設費ノ合計額		過去十年間ニ於ケル 平均建設費ノ合計額 ヲ修正セル額	修正 率
			過去十年間ニ於ケル 事業支出並總係の經費及税金分擔額 ノ合計額	過去十年間ニ於ケル 益金ノ合計額		
平均建設費ノ合計額ヲ修正セル額			三、八七一、六〇七、五八七 ^四	一〇〇・〇〇六三四一五八一七%		
過去十年間ニ於ケル事業収入ノ合計額			五六六、四〇一、五八八			
過去十年間ニ於ケル事業支出並總係の經費及税金分擔額ノ合計額			三七二、四六五、八六九			
過去十年間ニ於ケル益金ノ合計額			一九三、九三五、七一七			
益金ノ平均割合			一〇〇・〇〇一八三五六一八一〇九%			
出資設備ノ建設費ニ益金ノ平均割合ヲ乗ジタル金額			三、八六二、八二七、一八四 ^四			
前欄ノ金額ヲ年七分ノ利率ヲ以テ還元シタル金額			五五、一八三、二四五			

事業者名 東邦電力株式会社

出資設備ニ對スル第一號ノ建設費及減價銷却金額内譯表

設備名	建設費	減價銷却金額	備考
發電設備			
名古屋發電所	一六、八五七、五四三 ^四	四、三六六、四三一	
名島發電所	九、八〇二、五〇二	五、七二四、一三五	
小計	二六、六六〇、〇四五	一〇、〇八〇、五六六	
送電設備			
岩倉木津線	三、四〇五、八七三	七五一、一七八	
港三池線	三六三、三三〇	二一、四五〇	
三池武雄線	八〇〇、九三九	一三一、八七〇	
川邊岩倉線	九七六、九一六	八三、五〇九	
川邊羽黑線	四九一、九一〇	一二三、五八四	
羽黑岩倉線	四三三、四二七	一〇九、二三一	
日電名古屋岩倉線	八、〇六五	一、三五〇	
八百津犬山線	三二九、七〇二	一七七、四一九	
砂子線	三一、三〇一	八、三三三	

事業者名 宇治川電気株式会社

(一) 評 價 格

評 價 格	第一號ノ金額	第二號ノ金額
三五、八〇一、三七五 ^四	二七、〇一三、七六九	四四、五八八、九八二

(二) 内 譯

(1) 第一號ノ金額

設備名	出資設備ノ建設費	減價銷却金額	建設費ヨリ減價銷却金額ヲ控除シタル金額
發電設備	二四、一九五、九九七 ^四	一一、二九九、八七一 ^四	一一、八九六、一二六 ^四
送電設備	九、七五九、一八五	二、八二五、一七一	六、九三四、〇一四
變電設備	一〇、九三七、七四二	三、七五四、一一三	七、一八三、六二九
合計	四四、八九二、九二四	一七、八七九、一五五	二七、〇一三、七六九

木津奈良線	一〇〇、八二六 ^四	一九、九七六 ^四
和歌山連絡線(一部)	三六四、八六六	八三、六七二
奈良分岐線	一一九、五七七	一〇、六九二
縣營東邦連絡線	一二九、二〇一	二四、五六九
本邦四水連絡線	八七、六七一	一二、八七九
祖谷貞光第二線(一部)	一七七、二四八	三五、九〇六
大阪奈良線	一七五、七四一	六五、一四〇
小計	七、九九五、五九三	一、六六〇、七五八

變電設備	價格	減價銷却金額	建設費ヨリ減價銷却金額ヲ控除シタル金額
岩倉變電所	八七七、四四八	一四七、五一三	八百津大山線ニ含ム
木津變電所	一、〇〇一、三二〇	一七九、八三三	
羽黒變電所	五七三、三四四	二二二、八四四	
港變電所	四四二、三三八	四〇、〇五九	
武雄變電所	九八七、五三三	一五六、九六六	
九池變電所内設	一九、八八四	一、六八四	
備大同大山變電所内設	三、九〇一、八五七	七三八、八九九	
小計	三八、五五七、四九五	一一、四八〇、二二三	

(ロ) 第二號ノ金額

金額	還元シタル	電氣事業ニ於ケル益金及益金割合		電氣事業ニ屬スル設備ノ建設費	
		益金ノ平均割合	過去十年間ニ於ケル益金ノ合計額	平均建設費ノ合計額ヲ修正セル額	過去十年間ニ於ケル事業収入ノ合計額
前欄ノ金額ヲ年七分ノ利率ヲ以テ還元シタル金額	四四、五八八、九八二				
出資設備ノ建設費ニ益金ノ平均割合ヲ乗ジタル金額	三、一二一、二三八、七五八	六・九五二六〇七四〇五%	一二八、七七二、五四七	三、七〇四、二九五、〇八〇	三九五、九〇〇、七二〇
			二六七、一二八、一七三	九一・二四四二四八〇三三%	四、〇五九、七四九、五〇〇
			六、七〇〇、八九五		
			四、五九八、九七六		
			一一、二九九、八七一		
			五〇、六二二		
			一一〇、三六一		
			三二四、一五一		
			五九三、九一〇		
			六五、二五二		
			一四、一六五		
			四、三七三		
			三、二〇〇		
			一、六七七		

事業者名 宇治川電氣株式會社

出資設備ニ對スル第一號ノ建設費及減價銷却金額内譯表

設備名	建設費	減價銷却金額	備考
發電設備			
福崎發電所	一〇、四二二、一一五	六、七〇〇、八九五	
木津川發電所	一三、七八三、八八二	四、五九八、九七六	
小計	二四、一九五、九九七	一一、二九九、八七一	
送電設備			
木津川長曾根線	九五三、三一一	五〇、六二二	
柏原長曾根線	三二九、五一二	一一〇、三六一	
柏原寢屋川線	八二三、七六〇	三二四、一五一	
寢屋川神戸第一線	一、八〇一、二〇九	五九三、九一〇	
五毛妙法寺線	二七二、八四一	六五、二五二	
神戸第二日電受電線	一六三、六四五	一四、一六五	
立花大庄線	三九、一五三	四、三七三	
西島線	三二二、〇一九	三、二〇〇	
大濱新中濱線	一五四、六一三	一、六七七	

評 價 格	第一號ノ金額	第二號ノ金額	事業名	昭 和 電 力 株 式 會 社	價 格	
					(一) 評 價	格
			變電設備			
			長曾根變電所		二、〇九〇、六五四	七〇二、〇一一
			若江變電所		九九五、一九三	四〇七、八六九
			寢屋川變電所		二、三三三、一〇七	七八五、二三七
			神戸第一變電所		二、九八一、五二六	九九九、六七二
			神戸第二變電所		一、五八五、二九四	五〇六、九二四
			伏見變電所		八九〇、〇三九	三三一、二六三
			京都變電所		八一、九二九	二一、一三七
			小計		一〇、九三七、七四二	三、七五四、一一三
			合計		四四、八九二、九二四	一七、八七九、一五五
						一五、八六六、一四五・五 ^四
						一五、一九一、九九四
						一六、五四〇、二九七

立花三國線	四六一、四九二 ^四	九三、三〇二 ^四
共 同 線	九三、二三四	一、一八八
宇治寢屋川線	五五一、〇五七	二五六、二七七
宇治伏見線	一六五、八三〇	五一、八〇二
志津川寢屋川線	八一八、〇四九	二六八、七六五
志津川朝日山線	三四、〇七八	一、六二六
宇治八幡線(一部)	一九二、七七四	三七、九八四
南 郷 支 線	一、四九八	二二三
横大路連絡線	六八一	一七五
寢屋川長曾根線	六三四、七四六	二〇五、六七二
若 江 支 線	六九、八二三	一九、八三四
京都東寺線	一三一、三三九	四三、〇四四
京都鳥羽線	一八、六四〇	三、四八六
若江大軌線	二、五五四	七〇五
木津川小林町線	八四六、五一一	三九八、三二四
福崎小林町線一部	二八四、〇九六	一二四、一六六
神戸第一阪神東明線	五〇九、七六一	一一七、一三五
伏見京都線	八二、九五五	四三、七六二
小計	九、七五九、一八五	二、八二五、一七一

關西共同火力共同線第五號
鐵塔分岐設備

福崎木津川線

(二) 内訳

設備別	(イ) 第一號ノ金額	減價銷却金額	建設費ヨリ減價銷却金額ヲ控除シタル金額
發電設備	一三、七四五、五五一	二、三一九、四九〇	一一、四二六、〇六一
送電設備	五、二五四、〇八〇	一、四八八、一四七	三、七六五、九三三
變電設備	一八、九九九、六三一	三、八〇七、六三七	一五、一九一、九九四
合計			

(ロ) 第二號ノ金額

電氣事業ニ屬スル設備ノ建設費	過去十年間ニ於ケル各事業年度ノ平均建設費ノ合計額 (十年未満)		平均建設費ノ合計額ヲ修正セル率	過去十年間ニ於ケル事業収入ノ合計額	過去十年間ニ於ケル事業支出並總務的經費及税金分擔額ノ合計額	過去十年間ニ於ケル利益金ノ合計額	還元シタル金額
	正	率					
電氣事業ニ於ケル利益金及益金割合	六六二、七三八、八八六	一〇〇・一六三四五四一・一六二%		六六三、八二二、一六〇	一九、八七二、三九五	二〇、二二六、三六九	六・〇九三九一一九五七七九%
還元シタル金額	一〇〇・一六三四五四一・一六二%			一、一五七、八二〇・七八六			一六、五四〇、二九七
前欄ノ金額ヲ年七分ノ利率ヲ以テ還元シタル金額							

事業者名 昭和電力株式会社

出資設備ニ對スル第一號ノ建設費及減價銷却金額内訳表

設備名	建設費	減價銷却金額	備考
送電設備 北陸送電幹線	一一、八三〇、六五八	一、九九三、一六二	
庄川線	九一四、八九三	三二六、三二八	
笹津線	一三、七四五、五五一	二、三一九、四九〇	猪谷分岐線ヲ含ム
跡津分岐線			
小計			
變電設備 笹津變電所	一、五一八、一八四	五二六、八三四	
八尾變電所	三、七三五、八九六	九六一、三一三	
小計	五、二五四、〇八〇	一、四八八、一四七	
合計	一八、九九九、六三一	三、八〇七、六三七	

事業者名 關西電力株式会社

(一) 評 價 格

設備別	(一) 第一號ノ金額	(二) 評 價 格	
		第一號ノ金額	第二號ノ金額
發 電 設 備	二、一〇四、三六九		
送 電 設 備	二、一〇四、三六九		
變 電 設 備	二、一〇四、三六九		
合 計	二、一〇四、三六九		
設 備 別	出資設備ノ建設費	減價銷却金額	建設費ヨリ減價銷却金額ヲ控除シタル金額
發 電 設 備			
送 電 設 備			
變 電 設 備			
合 計	二、一〇四、三六九	二六〇、五七七	一、八四三、七九二

(二) 第二號ノ金額

電氣事業ニ 屬スル設備 ノ建設費	電氣事業ニ 於ケル益金 及益金割合	電氣事業ニ 於ケル益金 ノ合計額	過去十年間ニ於ケル事業支出並總係の経費及税金分擔額	過去十年間ニ於ケル事業収入ノ合計額	平均建設費ノ合計額ヲ修正セル額	修正率	過去十年間ニ於ケル各事業年度ノ平均建設費ノ合計額 (十年未満)	還元シタル金額
							一五四、一四〇、八六九	
							九九・七七一一九二三・二六九%	
							一五三、七八八、一八三	
							六、七八二、六六五	
							一、七六四、〇九五	
							五、〇一八、五七〇	
							六・五二六六〇・二九一五一%	
							一三七、三四三・七五三	
							一、九六二、〇五四	

事業者名 關西電力株式会社
 出資設備ニ對スル第一號ノ建設費及減價銷却金額内譯表

設備名	建設費	減價銷却金額	備考
送電設備			
北方幹線	二、一〇四、三六九	二六〇、五七七	
合計	二、一〇四、三六九	二六〇、五七七	
事業者名 關西共同火力發電株式会社			
(一) 評 價 格			
第一號ノ金額			五七、八五九、二一四、五
第二號ノ金額			四九、〇八五、八七九
(二) 内 譯			
(1) 第一號ノ金額			
設備別	出資設備ノ建設費	減價銷却金額	建設費ヨリ減價銷却金額ヲ控除シタル金額
發電設備	五三、二五五、一四五	五、七二二、九九九	四七、五三二、一四六
送電設備	一、六六二、七五八	一〇九、〇二五	一、五五三、七三三
變電設備	五四、九一七、九〇三	五、八三三、〇二四	四九、〇八五、八七九
合計			

(2) 第二號ノ金額

電氣事業ニ屬スル設備ノ建設費	過去十年間ニ於ケル各事業年度ノ平均建設費ノ合計額 (十年未滿)		平均建設費ノ合計額ヲ修正セル率	電氣事業ニ於ケル利益金ノ合計額	過去十年間ニ於ケル事業支出並總係の経費及税金分擔額ノ合計額	過去十年間ニ於ケル利益金ノ合計額	益金ノ年平均割合	出資設備ノ建設費ニ益金ノ平均割合ヲ乗ジタル金額	還元シタル金額
	修	正							
			九九・九五五六二二五二七%						
			二二四、〇〇六、八〇七						
			三七、一八四、一三七						
			二七、六七一、四八二						
			九、五一二、六五五						
			八・四九三一八三八七〇七%						
			四、六六四、二七八・四七九						
			六六、六三二、五五〇						

事業者名 關西共同火力發電株式會社

出資設備ニ對スル第一號ノ建設費及減價銷却金額内譯表

設備名	建設費	減價銷却金額	備考
發電設備			
共同火力尼崎發電所	三七,四〇二,五一二	五,二四四,四二一	
第二發電所	一五,八五二,六三三	四七八,五七八	
小計	五三,二五五,一四五	五,七二二,九九九	
送電設備			
共同線	一,三八二,七九七	九八,九一四	
第二連絡線	二七九,九六一	一〇,一一一	
小計	一,六六二,七五八	一〇九,〇二五	
合計	五四,九一七,九〇三	五,八三二,〇二四	
評	價格		
第一號ノ金額			四,〇九二,六九五
第二號ノ金額			三,九二四,四二七
			四,二六〇,九六三

(一) 内譯
(イ) 第一號ノ金額

設備別	出資設備ノ建設費	減價銷却金額	建設費ヨリ減價銷却金額ヲ控除シタル金額
發電設備	三,五二二,四七二	六二五,五九〇	二,八九六,八八二
送電設備	一,三〇五,〇〇〇	二七七,四五五	一,〇二七,五四五
合計	四,八二七,四七二	九〇三,〇四五	三,九二四,四二七
(ロ) 第二號ノ金額			
電氣事業ニ屬スル設備ノ建設費	過去十年間ニ於ケル各事業年度ノ平均建設費ノ合計額 (十年未滿)	正	率
電氣事業ニ於ケル益金及益金割合	過去十年間ニ於ケル事業收入ノ合計額	一〇〇,〇二四,九八二,六二一%	二六五,〇二二,〇六五
還元シタル金額	過去十年間ニ於ケル事業支出並總務的經費及税金分擔額ノ合計額	平均建設費ノ合計額ヲ修正セル額	二六五,〇七八,二八七
	過去十年間ニ於ケル益金ノ合計額	益金ノ平均割合	一八,〇七七,九一三
	益金ノ平均割合	出資設備ノ建設費ニ益金ノ平均割合ヲ乗ジタル金額	九,八八八,九三五
	前欄ノ金額ヲ年七分ノ利率ヲ以テ還元シタル金額		八,一八八,九八八
			六・一七八五四三〇二〇三八%
			二九八,二六七,四三四
			四,二六〇,九六三

事業者名 九州送電株式会社
 出資設備ニ對スル第一號ノ建設費及減價銷却金額内譯表

設備名	建設費	減價銷却金額	備考
送電設備			
福岡幹線	二、七二四、三四六	四一四、〇三四	
久留米線	六五二、一三〇	一七八、六一五	
久留米引込線	一〇八、三四九	二二、六二一	
羽大塚線	三三、四四一	七、九五八	
女子畑引込線	一〇、一五一	一、五九二	
鯉田引込線	四、〇五五	七七〇	
三田井線	三、五二二、四七二	六二五、五九〇	
小計			
變電設備			
高千穂變電所	九六五、六一八	二三〇、九四四	
嘉穂變電所	三三九、三八二	四六、五一一	
小計	一、三〇五、〇〇〇	二七七、四五五	
合計	四、八二七、四七二	九〇三、〇四五	

事業者名 九州電力株式会社

(一) 評 價 格

評 價 格	第一號ノ金額	第二號ノ金額
	四、五一一、〇九〇・五 ^四	三、九五二、一七七
		五、〇七〇、〇〇四

(二) 内 譯

(イ) 第一號ノ金額

設備別	出資設備ノ建設費	減價銷却金額	建設費ヨリ減價銷却金額ヲ控除シタル金額
發電設備	三、三四五、七三七	五九〇、八一八	二、七五四、九一九
送電設備	一、五八七、三三〇	三九〇、〇七二	一、一九七、二五八
變電設備	四、九三三、〇六七	九八〇、八九〇	三、九五二、一七七
合計			

(ロ) 第二號ノ金額

電氣事業ニ 屬スル設備 ノ建設費	電氣事業ニ 於ケル益金 及益金割合	電氣事業ニ 於ケル益金 ノ合計額	過去十年間ニ於ケル 事業支出並總係の經費及税金分擔額	過去十年間ニ於ケル 事業收入ノ合計額	平均建設費ノ合計額ヲ修正セル額	修正率	過去十年間ニ於ケル各事業年度ノ平均建設費ノ合計額 (十年未滿)
							七七、〇九七、三六四 _円
							九八、一九四五八七四五 _円
							七五、七〇五、四三四 _円
							一四、四六六、八七〇
							一一、七四三、六二七
							二、七二三、二四三
							七・一九四三・三二五八五五 _%
							三五四、九〇〇、二八八 _円
							五、〇七〇、〇〇四
前欄ノ金額ヲ年七分ノ利率ヲ以テ還元シタル金額							
出資設備ノ建設費ニ益金ノ平均割合ヲ乗ジタル金額							
還元シタル金額							

事業者名 九州電力株式会社

出資設備ニ對スル第一號ノ建設費及減價銷却金額内譯表

設備名	建設費	減價銷却金額	備考
送電設備	三、二四一、七一五	五七二、四四一	
高岡池線	九二、六三六	一七、一一一	
新開池線	八、六五一	九四四	
大車田一、二號線	一、〇八八	一四九	
港支線	一、六四七	一七三	
横須川線	三、三四五、七三七	五九〇、八一八	
三池線			
港小計			
變電設備	二二五、四四六	七五、七三七	
人吉變電所	一、一五二、五二四	一七七、〇八九	
三池變電所	二〇九、三六〇	一三七、二四六	
横須川變電所			
熊鷹前變電所内設備	一、五八七、三三〇	三九〇、〇七二	三池線ニ含ム
小計			
合計	四、九三三、〇六七	九八〇、八九〇	

事業者名 西部共同火力發電株式會社

(一) 評 價 格

評 價 格
第一號ノ金額
第二號ノ金額

(二) 内 譯

(1) 第一號ノ金額

設備別	出資設備ノ建設費	減價銷却金額	建設費ヨリ減價銷却金額ヲ控除シタル金額
發 電 設 備	七、五〇七、五五三 ^円	二八三、九九七 ^円	七、二二三、五五六 ^円
送 電 設 備			
變 電 設 備			
合 計	七、五〇七、五五三	二八三、九九七	七、二二三、五五六

(四) 第二號ノ金額

電氣事業ニ屬スル設備ノ建設費	電氣事業ニ於ケル益金及益金割合	還元シタル金額
開業後第一事業年度(三・五ヶ月)ニ於ケル平均建設費(査定額) 修 正 率 平均建設費ヲ修正セル額	開業後第一事業年度(三・五ヶ月)ニ於ケル事業収入 開業後第一事業年度(三・五ヶ月)ニ於ケル益金 益 金 ノ 年 平 均 割 合	前欄ノ金額ヲ年七分ノ利率ヲ以テ還元シタル金額
九八・八六七六八六五〇三% 三、八三四、七九三 ^円	五〇〇、四五六 一五一、四八〇 七・九〇〇二九六〇五二四八%	八、四七三、一二七 五九三、一八・九一三 ^円

事業者名 西部共同火力発電株式会社

出資設備ニ對スル第一號ノ建設費及減價銷却金額内譯表

設備名	建設費	減價銷却金額	備考
發電設備			
戸畑發電所	七、五〇七、五五三	二八三、九九七	
計	七、五〇七、五五三	二八三、九九七	

第八回委員會

第八回電力評價審査委員會は昭和十四年二月二十二日逓信大臣官邸に於いて開かれた。一月四日の内閣更迭の結果逓信大臣も永井柳太郎氏より鹽野季彦氏に代つた。開會に當つて委員會會長たる鹽野逓信大臣は左の如く挨拶した。

議長(鹽野會長) これより第八回電力評價審査委員會を開催致します。一言御挨拶を申し上げます。御承知のやうに本年初頭に於きまして内閣の更迭がございました。はからずも私が逓信大臣の重責を拜命致すことになり、随つてこの委員會の會長をも勤めることになりましたが、何とぞ前會長の時代と同様に各位の御熱心なる御協力をお願い致します。なほ舊臘十四日の本委員會に於きまして議決致しました出資設備の評價格につきましては、委員會の議決通り逓信大臣に於いて決定し、同月二十日各出資者に對して通知致しましたが、法定の期間内に不服ありとして出訴致しました者もなく無事確定を見ましたことは御同慶に堪へない處であります。本日の議題は議案第一、大同電力株式会社の社債擔保工場財團に屬する殘存電力設備及びその

附屬設備の買收價格に關する件及び議案第二、出資設備に付出資の際工事中に屬する部分ある場合に於ける決濟方法に關する件でありまして各々その議案はお手許に配付致してあります。何とぞ御審議をお願い致します。續いて議事に入りますが、實は本日午後、貴族院と衆議院と兩方から私に對する質問の要求がありますので、甚だ遺憾であります。この席は小野次官にお願いすることに致します。どうぞ御諒承をお願いします。

次いで小野次官議長席に着き左の如き議案が提出せられ、引續き藤井電力管理準備局次長より之が説明をなした。

議案 第一

大同電力株式會社ノ社債擔保工場財團ニ屬スル殘存電力設備及其ノ附屬設備ノ買收價格ニ

關スル件

大同電力株式會社所有ノ社債擔保工場財團ニ屬スル殘存電力設備及其ノ附屬設備ノ買收價格ハ、電氣事業設備ニ付テハ日本發送電株式會社法第九條ノ規定ニ準ジ、建設工事假勘定ニ付テハ眞實且有效ナル投資額ニ依リ算定セラレタルモノニシテ公正ナル價格ト認ム

大同電力株式會社ノ工場財團ニ屬スル殘存電力設備及其ノ附屬設備買收價格算定調書

(一) 買收價格

買收價格	内電氣事業		建設工事假勘定
	第一號ノ金額	第二號ノ金額	
一二二、三七六、三一六 ^四			
一一二、四四一、七三一			
八六、六八八、五一八			
一三八、一九四、九四三			
九、九三四、五八五			

(二) 電氣事業設備評價格ノ内譯

(イ) 第一號ノ金額

設備別	買收設備ノ建設費	減價銷却金額	建設費ヨリ減價銷却金額ヲ控除シタル金額
發電設備	一〇九、八一、七二一 ^四	二五、一九、五四四 ^四	八四、六九二、一七七
送電設備	一、二五三、六〇三	二五四、二九六	九九九、三〇七
變電設備	一、二〇八、八三〇	二六七、三七七	九四一、四五三
配電設備	八一、七八五	三四、四〇三	四七、三八二
需用者屋内設備	一一、〇八五	三、八八六	八、一九九
合計	一一二、三六八、〇二四	二五、六七九、五〇六	八六、六八八、五一八

(ロ) 第二號ノ金額

買收設備ニ對スル投資額	過去十年間ニ於ケル益金ノ合計額		過去十年間ニ於ケル各事業年度ノ電氣事業設備ノ平均建設費(投資額)ノ合計額
	買收設備ニ對スル投資額	益金ノ年平均割合	
電氣事業ニ於ケル益金及益金割合	八・〇五七七五六七三一八%		三、九五九、八三一、五三八 ^四
還元シタル金額	九、六七三、六四五・九八二 ^四		一一〇、〇五三、八三六
金額	一三八、一九四、九四三		一五九、五三六、七九五

(三) 建設工事假勘定ノ内譯

工事種別	金額
水力發電關係工事	九、六五七、二八九 ^四
送電線關係工事	二七七、二九六

(参考書類) 大同電力ノ資産及負債買収又ハ承継ニ依ル評價格總括調書

資産科目	評價格	帳簿價額	差	引	備考
固定資産	一三六、四一三、四二六 ^円	一三九、二〇七、二七一 ^円	△ 二、七九三、八四五 ^円		帳簿價格ハ一三、一〇〇日現在、評價格ハ買収期日(一四、四、一)ノモトス
強制買収設備	一一二、三七六、三一六	一二六、五九〇、八〇三 [△]	△ 一四、二一四、四八七		
任意譲受設備	一四、〇三七、一一〇	一二、六一六、四六八	一、四二〇、六四二		
有價証券	四八、六五三、七八〇	五一、七五八、三九五 [△]	△ 三、一〇四、六一五		一三、一一、三〇日現在記帳ニ對スル
貸付金	一六、三一九、〇七五	一六、四九四、八二五 [△]	△ 一七五、七五〇		
負債科目					
外債	二二、二八五、二四九	一八、三一二、〇三八 [△]	△ 三、九七三、二一一		承継期日(一四、四、一)ニ於ケル推
内債	五九、三五二、六七三	五九、三五二、六七三			承継期日ニ於ケル承継價格トス
合計			△ 一〇、〇四七、四二一		

(△印減額ヲ示ス)

説明 それでは私から先づ議案第一の、大同電力株式會社の社債擔保工場財團に屬する殘存電力設備及びその附屬設備の買収價格に關する件につきまして説明を申し上げます。この際附屬の調書を御参照下さいまして、お聴取り願ひたいと存じます。大同電力株式會社は今次の出資に依りまして固定資産の大半を失ひましてその業態並びに收支關係に相當の變化を來すことになるのであります。同社は多額の内債及び外債を負擔して居りますので、電力管理に伴ふ社債處理に關する法律第四條の規定に依りまして、日本發送電株式會

社をして、それらの社債を承継せしむることに決定せられ、それと同時に同法第五條の規定に依りまして、これが社債の擔保である工場財團に屬する出資設備以外の殘存電力設備及びその附屬設備を買収すべき旨の命令を發せられたのであります。爾來兩當事者、即ち日本發送電株式會社を代表致しまする所の日本發送電株式會社設立委員長と大同電力株式會社の社長との間に於きまして買収價格及び買収條件等について協議を重ねて居りました處、今般協議が成立致しまして逓信大臣に對して認可の申請があつたのであります。本件の買収價格等につきましては、同法律の第五條第二項に依りまして、日本發送電株式會社法第十四條第二項乃至第五項の規定が準用せられて居りまして、當事者間の價格に關する協議は逓信大臣の認可を受けなければその效力を生じないことになつて居るのであります。而して逓信大臣がこの協議に對して認可をなさんとする時にはこの委員會の議を経ることに定めて居るのであります。

さて、今回當事者間に協議が調ひまして認可を申請して参りました調書を検討致しまするに、買収價格につきましては會社法第九條の規定に準ずることになつて居りますので、昨年御審議を願ひました出資設備の評價方法に倣ひまして計算して居るのであります。以下その算定の内容を説明申し上げますが、その前に買収設備の概要とその帳簿價額とについて一言申し上げます。その主なるものは水力發電所でありまして、木曾川水系に九つ、矢作川水系に四つ、九頭龍川水系に一つ、合計十四の水力設備がありまして、その認可出力は最大で二十七萬「キロワット」程であります。送電線及び變電所につきましては、主要なるものは既に出資の目的となつて居りますので、比較的小規模のもののみでございますが、それでも送電線が八本と變電所が八ヶ所ございます。配電設備は發電所所在地附近の長野縣の三岳、王瀧村と岐阜縣の串原村及び愛知縣の旭村に少しありまして、需用者屋内設備は三岳、王瀧村にほんの少しあるのみでございます。

而してこれらの現在の帳簿価格は一億一千四百二十七萬三千圓ばかりでありますか、その大部分、即ち九割八分弱が水力發電設備でございます。

價格算定の内容に立入つて申上げますれば、これらの設備に關する第一號の計算につきましては、設備の建設に對する眞實且つ有效なる投資額と認められないやうなものは嚴正に控除されて居るのであります。例へば發電設備につきましては、大阪送電株式會社が木曾電氣興業株式會社と日本水力株式會社の兩社を合併致しまして大同電力株式會社となりました際に於ける合併較差金を當初「興業費」として整理して置き、後各々の設備に割振りしました金額が約六百四十萬圓程あります。又尾三電力會社を合併致しました場合に於ける較差金を時漸及び旭發電所に割振りしました金額が約五十萬一千圓程あります。又讀書發電所に對して計上してありました使用開始後に於ける非運轉利息約九十四萬六千圓程のものがあります。又串原發電所外四ヶ所に計上してありました修繕費、その他經費支辨とするを適當とする費目の金額が約七萬二千圓程あります。その他須原發電所その外七發電所に於ける撤去又は滅失せる設備に對する控除不足額が約三萬四千圓程あります。これらのものを合計致しますれば約七百九十五萬圓程のものに相成りますが、これを減額致したのであります。又他面に於て逆に寢覺發電所に對して他から移設した變壓器代の計上洩額約一萬八千圓を増額致しました。又時漸及び旭發電所に對しまして尾三電力會社時代に直接銷却した銷却金三十六萬九千圓を建設費に戻入れまする等精細に計算されて居るのであります。送、變電設備その他につきましても同様に、控除すべきものは控除され、加算すべきものは加算されて居ります。かくの如くに致しまして、増減を差引いて、結局大同電力會社側の投資額より約七百六十八萬五千圓程減額したものを建設費として居るのであります。減價銷却金額につきましては、各設備の各構成部分毎の建設費に、標準の減價銷却率と經過年數とを

掛けまして計算致しました金額を基礎と致して設備の現状をも十分斟酌して適當に算定されてをるのであります。而して前に申しました建設費からこの減價銷却金額を控除したものが第一號の金額と相成る次第であります。

續いて第二號の計算に就いて申上げます。過去十年間に於ける電氣事業設備の平均建設費の合計額と、過去十年間に於ける益金とは、出資財産の評價についてこの委員會の御審議を経ました計數をその儘採用致して居ります。たゞこの前の計算方法と異つてをります點は、買收設備に對する投資額と、買收設備の建設に對する眞實且つ有效なる投資額との割合で全事業設備の平均建設費の合計額を修正致しませんで、平均建設費の合計額で直接益金を割りまして、その益金割合を買收設備に對する投資額に掛け、これを七分で還元して第二號の金額を算定して居るのであります。この前のやうな順序を経ましたものと結果は全く同一になる譯であります。随ひましてこの前には益金の平均割合が八%三八強となつてをりましたが、今度は八%〇五七七強となつて居ります。かくの如くにして算出されました第二號の金額と第一號の金額とを組合せましたものが買收すべき電氣事業に對する評價となるのであります。總額は一億一千二百四十四萬一千七百三十一圓となり、現在の帳簿價額に比し約百八十三萬一千圓程度の切下げとなり、割合と致しましては一・六%の減と相成つて居るのであります。

次に建設工事假勘定の評價について説明申上げます。これは御承知の通り設備として完成する迄の期間整理して置く所謂假勘定でありますから、第九條の規定を準用し難い譯でありまして、當事者間に於きまして眞實且つ有效なる投資額に依り協定致して居るのであります。この假勘定は帳簿價額で一千二百三十一萬七千圓程でございます。その内最も金額の大きいものは現に木曾の奥で工事中の三浦貯水池の工事費でありまし

て全體の六割位を占めて居ります。その他は兼山、丸山、二股、玉瀧川、西野川といふ水利地點の出願費、補償費、假設備費等がその大部分でありまして、外には送電線關係の工事費で小さいものが四件ある丈であります。これらの假勘定につきましてもその計算内容を夫々検討致して見ましたが、大同側の投資總額約一千二百七十五萬七千圓に對しまして、工事内容又は現物等に徴して認め難い金額二百八十二萬二千六百圓程を減額致しまして、九百九十三萬四千五百八十五圓と評價して居るのでございまして、大體妥當のやうに存ぜられるのであります。

なほ本件買收價格の御審議に關聯して居りますので社債の承繼價格その他につきましても一應簡單に説明申し上げます。これはたゞ參考としてお聴取りを願ひたいと存じます。社債の承繼價格につきましては大同電力の全事業が實質上包括的に日本發送電會社に移轉せられます實情を考慮致しまして實費主義の建前に依ること協議が成立して居るのであります。更に承繼價格は承繼期日に於ける未償還社債の現在額から社債差金及び發行費未償却額を控除したる金額としてありまして、この場合米貨社債の未償還現在額の弗貨を邦貨に換算する爲替率につきましては、當該社債發行の際に於ける手取金入手の際の爲替相場平均率と致してあるのであります。かやうに協定致しました結果、米貨社債につきましては大同電力では舊平價で未償還社債の額を記載致して居ります關係上、右の平均率に依る金額との間に開きを生ずるのでありまして、大體承繼期日を基と致しまして約三百九十七萬圓餘になるのであります。これだけが承繼する負債の額に對し増加となりますため、大同電力と致しましては現實には承繼價格に於いてこの程度の不利益となるのであります。併しながら右外債を大同電力に於いて現状の儘元利支拂義務を負擔致しますこととなれば將來純償還差損が約一千六拾餘萬圓となりますので、この意味に於いては三百九十餘萬圓の損失で負擔を免れたこととなります。

るのであります。併しながら一面有價證券としての手持外債の評価に於いて、時價を考慮しないで現入帳額の儘譲渡することになつて居りますために、この方で大同電力は約百五萬圓程度の犠牲を負擔して居ります。その結果、將來の純償還差損は日本發送電會社と大同電力會社とが大體折半して負擔してをるといふ觀方も立つのでありまして、社債の承繼價格としては大體妥當のものとして認めて居る次第であります。なほ承繼價格をこの方法で決定致します結果、將來の承繼利廻りは内外債を通じ平均約六分五厘程度となるのでございす。

更に出資及び買收設備以外に日本發送電會社が大同電力株式會社より任意的に譲り受けますものと致しましては、大同電力が大阪電力、千早川水力、和泉電氣等からの承繼致しました配電區域があります。帳簿價格に致しまして一千二百二十三萬圓程度のものでありますが、此の譲受價格の算定につきましては前に申述べました強制買收設備及び建設工事假勘定の評價と全く同様の方針で計算致して居ります。この方では入帳額より約百四十二萬圓程増になつて居ります。元來大同電力が大阪電力を合併致します時に同社の拂込資本金七百萬圓に對して大同の株を一千萬圓だけ交付致しましたが、その差損は合併當時即時銷却致して居りますので、この區域に對する大同電力の投資額より見ますれば安く評價されて居る譯であります。又區域としても相當有望な地域でありますから實際上の價值は十分あるのでありまして、妥當な評價と考へられるのであります。なほ約三十七萬圓程の附帶事業設備も同時に帳簿價額の儘承繼することとなつて居りますことを附け加へて置きます。

次に有價證券と貸付金の評價につきまして簡單に説明申し上げます。有價證券につきましては時價、收益率及び實質價值等を考慮して居るのであります。即ち矢作水力、大同製鋼の如き一般に市場性を有つて居りま

して、時價を有して居るものにつきましては最近の時價に依つてこれを評價してありますし、時價のはつきりしない他の株式につきましては収益率とか又は實質價値を考慮して價格の協定が出来て居るのであります。而してこの内朝鮮電力、北支開發會社、中支振興會社、東亞電力興業會社、華中水電會社、中部共同火力會社の各社につきましては、會社の設立後日が極めて淺く未開業の状態でありまして、その業績を今直ちに卜することは困難でありますのみならず、國策的の會社でございますので拂込金額通りに評價致してあるのでございます。又大同化學工業、神岡水電、木曾發電及び愛岐水力の各社につきましては、大同電力に於て半數若くはそれ以上の株式を所有して實質的に支配權を有して居りますし、配當率も七分乃至八分程度に行つて居りますために、これらは總て七分還元依つて評價致して居るのであります。

次に解散を豫想せられます關西共同火力につきましては今回の出資に依る評價増等を見込みまして清算所得を基準として評價を行ひました。又昭和電力、北海電化、南海水力等業績の必ずしも良好でないものにつきましては各々別々に純財産の評定を行ひますなど實質價値を基として評價を致して居るのであります。なほ手持外債につきましては、外債の承繼價格の處で一吋申上げました通りにその帳簿價格の儘で引継ぎまして時價評價を致して居りませず、又公債につきましては同様に取得價格の儘引継ぐことと決定致したのであります。貸付金につきましては回収價値を十分考慮に入れまして不健實のものを切落すことと致しまして北惠那鐵道及び中央電氣俱樂部につきまして約十七萬圓程度の評價下げとなつて居るのであります。右様の方法に依りまして評價を致しました結果、有價證券に於いては五千七百七十餘萬圓の帳簿價格に對して四千八百六十五萬餘圓の評價となつて三百十萬餘圓の評價減となつたのであります。又貸付金に於いても一千六百四十九萬餘圓のものが十七萬餘圓の評價下げとなつて居ります。随つて有價證券及び貸付金の全體を通じま

すると三百二十八萬餘萬圓の評價下げとなりまして、その割合は四・八%程度となつて居ります。この評價格に依つて將來の利廻りを推定致しますると六%餘りとなりまして、有價證券及び貸付金の評價につきましても大體妥當性を有するものと認めてをる次第であります。

最後にこれらの各資産、負債を通じましての評價格と入帳額との差を御參考迄に申上げますれば、今御覽願つてをります調書の通り約一千萬圓程度の減となつて居るのであります。概略以上の通りでございますが何とぞそれらにつきまして御審議の程をお願い申します。

これに對し大橋委員及び津島委員より現爲替相場に依る外債の換算額、買収の結果に於ける發送電會社の株式資本額等につき質問あり、藤井準備局長より、前者は三千二百七十七萬圓程度になること、後者については全然増減なきやうに致したき旨を答へ、結局異議なく原案を可決した。次いで次の如き議案第二の審議に入り、藤井次長其の説明をした。

議案 第二

出資設備ニ付出資ノ際ノ際工事中ニ屬スル部分アル場合ニ於ケル決濟方法ニ關スル件

出資ノ目的タル電力設備及其ノ附屬設備ガ日本發送電株式會社ノ設立ノ時ニ於テ同會社ニ出資セラルル際、當該設備ニ付工事中ニ屬スル部分アルトキハ、當該部分ニ付テハ出資ノ日マデニ支出シタル實費ニ依リ決濟スルモノトス

理 由

出資設備ガ日本發送電株式會社ニ出資セラルル際ニ於テ、同設備ニ付増設改良等ノ工事中ニ屬スル部分アルモ、當該設備ガ既ニ出資ノ目的トシテ指定セラレタル限り、同設備ハ日本發送電株式會社ノ設立ノ登記

ノ時ニ於テ當該工事部分ヲモ包攝シテ同會社ニ移轉スベキモノトス
乍併、當該部分ハ未ダ工事中ニ屬シ運用シ得ル状態ニ至ラザルモノナルヲ以テ、之ニ對スル決濟ニ關シ當
該工事部分ノ収益力ヲ豫想シテ評價ヲナスコトハ法意ニ照シ妥當ナラザルモノト認メラルルニ付、當該部
分ニ付テハ出資者ニ於テ出資ノ日マデニ支出シタル實費ニ依リ決濟スルヲ適當ト認ム

説明 それではただいま讀上げました議案第二につきまして一應説明を申し上げます。舊版評價格につき議
決をお願ひ致しました出資設備の内容は、出資の公告を致しました八月以前の最近の決算期末現在に於いて
作製せしめました出資設備調書を基礎と致して、その後における異動につきましては、實査當時迄に精算の
出来ましたものはなるべくこれを取入れたのでありますが、當時に於いてもなほ工事中でありましたり、又
は調査提出後現状變更の認可を受けてその變更工事に掛つて居りまして、株式割當の日迄に價格が決定され
なかつたやうなもの、その他株式割當後現状變更の認可を受けて現に工事中のもの等更に決濟を必要とする
部分が相當あるのであります。日本發送電株式會社法第十一條第二項の規定に依りますれば、かやうな部分
に對しましては金銭を以つて決濟することを得ることとなつて居ります。併しながら同條項は變更部分に對
し金銭を以つて決濟し得ることを定めた規定でありまして、當該變更部分に對する評價の方法を規定したも
のではないのであります。随ひまして昨年評價格を算定致しました當時工事中でありました部分につきまし
ても、又その變更工事に着手致しましたのにつきましても、出資の日迄に設備として完成し、運用せられる
状態に至つた部分に對する評價は勿論第九條の規定に依つて計算を致し、その評價格に對しまして金銭を以
つて決濟すべきであらうと存じて居りますが、併しながら出資の際に於いてなほ工事中に屬する變更部分に
つきましては、その部分は未だ運用せられる状態に至つて居らぬのでありますから、それに就いて迄第九條

第二號を適用することは法律の精神に照しまして妥當でないと存せられます。即ち第九條第二號は當該設備
が運用せられる状態にありまして、當該事業内に於て幾何の利益を擧げて居るかといふことを推定致し、そ
の収益力を加味して評價格を算定する趣旨でありますから、未だ運用せられる状態に立至つて居らぬもの
につきましては第二號を適用し得ないのであります。随ひまして當該部分につきましては出資の日迄に支出し
た實費を建設費と看做しまして、これに依り決濟することが法意に適した方法であらうと存するのでありま
す。かやうな意味を以ちましてこの議案を作つた次第であります。どうか御審議あらんことを願ひ致しま
す。

これに對して太田委員より、この場合も「眞實且つ有效なる支出」を適用するものなりや否やとの質問あり、
藤井準備局長次長より勿論適用するのであるが、工事中のものについては、それは「實費」といふことになるかと答
へ、質問を終つて原案通り可決した。

日本發送電株式會社設立前に於ける電力評價審査委員會は第八回迄で、一先づ會社設立に必要な出資財産の
評價に關する事項を議決したのである。

第四節 出資範圍

日本發送電株式會社設立の中核的事項たる出資設備の範圍を如何に決定すべきかについては、昭和十三年五月
下旬電力管理準備局議並びに逓信省議を経て、六月四日第一回電力審議會に諮問の上その要綱を決定した。
右要綱に基いて爲さるべき出資設備の具體的決定は、六月十五日藤井電力管理準備局長司會の下に、逓信省
電氣局並びに電力管理準備局の關係各課長及び逓信局電氣課長會議に於いて一應原案を作成し、七月二十六、七

兩日局議にかけ、八月五日遞信省議、同六日遞信大臣の決裁を経て正式に決定した。なほ右について準備局は八月五日内務、大藏、鐵道各省關係官に來局を求め、公營事業並びに鐵道軌道事業の出資設備につき協議打合せを行ひ、それらに諒解を求めた。

而してこれらの出資設備の公告は八月十一日附官報公告を以つて行はれたが、その後實地調査の結果、更に追加出資を必要とするものあるを認めため、十一月二十四日附官報を以つて追加分を公告し、設備所有者に通知した。

日本發送電株式會社に對する出資(買収を含む)設備の概要左の如し。

關係事業者 三三事業(内公營四)

送電線 亘長 約七、二〇〇軒

火力發電所 三四(出力約一、八二七、〇〇〇キロワット)

變電所 九五(容量約四、四〇〇、〇〇〇キロヴォルトアムペア)

水力發電所 一八(出力二六六、一五二キロワット)

第五節 承 繼

従業員承繼に關する事項

承繼係に於いては早くより出資事業者の従業員承繼に關する根本方針の立案を進めると共に、出資事業者に對して八月十一日附を以つて各従業員調書提出方を照會し、該調書に基いて引繼人員の調査を進めた。而してこれが引繼方針に關する原案を九月三十日、日本發送電株式會社設立委員會第二回特別委員會に附議決定した。仍つ

て準備局としては、右引繼方針の趣旨の徹底を圖り、出資會社と新會社との連絡の圓滿を期するため出資事業者との懇談會を開催した。懇談會日程は左の如くであつた。

十月八日—大阪。十月十日—福岡。十月十一日—廣島。十月十三日—東京。

なほ曩に提出を求めたる各出資事業者従業員調書記載の現場従業員に對する給與決定の資料として、更に詳細なる履歴及び給與を記載せる調書を提出せしむるため、十月二十五日附を以つて様式を印刷の上出資事業者に送附、記入方を照會し、日本發送電株式會社設立事務所宛提出せしむることとした。右調査の中給與調書は十一月二十日、履歴書は十二月末日迄を提出期限とした。而して現場従業員の如く引繼範圍明確ならざるものについては、一方に於いて出資事業者より引繼希望調書を提出せしむるを便宜とするので、十一月十日を期限としてこれが提出方を照會し、該調書に基いて審査の上その範圍を決定することにした。日本發送電株式會社設立事務所に於いては、これらの準備局の方針に基いて、三月末迄に引繼従業員カードを作成し、承繼事務完了に遺憾なきを期した。

貯藏品引繼に關する事項

出資事業者の貯藏品引繼に關する根本方針は、十一月九日日本發送電株式會社設立委員會第四回特別委員會に於いて決定した。而して右方針に基いて貯藏品引繼契約の方式を整備すると共に、出資設備調書に添附の貯藏品調書記載のものを一定の様式に依り調査整理し、これらを資料として出資事業者と懇談會を開き、引繼に萬遺漏なきを期した。これらの貯藏品に關しては、昭和十四年一月中旬迄に引繼契約書に調印し、貯藏品目録は一般貯藏品は一月末現在、石炭は二月末現在に依り作成提出せしめた。なほ右契約案並びに目録作成に關し出資事業者と個別的に實施方法を協議するため、東京に於いては昭和十三年十二月十二日より同十四日迄、大阪に於いては

同十五日より同二十日迄出資事業者との懇談協議が行はれた。

健康保険組合に関する事項

健康保険組合に關しては、昭和十三年十二月二十一日出資事業者組合理事者を招集し、厚生省當局の來會をも求めて、新組合設立につき懇談し、設立實施方法に關する具體事項を決定した。

右具體方針に基いて、昭和十四年一月九日、分割資格ある五事業組合に對し、組合分割の通牒が發せられ、各分割報告は同月下旬それ／＼到達した。仍つて準備局當局は、その他の組合に對し、組合員の新組合編入方につき同意書を送附さるべき旨一月二十六日附を以つて通牒を發した。

出資設備引繼に関する事項

出資設備引繼に關しては、昭和十三年十二月下旬具體的引繼方法を決定し、昭和十四年一月中これが準備を進めた。而して出資設備調書と現物とを實地に照合し、その結果の報告を待つて順次に處理した。

出資設備現狀變更に関する事項

出資設備の現狀變更は、各出資事業者よりの申請に對し必要已むを得ざるものに限り出来るだけ速に認可處分を爲しつゝ準備事務を進捗せしめた。而して昭和十四年三月一日以降は、引繼處理の關係上新規着手の見合せその他引繼事務處理の圓滑化のため必要な事項につきそれぞれ出資事業者に通牒を發した。

出資設備に關する契約設定引繼に関する事項

出資設備の貸借運轉委託關係契約締結については、契約雛形を作成の上、出資事業者との折衝の圓滿を期するため、昭和十四年二月中東京、大阪、福岡に於いて懇談會を開催した。なほ各種契約の承繼についても、各種契約毎に方針を決定の上具體的に承認を遂げた。

第六節 評 價

評價關係各種調表作成に關する件

出資財産の評價は極めて複雑且つ重大な問題であるので、價格算定の基礎資料たる調表の様式については深甚な考慮が拂はれた。殊にこれが様式を定むべき施行規則の制定は急を要し、評價方法要綱を評價審査委員會に諮つて決定を見る迄待つことが出来なかつたので、一層苦心が拂はれた。右様式は結局日本發送電株式會社法施行規則に於いて第一號乃至第四號様式として示されたので、各出資事業者はこの様式に依つて調表を作成し提出することになつた。仍つて準備局關係課に於いては、右調表の提出方及び記入心得を各關係事業者に通牒すると共に、豫め電氣協會と打合せて作成せしめて置いた各調表用紙を即時出資事業者に交付した。而してこれら調表の提出期限は昭和十三年八月二十日、同三十一日、九月十日とそれぞれ事業者別に分ちて決定されたが、なほこれが調製上疑義なからしめるため、關東方面の事業者に對しては準備局に出頭を求めて具體的説明を爲し、關西以西の事業者に對しては八月十四日大阪の電氣協會關西支部に於いて關係官出席の上説明會を行ふ等指導に努めた。

出資財産評價方法要綱、同説明書及び細則に關する件

出資財産評價の基準たるべき出資財産評價方法要綱は、八月十一日及び同十七日の二回に互る評價審査委員會に於いて決定され、更にこれが細則も局議及び省議を徑て決定を見た。

減價銷却率に關する件

電氣事業設備の減價銷却率は平常の料金監督及び會計監督上に於いても重要な問題として研究されてゐたが、殊に今回は一層嚴密にこれを決定する必要があつたので、内外の參考資料に則つて研究の上昭和十三年六月

下旬草案を作成、局議に附し、八月十一日及び同十七日の二回に互る評價審査委員会に於いて評價方法要綱附表として附議決定を見た。

出資設備實地調査に関する件

出資設備實地調査に関する事務は、現地に於いてその性能を判断し具體的結論を得るのであるから、最も困難なる事務の一つであつた。仍つて調査班の構成、出張順序並びに實地調査心得等は、評價關係各種調表の立案と相前後して慎重周密に攻究され、實地調査に當りては關係各遞信局の應援を受くることとし、これが人選を各局に依頼した。昭和十三年八月十三日遞信省に於いて關係遞信局電氣課長並びに各係長等の打合せが開かれ、各般事務運行の圓滑化を期した。なほ八月二十九日、三十日の兩日に互り、更に準備局並びに電氣局評價事務擔當者及び曩に人選を了したる各遞信局應援者等全部集合の上實地調査に関する打合せを行ひ、愈々調査班は九月一日より夙班に分れて一齊に全國それぞれ分擔區域の調査に出勤した。これよりさき、八月三十日には評價事務擔當者の陣容整ふや、全員に對し大和田準備局長官より實地調査に関する訓示があつた。

一方評價關係各種調表も十月十日日本電力の分を最後として全部提出されたので、實地調査事務も豫定の如く進捗を見、十月三十一日を以つて出資三十三事業者全部に関する實地調査を終了した。この間評價審査委員会の太田委員は、主管課長を帶同して東京及び大阪に於ける主要事業者について會計上の調査を執行した。更に追加指定の分に對しては十一月二十四日、同二十五日實地調査を行つた。

なほ、資産及び負債を包括移轉することとなつた大同電力の殘存財産評價に關しても認可の適正を期するため昭和十三年十二月に實地調査が行はれた。

還元率に関する件

日本發送電株式會社法第九條第一項第二號の「一定の利率」については學說、實例その他諸般の資料を參考とし評價課に於いて攻究中であつたが、十一月二十三日準備局々議、同月二十五日遞信省議に於いて年七分と決定直ちに法制局及び大藏省等と協議したる後、十一月二十八日第三回評價審査委員会に諮問、決定を見た。右還元率は十二月九日勅令第七百五十四號を以つて日本發送電株式會社法施行令第十一條として公布された。

出資財産評價算定に関する件

出資財産の價格算定に關しては、曩に評價審査委員会に諮つて決定せる評價方法要綱に則り、別に定めたる細則に基いて各事業者別に數字を整理し、計算の終了せるものから逐次評價審査委員会に附議することとした。これらの算定結果は昭和十三年十二月五日、七日、九日、十四日の數日に互り開催の評價審査委員会に於いて議決し、直ちに遞信大臣に報告された。遞信大臣は十二月十九日委員會議決の如く建設費、減價銷却金額及び益金を決定したので、翌二十日右出資財産評價價格は各出資事業者に通知され、同時に日本發送電株式會社設立委員長にも通知された。

現狀變更並びに工事中部分の價格設定に関する件

日本發送電株式會社法第十一條第二項の規定に依る現狀變更部分に對する決済方針及び出資設備につき、出資の際現に工事中に屬する部分ある場合に於ける決済方針等も、昭和十四年二月六日局議に於いて決定し、その中後者については同年二月二十二日第八回評價審査委員会に附議決定を見た。

なほ右の方針に基く決済額については、昭和十四年四月一日出資ありたる後整理算定の上同年六月一日第九回評價審査委員会に附議決定を見、直ちに出資事業者及び日本發送電株式會社間に於いて金錢を以つて決済が行はれた。

第七節 社 債

電力管理關係社の建設資金問題の措置に關する件

右に關しては昭和十三年六月中旬準備局議並びに參與外關係者打合會を開いて根本方針を決定。同二十五日逕信大臣の決裁を経てこれを一般に發表した。該措置方法の内容左の如し。

電力國家管理ノ實施途上ニ於ケル電力會社ノ建設資金調達ハ相當困難ナル事情アルニ鑑ミ、政府當局ニ於テハ之ガ打開策トシテ此ノ際左記ノ如キ方針ニ依リ措置スルコトトシタリ。

一、電力會社ニ於テ目下建設中ノモノ及今後建設スベキ設備ニ要スル資金ニシテ、出資ニ關係アルコトガ直接又ハ間接ニ其ノ調達ヲ阻害スルガ如キ事情アルモノニ對シテハ従前ノ取引關係ヲ尊重シ興業銀行及市中銀行ヲシテ貸出ニ應ゼシムル様政府ニ於テ斡旋ニ努ムルコト、之ガ爲ニハ關係會社ヨリ具體的ニ其ノ申出ヲ爲サシムルコト

二、融通資金ハ建設工事中ノ設備ノ取扱ト併セ左ノ措置ヲ講ズルコト

(一) 事業財産ノ全部ヲ日本發送電株式會社ニ對シ移轉スベキ電力會社ニ在リテハ、既設備出資ト共ニ建設工事中ノ設備ヲ發送電會社ニ移轉シ、之ト同時ニ融通資金ノ債務ヲ同會社ニ承繼スルコト

右ノ場合ニ於テ事業財産全部ガ工事中設備ナルトキハ可及的速ニ適當ノ方法ニ依リ事業財産ト共ニ債務ヲモ發送電會社ニ包括移轉スルコト

(二) 事業財産ノ一部ヲ日本發送電株式會社ニ對シ移轉スベキ電力會社ニ在リテハ、殘存事業トノ關係を考慮シ必要ニ應ジ建設工事中ノ設備(當然ノ出資タルト否トニ拘ラズ)落成ノ後當該設備ヲ發送電會社ニ移轉

スルト共ニ融通資金ノ債務ヲ承繼セシメ又ハ當該設備ヲ工場財團ニ追加シ當該債務ノ擔保タラシムル等適當ノ方法ヲ講ズルコト

外債の政府保證に關するアナウンスメントに關する件

電力外債の取扱は、電力管理をこの角度のみよりするも不能ならしむとなすが如き反對意見さへも強かりし程の問題であるので、相當慎重に考慮を加へた。先づ外債の政府保證に關するアナウンスメントを如何にするかについては、豫て日本興業銀行、三井銀行等より當局に對して伺出があり、これに關する具體案を決定するため、昭和十三年六月二十四日電力外債關係の打合會を開いた。其の際東京電燈英貨債につき廣告することになり、七月五日ラザード・ブラザース會社を通じ倫敦に於いて外債に對する帝國の處理方針と、何等不安の要なき趣旨を廣告した。

電力外債登録に關する件

米國取引所に上場せる電力外債の登録問題に關しては、紐育駐在荒川財務官より大藏省宛の來電に依りこれを具體化することに決し、五月十七日の大藏次官よりの通牒に基き六月七日五大電力會社宛その旨通知、六月二十四日開かれたる外債關係者打合會に於いて各社同一歩調をとることを申合せた。電力外債に對する外國債權者の意嚮については、興業銀行を中心として銳意打診したが、外債關係者の希望に依つて外國周知用英文パンフレット並に電力管理關係各法律の英文譯を示す必要ありとすることになり、九月月上旬これらのものが完成したので、九月十八日右を添附登録手續を完了した。

出資設備擔保調書に關する件

右は日本發送電株式會社施行規則公布以前に一切の様式を決定し、該施行規則にこれを規定し、出資設備公告

通知を俟つて、八月十一日附で調書並びに附屬書類を九月二十日迄に提出すべき旨通牒を發した。これらの調書は、全部提出を俟つて調書中の記載事項變動に關する届出等と共に一括整理された。

出資設備に對する擔保權設定の件

右に關しては日本發送電株式會社法第七條の規定に基き準備局受給課に於いて慎重なる認可基準を決定の上、東邦電力及び三井銀行申請のものを八月二十五日認可指令を發したるを始めとして、順次日本電力、東京電燈、宇治川電氣、矢作水力、出雲電氣關係等の處理を了した。

九州電氣軌道財團に屬する出資設備の措置に關する件

右に關しては受託會社たる日本興業銀行より非公式に提案あり、一方九州電氣軌道會社よりも意見の開陳があつたが、結局兩者間の折衝が纏り一應軌道財團を擔保とする社債を償還の上出資設備の抵當權を解除することに處理された。

關西共同火力社債承繼に關する件

關西共同火力發電の社債元利支拂義務を日本發送電株式會社に承繼せしむる件については、大藏省當局、發送電會社設立委員、興業銀行、關西共同火力當事者等の意見を徴した上具體的方針を決定、昭和十三年十月三日承繼廣告及び通知手續を完了した。而してその承繼價格は、十一月十六日協定成立、遞信省に於いては同十八日これを決裁し、十二月一日大藏省側の回答を受け、同日承繼價格を認可した。

大同電力の社債承繼に關する件

大同電力の社債承繼に關しては大藏省と協議し、日本興業銀行及び大同電力等の意見をも徴した上、昭和十三年十二月三日承繼公告並に通知手續を執つた。その承繼價格については昭和十四年一月二十四日準備局議に於い

て大體決定を見、同三十一日大藏省と内交渉を行ひ、大同電力と發送電設立委員長との承繼價格に關する協定は二月十六日成立し、直ちに認可申請の手續を執つた。而して準備局に於いては正式に大藏省と協議の上三月十五日これを認可した。

大同電力の殘存設備買収命令に關する件

大同電力の殘存設備買収命令は昭和十三年十二月三日に發せられた。而して右は同二十日の日本發送電株式會社設立委員會特別委員會に附議され、二十二日には實地調査が完了した。翌昭和十四年一月十一日には、水利權の措置に關して準備局、電氣局關係官と内務省關係官との間に協議調ひ、各關係府縣知事に對して内翰が發送された。一月二十四日買収價格に關し準備局議を開き原案を定め、二月正式に買収價格が決定した。

第八節 建設及び運轉計畫

發送電豫定計畫

發送電豫定計畫に關しては、先づ需用想定に關し各種資料を蒐集して攻究すると共に、各地帯毎に發送電豫定計畫に關する資料を蒐集して立案の參考に供した。而してこれら資料の統括整理を俟つて各地に涉り需用電力の現地調査が行はれた。その結果、昭和十三年十月中旬準備局議に於いて原案決定の運びとなり「昭和十四年度より昭和十八年度に至る全國發送電豫定計畫」は十月二十一日の第二回電力審議會に於いて可決され「日本發送電株式會社發送電豫定計畫」も同時可決を見た。

日本發送電株式會社十ヶ年の發送電計畫

右については第一事業年度に着手すべき建設計畫に關し物資動員計畫に即應せしむべき適當なる對策を攻究し

各地帯實地調査の結果に基づいて順次具體計畫が樹立された。先づ廣島、山口連絡送電線路新設計畫及び大阪、神戸間及び安足間、砂川間送電線路電壓上昇並びに神戸變電所増設、砂川變電所新増設計畫等が決定された。なほ九州その他各地帯の發送電計畫調査、昭和十四年度に會社の着手すべき火力發電計畫等も夫々調査完了計畫決定を見た。

日本發送電株式會社電力設備の建設

右については水力、火力發電所、變電所に關する設計要綱の立案を進めると共に、並行して會社開發豫定水力地點の選定調査を北海道、四國、九州、中國及び本州中央部等各地に行つた。必要ある場合は、開發方針に關し内務省土木局に概括説明をする等圓滿進捗について萬全の措置を講じ、又工事中の電力設備の工事促進については事業者より進捗状況を毎月報告せしむると共に責任者を招致して促進方の交渉を行つた。

會社開發水力地點の豫測は九月始完了、候補地點の選定は九月末完了を見た。即ち昭和十四年度に着手すべき水力地點は北海道巖松外十六地點と決定したが、その地方別内譯は左の如くである。

- 北海道 五地點
- 九州 二地點
- 四國 二地點
- 中國 二地點
- 本州中央部 一地點
- 利根川 三地點
- 只見川 一地點

九頭龍川 一地點

これらの水力使用計畫については實測終了の地點より順次着手され會社設立迄には全部決定を見た。

配給計畫

電力配給については計畫要綱を起草する一面日本發送電株式會社配給組織並びに送電系統の調査及び計畫を樹立するため、各事業者より右に關する資料を蒐集し、會社に提供すべき配給司令設備、送電線用搬送式電話設備等についても鋭意調査の上遺憾なきを期した。

燃料關係

各火力發電所に於ける從來の石炭受量、銘柄、炭種、炭田別等詳細なる調査を遂げ、昭和十二、三年度の石炭受入量消費量貯炭量調査を作成し、石炭の配給統制計畫樹立に資した。なほこれらの調査に基づいて、發送電豫設計畫その他と睨み合せ、昭和十四年より昭和十八年に至る日本發送電株式會社石炭消費量、炭價等に關する調査算定を行ひ、一方出資火力發電所昭和十四年三月末貯炭量及び價格等に關する調査も行つた。かくて昭和十四年上半年分會社豫想石炭消費量並びに購入石炭量等の算定が行はれた。

これと同時に、石炭の獲得の如何は電力管理の目的を達成すると否との重要な鍵關たるを以つて、準備局開設早々より引續き數回、商工省鑛山局長の斡旋を受け、全國主要石炭關係者との協議會を催し、所要炭量の説明と今後の協力を求め、諒解を得る一方、出資各會社に對しては、從來の石炭契約の繼續貯炭の増加方等につき極力要請し、時々各發電所を實査し貯炭調べを行ふ等準備局、設立事務所共に萬遺憾なきを期した。

特殊産業用電力の準備に關する件

右に關してはアルミニウム、ステンレス、炭鑛その他に對する電力につき調査を遂げた。

會社の水利使用開發計畫

右は昭和十三年十二月十五日の準備局議に於いて方針も決定、同二十一日逓信省、内務省兩當局の第一回會議に於いて打合の上運行方法を決定し、具體的に進捗せしむることになった。

昭和十四年一月十一日大同電力の水利權移轉問題を中心に第二回逓信省、内務省打合會が開かれ、大同電力の水利權移轉に關し未着手の地點については許可命令書を一部更改し許可すること、なほその取扱方法については豫め逓信省電氣局監理課長、内務省土木局河川課長の連名の内翰を以つて關係各府縣に通達することとし、既設及び既着手の地點は従前通りの取扱に依ることと決定した。

二月一日の第三回逓信、内務打合會に於いては、東信電氣山郷地點外八件の水利使用出願に對する處理方針を決定した。なほ日本發送電株式會社の水利使用出願保證金に關する特例につき府縣令水利使用規則の改正に關し内務省より保證金を要せざる旨の通牒を各府縣に發することに決定した。

給電に關する件

給電方法に關しては關係官廳係官立會の上發送電會社側と關係會社側と協議、圓滿遂行を期した。

第九節 受 給

電力料金及び受給條件の決定

右に關しては昭和十三年五月下旬より逓信省電氣局關係各課と連絡の上、(一)水力電氣買入料金決定方針、(二)供給料金決定方針、(三)特殊料金政策、(四)承継受給契約の調査等につき検討を重ね、先づ電力料金基準要綱案を作成し十月二十一日第二回電力審議會に附議決定した。

受給條件に關しては先づ調査様式を定めたる後、日本發送電株式會社設立事務所と協力して事業者提出調書に基き慎重審査算定を遂げた。

會社受給計畫

右に關しては日本發送電株式會社の買受べき水力發電所の出力査定に必要な河水調査資料に基き、受給電力計畫設備に關する對策を樹て、以つて萬遺憾なきを期した。

電力受電に關する調書作成の件

右に關しては昭和十三年十月二十一日附を以つて所定様式に依る調書提出方各電氣事業者に照會を發した。右照會を發するに先立ち、十月一日大阪に於いて開かれた電氣協會主催の電力受給關係説明會に關係官出席、各關係事業者に對し調書作成方針を説明した。而してこれらの調書は十一月末迄に殆んど全部の提出を見た。

受電料金の原價額の算定事務

右に關しては昭和十三年十一月五日、受給料金事務處理手續について關係各課打合せを遂げ、これに基いて受電料金を算定することになり、先づ原價算出を行ひ關係各課の算出數値と突合せて受電料金基本額を決定した。

受給契約雛形の作成

右については受電、供給共一應主務課案を作成の上日本發送電株式會社設立事務所と協議決定した。

料金決定規則の作成

受給料金決定の手續法規として料金決定規則が作成された。

第十節 設立

日本發送電株式會社設立委員會

昭和十三年九月六日設立委員六十五名が任命され、同十五日第一回委員會が開かれた。右委員會に於いては、先づ設立委員會規則、設立委員會の事務處理要則が決定され、特別委員十八名が選ばれた。特別委員は即日第一回會議を開き、特別委員長を選挙し、會社設立事務の運行に當つた。委員會、特別委員會は、會社創立總會に至るまで數次又は十數次に互つて會議し順調に事務を處理した。

設立事務所

九月六日設立委員の任命と同時に、電力管理準備局構内に日本發送電株式會社設立事務所が設けられ、設立事務所規定、設立事務所借入金經理規程、服務内規、給與内規等の決定を見た。設立事務所は逐次人員、備品を整備し、準備局事務、設立委員會の進行と並行して會社創立の基礎的事務を整理した。

會社定款

日本發送電株式會社定款は、準備局開設間もなく草案作成に着手し、關係各當局の意嚮を參酌して案を練り、九月初旬一應成案を得、更に詳細慎重に字句を整備し、十二月二十日正式に認可を得た。然るにその後一部變更の必要を認めためたので、改めて昭和十四年二月四日變更認可を得た。

會社職制及び業務規程

日本發送電株式會社の職制並びに業務諸規程は専ら準備局總務課に於いて草案作成に當り、昭和十四年三月末會社創立總會に於いて正式決定した。

會社業務規程

日本發送電株式會社の國策會社たる業務運營上の監督方針は、國家管理なる新形態の運用とは不即不離に無用の制肘を避け、而も必要の注意を怠らぬ様特に巧緻適切を期するの要あるものと考へらるゝのであるが、成立後の實狀に鑑み勿論適宜の修正を加ふるものとして差向必要と認むる業務規程が設けられた。

株式募集事務

株式募集に關しては日本銀行、日本興業銀行、會社設立事務所と打合協議の上株式募集計畫案を作成、設立委員會特別委員會の議を経て該案を決定した。案の内容左の如し。

日本發送電株式會社株式募集計畫

一、株式募集ノ根本方針

株式募集ニ當リテハ本會社設立ノ趣旨ニ基キ左ノ方針ヲ以テ實施スルモノトス

- (イ) 本會社ノ事業ニ關係ヲ有スル者ヲ株主タラシムルト共ニ汎ク一般ニ株主タルノ途ヲ拓クコト
- (ロ) 堅實ナル株主ヲ得ルコトヲ主眼トスルコト
- (ハ) 株式募集手續ハ成ル可ク簡易迅速ヲ圖ルヲ旨トスルコト

二、募集株式ノ總額

募集株式ノ總額ハ一億圓トシ其ノ總株數ハ二百萬株トス

(註) 募集株式ノ内譯ハ凡ソ左記ニ依ルモノトス

- (1) 贊成人引受 一、六〇〇、〇〇〇株
- (2) 一般公募 四〇〇、〇〇〇株

三、申込株數

申込株數八十株及其ノ倍數トス

四、申込證據金

一般公募株ノ申込證據金ハ一株ニ付金二圓五十錢トス

前項ノ申込證據金ハ第一回拂込金ニ振替充當ス

五、一株ノ金額並ニ第一回拂込金

一株ノ金額ハ金五十圓トシ、第一回拂込金ハ一株ニ付金十二圓五十錢トス

六、株式募集取扱機關

株式募集ニ付テハ國債シチケート團ニ屬スル銀行信託會社及其ノ他ノ有力銀行並ニ有力ナル證券業者

ニ募集事務ヲ取扱ハシメ日本興業銀行ヲ幹事トス

右取扱店ハ本店及内地ニ於ケル主要ナル支店ニ限定ス

七、其ノ他

前記各項以外ノ事項ニ付テハ設立委員長ニ於テ適宜之ヲ處理スルモノトス

株式募集は先づ賛成人引受株を決定したる後一般公募を爲したがその事務的處理は左の如くであつた。

昭和十四年一月十六日

株式申込受付開始

同 日

株式申込締切

一月二十五日

株式申込證引繼完了

一月二十七日

株式の割當の決定

一月三十日

株式申込證検査

二月一日

株式の割當及び拂込通知

なほ拂込期日は二月十五日であつた。

第十一節 豫算其の他

電氣應豫算並びに官制

電力管理準備局に於いては開設以來電力管理關係準備事務を進めると共に、その準備事務の一部として監督官廳として新に設置さるべき電氣應の構成に關しても具體案を練ると共に、これが豫算その他國家管理遂行上必要なる諸對策をも準備し、監督業務上萬遺憾なきを期した。

電氣應豫算は準備局總務課に於いて早くより編成に着手し、新規事業及び所要人員等に關する局議決定を俟つて豫算案を昭和十三年七月末經理局に送附した。該豫算案は一部修正の上八月三十一日遞信省議に於いて決定を見、次いで閣議決定を見た。電氣應總豫算内容は左の如くである。

經常部

電氣應費

九五五、七〇四圓

臨時部

電氣用品標準仕様制定補助費

二、五〇〇圓

農村電氣利用改善費

一二八、七九八圓

臨時發電水力調査費

二一〇、三四九圓

電力設備出資關係事務取扱費

金鑛山送配電助成施設費

電氣廳官制並に分課規程

電力國家管理の實施に伴ひ電氣行政上遺憾なきを期するには逓信省電氣局の機構を擴大強化し、電氣廳を設置して、逓信省外局として獨立的な權限を持たせることが必要である。そのために新に電氣廳官制を制定した。該官制の内容並びに電氣廳分課規程は左の如くである。

電氣廳官制

第一條 電氣廳ハ逓信大臣ノ管理ニ屬シ左ノ事務ヲ掌ル

一 電力管理法ニ依ル電力ノ管理ニ關スル事務

二 電氣ニ關スル事業監督、取締及檢定ニ關スル事務

三 發電水力ニ關スル事務

四 日本發送電株式會社ノ監督ニ關スル事務

第二條 電氣廳ニ長官官房及左ノ二部ヲ置ク

第一部

第二部

長官官房ニ於テハ人事、文書及會計ニ關スル事務並ニ他ノ主管ニ屬セザル事務ヲ掌ル

第一部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 電氣ニ關スル事業監督及取締ニ關スル事務

二 電力料金其ノ他ノ電力受給ニ關スル事務

三 第四項第三號ニ掲グル以外ノ發電水力ニ關スル事務

四 電氣測定器ノ檢定ニ關スル事務

第二部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 政府ノ管理ニ屬スル發電及送電ノ設備ノ建設及變更ニ關スル事務

二 電力管理法第四條ノ命令ニ關スル事務

三 第一號ノ設備ニ屬スル發電水力ニ關スル事務

第三條 電氣廳ニ左ノ職員ヲ置ク

長官 勅任

部長 二人 勅任

書記官 五人 奏任

事務官 十五人 奏任

技師 專任四十五人 奏任 内二人ヲ勅任ト爲スコトヲ得

屬 專任百二人 判任

技手 專任百三人 判任

第四條 電氣廳ニ參與十五人以内ヲ置キ應務ニ參與セシム

參與ハ逓信大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳勅任官及學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

學識經驗アル者ノ中ヨリ命ゼラレタル參與ノ任期ハ三年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ

解任スルコトヲ妨グズ

參與ハ勅任官ノ待遇トス但シ本官ヲ有スル者ニ付テハ本官ノ受クル待遇ニ依ル

第五條 長官ハ遞信大臣ノ指揮監督ヲ受ケ職務ヲ統理シ所屬職員ヲ指揮監督シ判任官以下ノ進退ヲ專行ス

第六條 部長ハ長官ノ命ヲ承ケ部務ヲ掌理ス

第七條 書記官及事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

第八條 技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第九條 屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第十條 技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

電力管理準備局官制ハ之ヲ廢止ス

電氣廳分課規程

第一條 長官官房ニ總務課及調査委員ヲ置ク

第二條 長官官房總務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 機密ニ關スル事項

二 人事ニ關スル事項

三 長官ノ官印及應印ノ管守ニ關スル事項

四 文書ノ受授發送及編纂保存ニ關スル事項

五 文書ノ審査及進達ニ關スル事項

六 會計ニ關スル事項

七 國有財産ニ關スル事項

八 電氣事業ノ調査ニ關スル事項

九 統計ニ關スル事項

十 公益法人ノ監督ニ關スル事項

十一 日本發送電株式會社ノ定款、職制及人事ニ關スル事項

十二 電氣委員會、電力審議會及電力評價審査委員會ニ關スル事項

十三 各部ニ屬セザル事項

第三條 調査委員ハ電氣事業ノ重要事項ヲ調査ス

第四條 第一部ニ左ノ四課ヲ置ク

監督課

業務課

監查課

技術課

第五條 第一部監督課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 政府ノ管理ニ屬セザル電氣施設ノ監督ニ關スル事項

二 政府ノ管理ニ屬セザル電氣施設ノ發電水力使用ノ監督ニ關スル事項

- 三 政府ノ管理ニ屬セザル電氣施設ノ保安通信用電話ノ監督ニ關スル事項
 - 四 配電ノ統制ニ關スル事項
 - 五 電氣事業ノ合併、讓渡、休止及廢止ニ關スル事項
 - 六 日本發送電株式會社ニ對スル電力設備ノ出資ニ關スル事項
 - 七 電氣用品ノ取締ニ關スル事項
 - 八 電氣工事人ノ取締ニ關スル事項
 - 九 電氣測定器ノ檢定ニ關スル施設及取締ニ關スル事項
 - 十 部中他課ニ屬セザル事項
- 第六條 第一部業務課ニ於テハ左ノ事項ヲ掌理ス
- 一 日本發送電株式會社ノ電力料金ニ關スル事項
 - 二 日本發送電株式會社ノ電力受給條件其ノ他電力受給業務ニ關スル事項
 - 三 一般電氣料金ノ監督ニ關スル事項
- 第七條 第一部監査課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
- 一 電氣事業ノ會計及資金ノ監督ニ關スル事項
 - 二 電氣事業ノ業務檢査ニ關スル事項
 - 三 事業兼管ニ關スル事項
- 第八條 第一部技術課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
- 一 第一部ニ屬スル事務中技術ニ關スル事項

- 第九條 第二部ニ左ノ五課ヲ置ク
- 企畫課
 - 電力課
 - 水力課
 - 火力課
 - 水力調査課
- 第十條 第二部企畫課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
- 一 發送電豫定計畫ノ設定ニ關スル事項
 - 二 電力ノ配給ニ關スル事項
 - 三 資源調査ニ關スル事項
 - 四 日本發送電株式會社ニ對スル電力施設ノ建設及變更命令ニ關スル事項
 - 五 政府ノ管理ニ屬スル電氣施設ノ監督ニ關スル事項
 - 六 政府ノ管理ニ屬スル電氣施設ノ發電水力使用ニ關スル事項
 - 七 政府ノ管理ニ屬スル電氣施設ノ保安通信用電話ノ監督ニ關スル事項
 - 八 部中他課ニ屬セザル事項
- 第十一條 第二部電力課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
- 一 第二部ニ屬スル事務中電氣技術ニ關スル事項
- 第十二條 第二部水力課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス